平成２３年７月２８日
原子力安全・保安院

地震被害情報（第２１３報）
（７月２８日１２時００分現在）

原子力安全・保安院が現時点で把握している東京電力(株)福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所、東北電力㈱女川原子力発電所、日本原子力発電（株）東海第二、電気、ガス、熱供給、コンビナート被害の状況は、以下のとおりです。

前回からの主な変更点は以下のとおり。

１．原子力発電所関係

〇東京電力(株)福島第一原子力発電所

・１号機の原子炉注水量について、注水ポンプ１台で 3.8m^3/h に調整（7 月 27 日 18:10）
・２号機の原子炉注水量について、注水ポンプ１台で 3.5m^3/h に調整（7 月 27 日 18:10）
・３号機の原子炉注水量について、注水ポンプ１台で 9.0m^3/h に調整（7 月 27 日 18:10）
・４号機使用済燃料プールの代替冷却装置の２次系試運転を実施（7 月 28 日 10:55～11:53）
・４号機使用済燃料プールの代替冷却装置の１次系耐圧試験を実施（7 月 28 日 10:09～10:57）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送（7 月 26 日 11:00～7 月 27 日 16:00）
・６号機のタービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送開始（7 月 27 日 10:00）。その後、移送ポンプからの漏えいにより、移送停止（同日 10:45）。移送ポンプの交換作業を実施（同日 12:30～14:00）。（なお、漏えい量は約 20 ﾘｯﾄﾙであり、漏えい水の地面や海洋への流出はない。）
・６号機の原子炉建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送（7 月 27 日 8:45～11:20、13:00～13:30）
・６号機のタービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送開始（7 月 28 日 10:00～）
・リモートコントロール重機によりがれき（コンテナ７個分）を撤去（7 月 27 日 8:45～16:00）

＜警戒区域への一時立入りについて＞

7 月 28 日、大熊町、双葉町、富岡町及び楢葉町で、車の持ち出しを実施。

（本発表資料のお問い合わせ）
原子力安全・保安院
原子力安全広報課：吉澤、小山田
電話：０３－３５０１－１５０５
０３－３５０１－５８９０

（別紙）

１　発電所の運転状況【自動停止号機数：１０基】

○東京電力(株)福島第一原子力発電所（福島県双葉郡大熊町及び双葉町）

（１）運転状況

１号機（46 万 kW）（自動停止）

２号機（78 万 4 千 kW）（自動停止）

３号機（78 万 4 千 kW）（自動停止）

４号機（78 万 4 千 kW）（定検により停止中）

５号機（78 万 4 千 kW）（定検により停止中、3 月 20 日 14:30 冷温停止）

６号機（110 万 kW）（定検により停止中、3 月 20 日 19:27 冷温停止）

（２）モニタリングの状況

東京電力 HP（http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/f1/index-j.html）参照

（３）主なプラントパラメーター（7 月 28 日 6:00 現在）

	１号機	２号機	３号機	４号機	５号機 （冷温停止）	６号機 （冷温停止）
原子炉圧力*1 [MPa]	0.127(A) *5 － (B)*5	0.135(A) *7 － (B) *7	-0.069(A) *3 0.001(C) *3	－	0.113	0.122
原子炉格納容器圧力 (D/W) [kPa]	135.2	136*8	101.6*8	－	－	－
原子炉水温度 [℃]	－	－	－	－	25.1	54.1
原子炉水位*2 [mm]	ﾀﾞｳﾝｽｹｰﾙ(A) -1650(B) *3	-1850(A) *3 -2150(B) *3	-1750(A) *3 -2150(B) *3	－	1959	2113
原子炉格納容器内 S/C 水温 [℃]	46.0(A) 45.8(B)	50.7(A) 50.6(B)	45.8(A) 45.9(B)	－	－	－
原子炉格納容器内 S/C 圧力 [kPa]	115	ﾀﾞｳﾝｽｹｰﾙ*4	184.3	－	－	－
使用済燃料プール 水温度 [℃]	＊４	34.0	31.5	88～90*6	28.4	42.0
備　考 （データ採取時間）	7/28 5:00 現在の値	7/28 5:00 現在の値	7/28 5:00 現在の値	7/27 16:00 現在	7/28 6:00 現在の値	7/28 6:00 現在の値

＊１：絶対圧に換算

＊２：燃料頂部からの数値

＊３：状況推移を継続確認中

＊４：計器不良

＊５：6 月 4 日 11:00 より、仮設計器の値をＡ系に代表して記載

＊６：仮設の熱電対の測定値

＊７：6 月 24 日 20:00 より、仮設計器の値をＡ系に代表して記載（参考値）

＊８：7 月 16 日 5:00 より、データ記載計器を変更

（４）各プラント等の状況

＜１号機関係＞

・原子力災害対策特別措置法第１５条（非常用炉心冷却装置注水不能）に該当する旨の通報（3 月 11 日 16:45）

・東京電力(株)より原子力安全・保安院に対して、「福島第一原子力発電所１号機の 2 時 30 分現在のプラント状況として、ドライウェル(D/W)圧力が 840kpa、原子炉水位が燃料頂部+130 ㎝（Ａ系）、+53 ㎝（Ｂ系）である」旨報告（3 月 12 日 2:47）

・東京電力(株)が、福島第一原子力発電所１号機への消防ポンプによる淡水注水開始（3 月 12 日 5:46）

・東京電力(株)は、消防車を用いて真水を 2,000 リットル注入完了（3 月 12 日 6:30）

・東京電力(株)より、原子力安全・保安院に対し、「7 時 30 分現在の情報として、１号機のベント操作に向けて電源を復旧するため仮設ケーブルの敷設作業を実施中」と報告（3 月 12 日 7:59）

・東京電力(株)より、原子力安全・保安院に対し、「8 時 30 分現在の情報として、１号機の原子炉水位はＴＡＦ付近まで低下している状況（消火用ポンプ車で原子炉への注水を実施中）」と報告（3 月 12 日 8:29）

・東京電力(株)が、福島第一原子力発電所１号機のベント作業のため、現場に出発（その後、第１班が１つ目の弁を手動で 25%「開」操作するも、２つ目の弁を開きに行った第２班は作業員の被ばく線量が大きく、中断）（3 月 12 日 9:04）

・東京電力(株)より、原子力安全・保安院に対して、「福島第一原子力発電所１号機の１つ目の弁が開いた」と連絡（口頭）（3 月 12 日 9:30）

・ベント開始。東京電力(株)が、中央操作室から遠隔操作により、福島第一原子力発電所１号機の２つ目の弁を「開」操作（その後、モニタリングポストの測定線量率の上昇を確認）（3 月 12 日 10:17）

・東京電力(株)より原子力安全・保安院に対して、「12:55 現在で１号機水位は燃料棒頂部-1700 ㎜（燃料域Ａ）、-1500 ㎜（燃料域Ｂ）」との報告（3 月 12 日 13:14）

・東京電力(株)が、２つ目の弁につき、追加操作を実施（空気圧縮機を使用）（3 月 12 日 14 時頃）

・東京電力(株)が、１号機の格納容器の圧力低下を確認（3 月 12 日 14:30）

・真水を８万リットル注入完了（3 月 12 日 14:53）（その後、どの時点で停止したか不明）

・原子炉圧力容器内に消火系ラインを用いて海水を注水開始(3 月 12 日 19:04)、ホウ酸投入開始（3 月 12 日 20:45）→注水を一時中断（3 月 14 日 1:10）

・１号機で爆発音（水素爆発と思われる爆発が発生、3 月 12 日 15:36）

・消火系に加え、給水系を使うことにより炉心への注水量を増量（2m^3/h→18m

^{3}/h）（3 月 23 日 2:33)。その後、給水系のみに切替（約 11m^3/h）（3 月 23 日 9:00）
・中央制御室の照明復帰（3 月 24 日 11:30）
・原子炉圧力容器へ淡水を注水開始。（3 月 25 日 15:37）
・タービン建屋地下の溜まり水を測定した結果、主な核種として ^{131}I（ヨウ素）が 2.1×10^{5}Bq/cm^3、^{137}Cs（セシウム）が 1.8×10^{6}Bq/cm^3、検出
・消防ポンプによる淡水の原子炉圧力容器への注水を仮設電動ポンプに切り替え（3 月 29 日 8:32）
・タービン建屋地下の溜まり水を、3 月 24 日 17:10 から復水器へ移送開始。復水器の水位が満水に近いことが確認されたため、復水器への排水を停止（3 月 29 日 17:30)。タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水貯蔵タンクの水を、サプレッションプール水サージタンク（Ａ）へ移送開始（3 月 31 日 12:00）し、移送先をサプレッションプール水サージタンク（Ｂ）に切り替えた後（3 月 31 日 15：25)、移送を再開し、終了（4 月 2 日 15:26）
・使用済燃料プールについて、コンクリートポンプ車(62m 級)が約 90t 放水（淡水）（3 月 31 日 13:03～16:04)。コンクリートポンプ車(62m 級)による放水位置の確認のため、試験放水（4 月 2 日 17:16～17:19）
・タービン建屋の一部の照明が点灯（4 月 2 日）
・原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を仮設電源から外部電源に切り替えるため、一時的に消防ポンプに切り替えて原子炉へ淡水の注水を実施（4 月 3 日 10:42～11:52）
・原子炉圧力容器への淡水の注水を外部電源に切り替え（4 月 3 日 11:50）
・タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水器の水を復水貯蔵タンクへ移送開始（4 月 3 日 13:55）
・原子炉格納容器内での水素燃焼の可能性を下げることを目的として、原子炉格納容器への窒素封入操作開始（4 月 6 日 22:30）
（その後、圧力計装配管に割れが見つかったため、補修を行うこととし、一時中断した）
・原子炉格納容器への窒素封入開始を確認（4 月 7 日 1:31）
・窒素封入２台目起動（4 月 7 日 2:36）
・窒素封入２台目開始（4 月 7 日 2:58）
・原子炉格納容器への窒素封入を高純度窒素発生装置に切替（4 月 9 日 4:10）
・復水器から復水貯蔵タンクへの移送完了（4 月 10 日 09:30）
・地震発生（4 月 11 日 17:16 頃福島県浜通り、M7.0）により外部電源が喪失するとともに原子炉圧力容器への淡水の注水及び原子炉格納容器への窒素封入が停止（4 月 11 日 17:16 頃）
・外部電源復旧（4 月 11 日 17:56）
・原子炉圧力容器への淡水の注水再開（4 月 11 日 18:04）

・原子炉格納容器への窒素封入を再開（4 月 11 日 23:34）
・原子炉建屋において、無人ロボットによる状況確認等を実施（4 月 17 日 11:30～17:30 頃）
・炉心注水に使用しているホースを新品に交換するため注水ポンプを停止（4 月 18 日 11:50～12:12）
・外部電源増強工事のため、原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を外部電源から仮設ディーゼル発動機に一時切替え（4 月 25 日 10:57～18:25）
・外部電源増強工事に伴い、原子炉格納容器への窒素封入を一時停止（4 月 25 日 14:10～19:10）
・原子炉建屋において、無人ロボットによる状況確認等を実施（4 月 26 日 11:35～13:24 頃）
・原子炉圧力容器への注水量を約 6㎥/h から最大約 14㎥/h まで段階的に変化させる操作を開始（4 月 27 日 10:02）。10㎥/h にて注水を実施後、6㎥/h に戻した（4 月 29 日 10:14）
・無人ロボットによる原子炉建屋内の状況調査を実施(4 月 29 日 11:36～14:05)
・炉心注水ポンプへの警報設置のため、消防ポンプによる炉心注水に一時切替（5 月 2 日 12:58～14:53）
・原子炉建屋作業環境改善のため、局所排風機設置に係る作業を開始（5 月 2 日）。局所排風機全台（６台）運転（5 月 5 日 16:36～5 月 8 日 20:02）
・炉心注水量を 6㎥/h から 8㎥/h に変更（5 月 6 日 10:01）
・原子炉建屋の二重扉を貫通しているダクトを切断し、一部開放(5 月 8 日 20:08)
・原子炉建屋の二重扉を開放（5 月 9 日 4:17）
・正圧ハウス解体（5 月 9 日 5:10）
・原子炉圧力容器の水位計を校正（5 月 10 日 9:40～10:55）
・大熊線２号線の復旧に伴い、窒素封入を一時停止（5 月 11 日 8:50～15:58）
・原子炉圧力容器の水位状態を確認、原子炉格納容器圧力計を校正（5 月 11 日 9:50～11:14）
・遠隔操作ロボットによる原子炉建屋内の現場確認を実施(5 月 13 日 16:01～17:39)
・コンクリートポンプ車（62m 級）により使用済燃料プールへ淡水放水（5 月 14 日 15:07～15:18 強風の影響により中止）
・炉心注水量を 8㎥/h から 10㎥/h に変更（5 月 15 日 13:28）
・炉心注水量を約 10㎥/h から約 6㎥/h に変更（5 月 17 日 11:50）
・原子炉建屋に入域し、水位監視と線量測定を実施（5 月 20 日 9:30～12:15）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により使用済燃料プールへ淡水（約 50t）を放水（5 月 20 日 15:06～16:15）
・「温度高」によりコンプレッサーが停止したため、窒素封入が一時中断（5 月 21 日 14:00 頃）。バックアップ装置により窒素封入再開（同日 17:11）。２，

３号機で使用予定であった窒素封入装置に切り替え（5 月 22 日 11:23）
・原子炉建屋開口部において空気中の放射性物質についてサンプリング作業を実施（5 月 22 日 12:30～13:50）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により使用済燃料プールへ淡水（約 90t）を放水（5 月 22 日 15:33～17:09）
・電源切り替えのため、原子炉格納容器への窒素封入を一時停止（5 月 25 日 9:14～9:18,15:16～15:18）
・窒素供給用コンプレッサーが停止していることを確認（5 月 25 日 15:45）。予備機に切り替えて封入再開（同日 19:44）
・原子炉建屋に入域し、原子炉建屋滞留水の水位計の取り付け、地下滞留水のサンプリング及び使用済燃料プールへのホース敷設を実施（5 月 27 日 10:30～12 時頃及び 15 時頃）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水するため、リークテストを実施（5 月 28 日 16:47～17:00）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 168t）を注水（5 月 29 日 11:10～15:35）
・炉心注水量を約６m^3/h から約５m^3/h に変更（5 月 31 日 20:30）
・仮設原子炉圧力計を設置（6 月 3 日 10:38～12:21）
・原子炉建屋において、無人ロボットによる状況確認等を実施（6 月 3 日 15:00 頃～17:00 頃）
・原子炉への注水供給ラインのルート変更作業に伴い、冷却水注入を一時停止（6 月 4 日 9:57～13:56）（10:02～13:43 消防ポンプによる原子炉への注水を実施）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 15t）を注水（6 月 5 日 10:16～10:48）
・１，２号機中央制御室内の照明が停電したことを確認（6 月 8 日 14:20）。詳細を確認した結果、パワーセンターの一部電源（２Ｃ）の供給停止を確認（同日 14:35）。１号機窒素供給装置の圧力上昇が確認されたことから、窒素供給を一時停止（同日 14:57）したが、当該電源の復旧（同日 17:32）に伴い、窒素供給再開（同日 17:54）
・２号機タービン建屋の溜まり水を１号機復水器へ移送する準備のため、１号機復水器の水（約 75t）を１号機タービン建屋地下へ移送（6 月 13 日 14:58～17:43）
・原子炉注水用のホースの取替作業に伴い、一時的に注水を消防ポンプに切り替えて原子炉への注水を開始（6 月 14 日 14:09）。消防ポンプの停止により注水停止（同日 15:35）。仮設電動ポンプにより淡水の注水を再開（同日 15:50）
・原子炉注水量を約 5m^3/h から約 4.5m^3/h に変更（6 月 15 日 10:06）
・復水器の水を復水貯蔵タンクへ移送（6 月 15 日 10:33～6 月 16 日 9:52）
・大熊線 2 号線の停止作業の準備のため、炉心注水ポンプの電源を一時 D/G に

切り替え（6 月 19 日 10:35～15:47）
・大熊線 2 号線の停止作業の準備のため、窒素封入を一時停止（6 月 19 日 11:48～16:05）
・原子炉注水量を約 4.5m³/h から約 4.0m³/h に変更（6 月 21 日 10:02）
・仮設変圧器設置作業のため、窒素封入を一時停止（6 月 21 日 11:55～18:03）
・原子炉注水量を約 4.0m³/h から約 3.5m³/h に変更（6 月 22 日 10:02）
・１号機用原子炉注水ポンプにより、１号機及び２号機の原子炉への注水を開始（6 月 23 日 18:27）
・大熊線 2 号線の復旧作業のため、窒素封入装置を一時停止（6 月 27 日 8:51～15:07）
・大熊線 2 号線の復旧作業のため、炉心注水ポンプの電源を一時 D/G に切り替え（6 月 27 日 8:08～14:38）
・原子炉への注水について、ろ過水タンクからの注水に加え、水処理設備で処理した水の利用を開始(6 月 27 日 16:20)。配管からの漏えいを発見したため、処理した水の供給を停止（6 月 27 日 17:55)。処理水移送ポンプ起動（6 月 28 日 14:36)。処理した水の供給を再開（6 月 28 日 15:55)。
・原子炉への処理水供給ラインのホースに微小な孔（ピンホール）を確認したため、処理水側からの給水を一時停止（6 月 29 日 10:59～13:33）
・バッファタンクの設置・接続作業のため、処理水側からの注水を一時停止（7 月 1 日 7:27～7 月 2 日 14:22）(7 月 2 日 14:22～18:00 リークチェックに伴うバッファタンクから原子炉圧力容器への試験注水、18:00 から本格注水）
・原子炉注水量が 3.0m³/h まで低下したため、フラッシングのため一度 7.5m³/h に流量を上げた上で（7 月 4 日 8:40～8:50)、3.8m³/h に調整（同日 8:50）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 75t）を注水（7 月 5 日 15:10～17:30）
・原子炉注水量が 3.2m³/h まで低下したため、3.5m³/h に調整（7 月 14 日 5:30）
・原子炉注水量が 3.2m³/h まで低下したため、3.8m³/h に調整（7 月 15 日 8:55）
・原子炉注水量が 3.0m³/h まで低下したため、警報発生（7 月 17 日 9:46)。その後、3.8m³/h に調整（同日 10:06）
・炉注水ポンプ１号を２号に切替後､炉注水量を 4.0m³/h に調整(7 月 17 日 14:25)
・炉注水量を 3.8m³/h に調整（7 月 19 日 10:10）
・無人ヘリコプターによる原子炉建屋上空のダストサンプリングを実施（7 月 24 日 4:28～5:57）
・原子炉注水量が 3.3m³/h まで低下したため、3.8m³/h に調整（7 月 24 日 11:10）
・原子炉格納容器への窒素封入について、２，３号機に供給しているコンプレッサーからの供給に切り替え（7 月 24 日 20:00）
・原子炉注水量について、注水ポンプ１台で 3.8m³/h に調整（7 月 27 日 18:10）
・原子炉圧力容器へ処理水を注水中（7 月 28 日 12:00 現在）

＜２号機関係＞

・原子力災害対策特別措置法第１５条（非常用炉心冷却装置注水不能）に該当する旨の通報（3 月 11 日 16:45）
・東京電力(株)より、原子力安全・保安院に対し、福島第一原子力発電所２号機の事態進展に関する評価を報告(燃料棒上端までの水位到達予想 21:40 頃、炉心損傷開始予想 22:20 頃、原子炉圧力容器破損 23:50 頃)(3 月 11 日 21:15)
・東京電力(株)より原子力安全・保安院に対し「２号機の水位計が復活、水位が燃料上部より約３ｍであることを確認」との連絡（3 月 11 日 21:54）
・東京電力(株)より、原子力安全・保安院に対し、「２号機の RCIC（原子炉隔離時冷却系）が動いていることを現場で確認」と連絡（3 月 12 日 3:02）
・ベント開始（3 月 13 日 11:00、ベントのため、２つ目の弁を「開」操作。なお、格納容器圧力の低下は確認されていない。※3/14 11:01 の３号機の水素爆発と思われる爆発時に、弁が閉じており、同弁を開くことができないことを確認。その結果、圧力抑制室側の小弁により、これ以降もベントが試みられた模様。(3/14　21:00 頃 開操作／3/15　0:02 閉確認）
・３号機の建屋の水素爆発と思われる爆発に伴い、原子炉建屋ブローアウトパネル開放（3 月 14 日 11:01）
・原子炉圧力容器の水位が低下傾向（3 月 14 日 12:30)。東京電力(株)が原子力災害対策特別措置法第１５条事象（原子炉冷却機能喪失）である旨、判断・連絡（3 月 14 日 13:25）
・原子炉圧力容器内に消火系ラインを用いて海水の注水作業開始(3 月 14 日 16:34)
・海水注入用消防ポンプが燃料切れで停止（3 月 14 日 19:20）
・海水注入開始（3 月 14 日 19:54）
・原子炉圧力容器の水位が低下傾向（3 月 14 日 22:50）
・ベント開始（3 月 15 日 0:02、ドライベントのため、弁を「開」操作。数分後に同弁が閉じていることを確認。なお、格納容器圧力の低下は確認されていない。）
・サプレッションプール（圧力抑制室）の圧力低下（3 月 15 日 6:10)。同室に異常が発生したおそれ（3 月 15 日 6:20 頃）
・外部送電線から予備電源変電設備までの受電を完了し、そこから負荷側へのケーブル敷設を実施（3 月 19 日 13:30）
・使用済燃料プールに海水を 40ｔ注水（冷却系配管に消防車のポンプを接続）（3 月 20 日 15:05～17:20）
・パワーセンター受電（3 月 20 日 15:46）
・白煙が発生（3 月 21 日 18:20）
・白煙はほとんど見えない程度に減少（3 月 22 日 7:11 現在）
・使用済燃料プールに海水を 18ｔ注水（3 月 22 日 16:07～17:01）
・使用済燃料プールに、燃料プール冷却浄化系を用いて海水を 30t 注水（3 月

25 日 10:30～12:19）
・原子炉圧力容器への淡水の注水開始（3 月 26 日 10:10）
・中央制御室の照明復帰（3 月 26 日 16:46）
・消防ポンプによる淡水の原子炉圧力容器への注水を仮設電動ポンプに切り替え（3 月 27 日 18:31）
・3 月 27 日に東京電力(株)が発表した福島第一原子力発電所２号機タービン建屋地下階溜まり水の測定結果について、^{134}I（ヨウ素）の測定値に誤りがあるとの判断を踏まえた再度の採取及び分析・評価の結果、^{134}I（ヨウ素）を含むガンマ核種の濃度については、検出限界値未満であることの報告（3 月 28 日 0:07）
・消防ポンプによる海水の使用済燃料プールへの注水を仮設電動ポンプによる淡水に切り替え注水（3 月 29 日 15:30）
・3 月 30 日 9:25 より使用済燃料プールへの注水をしていたところ、仮設電動ポンプの不調が同日 9:45 に確認されたため、消防ポンプによる切り替え(12:30)を行ったが、ホースの亀裂が確認（3 月 30 日 12:47）されたため、注水を中断。淡水の注水を再開（3 月 30 日 19:05～23:50）
・使用済燃料プールに、燃料プール冷却浄化系を用いて仮設電動ポンプにより淡水を約 70t 注水（4 月 1 日 14:56～17:05）
・タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水貯蔵タンクの水をサプレッションプール水サージタンクへ移送(3 月 29 日 16:45～4 月 1 日 11:50)
・東京電力（株）が、取水口付近にある電源ケーブルを収めているピット内に、1,000mSv/h を超える水が溜まっていること及びピット側面のコンクリート部分に長さ約 20 ㎝の亀裂があり、当該部分より、水が海に流出していることを確認（4 月 2 日 9:30 頃）。
・タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水器の水を復水貯蔵タンクへ移送開始（4 月 2 日 17:10）
・トレンチ立坑及びタービン建屋地下１階の水位を監視するためのカメラを設置（4 月 2 日）
・タービン建屋の一部の照明が点灯（4 月 2 日）
・原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を仮設電源から外部電源に切り替えるため、一時的に消防ポンプに切り替えて原子炉へ淡水の注水を実施（4 月 3 日 10:22～12:06）
・原子炉圧力容器への淡水の注水を外部電源に切り替え（4 月 3 日 11:50）
・２号機バースクリーン近傍にあるピット内に溜まっている水の海水への流出を防止する措置として、取水電源トレンチの天端を破砕し、おがくず（3kg/袋）20 袋、高分子吸収材（100g/袋）80 袋、裁断処理した新聞紙（大きいゴミ袋）3 袋を投入（4 月 3 日 13:47～14:30）
・トレーサー（乳白色の入浴剤）約 13kg を海水配管トレンチ立坑から投入（4

月 4 日 7:08～7:11）
・使用済燃料プールに、燃料プール冷却浄化系を用いて仮設電動ポンプによる淡水（約 70ｔ）を注水（4 月 4 日 11:05～13:37）
・２号機バースクリーン近傍のピット周辺に２箇所の穴を開け、トレーサーを注入し、亀裂部から海に流出していることを確認（4 月 5 日 14:15)。ピット周辺に開けた穴に水流出防止のための凝固剤（水ガラス）注入開始（4 月 5 日 15:07)。水の流出が止まったことを確認（4 月 6 日 5:38 頃）また、タービン建屋の水位については、上昇してないことを確認。さらに、流出していた箇所について、ゴム板と治具（つっかえ棒）により止水の対策を実施（4 月 6 日 13:15 完了）
・復水器の水を復水貯蔵タンクに移送するポンプを１台増設（計２台 30m^3/h）（4 月 5 日 15:40 頃）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注入（約 36t）（4 月 7 日 13:29～14:34）
・復水器から復水貯蔵タンクへの移送完了（4 月 9 日 13:10）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約 60t）（4 月 10 日 10:37～12:38）
・地震発生（4 月 11 日 17:16 頃福島県浜通り、M7.0）により外部電源が喪失するとともに原子炉圧力容器への淡水の注水が停止（4 月 11 日 17:16 頃）
・外部電源復旧（4 月 11 日 17:56）
・原子炉圧力容器への淡水の注水を再開（4 月 11 日 18:04）
・タービン建屋トレンチの滞留水を水中ポンプにより、復水器へ移送を開始（4 月 12 日 19:35)。漏えい確認等のため、一時停止（4 月 13 日 11:00)。その後、漏えいが無いことが確認されたことから、4 月 13 日 15:02 に移送を再開し、4 月 13 日 17:04 に滞留水の移送を停止。移送実績は約 660ｔ
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約 60t）（4 月 13 日 13:15～14:55）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約 45t）（4 月 16 日 10:13～11:54　※11:19 頃に発生した地震の影響で 11:39 に仮設電動ポンプ停止。11:54 にスキマーレベルの上昇の確認により、満水を確認。）
・炉心注水に使用しているホースを新品に交換するため注水ポンプを停止（4 月 18 日 12:13～12:37）
・原子炉建屋において、無人ロボットによる状況確認等を実施（4 月 18 日 13:42～14:33）
・電源トレンチ内に止水剤(水ガラス)を約 17,000L 注入(4 月 18 日 9:30～17:40)
・使用済燃料プール水の状況把握のため、使用済燃料プールからスキマーサージタンクに流出した水のサンプリング作業を実施（4 月 16 日)。採取したプール水について、放射線物質の核種分析を行ったその結果、^{131}I（ヨウ素）が 4.1×10^3Bq/cm^3、^{134}Cs（セシウム）が 1.6×10^5Bq/cm^3、^{137}Cs（セシウム）が 1.5

×10^5Bq/cm^3を検出（4 月 17 日）
・タービン建屋トレンチにある滞留水を集中廃棄物処理施設へ移送開始（4 月 19 日 10:08～）
・電源トレンチ内に止水剤（水ガラス）を約 7,000L 注入（4 月 19 日 8:00～15:30）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約 50t）（4 月 19 日 16:08～17:28）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約 50t）（4 月 22 日 15:55～17:40）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約 38t）（4 月 25 日 10:12～11:18）
・外部電源増強工事のため、原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を外部電源から仮設ディーゼル発動機に一時切替え（4 月 25 日 10:57～18:25）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約 43t）（4 月 28 日 10:15～11:28）
・移送設備の点検等のため、タービン建屋トレンチにある滞留水の集中廃棄物処理施設への移送を一時中断（4 月 29 日 9:16）。移送を再開（4 月 30 日 14:05）
・トレンチ立坑の閉塞作業を開始（5 月 1 日 13:35～）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約 55t）（5 月 2 日 10:05～11:40）
・炉心注水ポンプへの警報設置のため、消防ポンプによる炉心注水に一時切替（5 月 2 日 12:58～14:53）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を注水（約 58t）（5 月 6 日 9:36～11:16）
・３号機の原子炉への注水用配管（原子炉給水系配管）の工事のため、タービン建屋トレンチにある滞留水の集中廃棄物処理施設への移送を一時中断（5 月 7 日 9:22）。移送を再開（5 月 7 日 16:02）
・３号機タービン建屋内から集中廃棄物処理施設への移送配管敷設のため、タービン建屋トレンチにある滞留水（高線量の滞留水）の集中廃棄物処理施設への移送を一時中断（5 月 10 日 9:01～5 月 12 日 15:20）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 56t）を注水（5 月 10 日 13:09～14:45）（13:19～14:35 にヒドラジン約 1.2m^3を併せて注入）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 56t）を注水（5 月 14 日 13:00～14:37）（13:08～14:02 にヒドラジン約 1.0m^3を併せて注入）
・原子炉建屋内の事前調査を実施（5 月 18 日 9:24～9:38）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 53t）を注水（5 月 18 日 13:10～14:40）（13:15～14:30 にヒドラジン約 1.1m^3を併せて注入）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 56t）を注入（5 月 22 日 13:02～14:40）（13:04～14:03 にヒドラジン約 1.0m^3を併せて注入）

・電源切替作業に伴い、タービン建屋トレンチにある滞留水の集中廃棄物処理施設への移送を一時中断（5 月 25 日 9:05～15:30）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 53t）を注入（5 月 26 日 10:06～11:36）（10:10～11:10 にヒドラジン約 1.0m³を併せて注入）
・原子炉圧力容器への注水用配管（原子炉給水系配管）の工事のため、復水器の水をタービン建屋地下へ移送（5 月 26 日 14:45～5 月 27 日 14:30）
・原子炉建屋内の事前調査を実施（5 月 26 日 15:19～15:32）
・タービン建屋トレンチにある滞留水の集中廃棄物処理施設への移送について、同施設の水量が地下１階床面に近づいたため、移送を中断（5 月 26 日 16:01）
・消火系配管からの炉心注水（7m³/h）に加え、給水系配管から炉心注水（約 5m³/h）を開始（5 月 29 日 11:33）
・使用済燃料プール代替冷却装置２次系のリークテストを実施(5 月 30 日 11:15)。同２次系の試運転を開始（同日 15:02）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 53t）を注入（5 月 30 日 12:06～13:52）
・原子炉への注水について、消火系配管からの注水を停止（給水系による注水約（約 5m³/h）を継続）（5 月 30 日 18:05）
・使用済燃料プール代替冷却装置１次系のリークテストを実施(5 月 31 日 11:40)
・使用済燃料プール代替冷却装置の本格運転開始（5 月 31 日 17:21）
・原子炉への注入供給ラインのルート変更作業に伴い、冷却水注入を一時停止（6 月 3 日 13:49～14:09）
・タービン建屋トレンチにある滞留水を復水器へ移送（6 月 3 日 18:39～6 月 4 日 12:28）
・タービン建屋トレンチにある滞留水を集中廃棄物処理施設プロセス建屋へ移送（6 月 4 日 18:39～6 月 16 日 8:40）
・１，２号機中央制御室内の照明が停電したことを確認（6 月 8 日 14:20）。詳細を確認した結果、パワーセンターの一部電源（２Ｃ）の供給停止を確認（同日 14:35）。当該電源の停止に伴い、２号機タービン建屋トレンチ滞留水の集中廃棄物処理施設への移送が一時停止したが、当該電源の復旧（同日 17:32）に伴い移送再開（同日 18:03）
・原子炉建屋の局所排風機の試運転を実施（6 月 11 日 11:45～12:19）、二重扉を開放（正圧ハウスあり）（同日 12:39）、本格運転を開始（同日 12:42）
・原子炉注水用のホースの取替作業に伴い、淡水の注水を一時停止（6 月 14 日 12:14～12:37）
・タービン建屋トレンチにある滞留水を１号機の復水器へ移送開始（6 月 17 日 14:20）。移送ポンプの不具合により移送を停止（6 月 17 日 14:59）
・大熊線 2 号線の停止作業の準備のため、炉心注水ポンプの電源を一時 D/G に切り替え（6 月 19 日 10:49～15:35）
・大熊線 2 号線の停止作業の準備のため、使用済燃料プール代替冷却装置を一

時停止（6 月 19 日 11:03～16:00）
・大熊線 2 号線の停止作業の準備のため、局所排風機を一時停止(6 月 19 日 12:12～16:22)
・原子炉建屋に入域（6 月 19 日 20:46）
・原子炉建屋の二重扉を微開（6 月 19 日 20:51)、全開（6 月 20 日 5:00）
・タービン建屋トレンチにある滞留水を 1 号機の復水器へ移送(6 月 20 日 13:37～6 月 21 日 17:09)
・原子炉建屋大物搬入口内外扉を開放（6 月 20 日 14:30）
・原子炉注水量を約 5m^3/h から約 4.5m^3/h に変更（6 月 21 日 10:04）
・原子炉建屋に入域し、計器校正作業及び窒素封入箇所の事前調査を実施（6 月 21 日 13:15～13:25）
・タービン建屋トレンチにある滞留水を集中廃棄物処理施設へ移送（6 月 22 日 9:56）
・原子炉注水量を約 4.5m^3/h から約 4.0m^3/h に変更（6 月 22 日 10:04）
・仮設原子炉圧力計の設置作業を実施（6 月 23 日 10:36～12:26）
・１号機用原子炉注水ポンプにより、１号機及び２号機の原子炉への注水を開始（6 月 23 日 18:27）
・原子炉建屋開口部から出ているダストを採取していた無人ヘリコプターが原子炉建屋屋上に不時着（6 月 24 日 7:00 頃）
・２号機について、ロボットによる地下溜まり水水位計の設置作業を中断（6 月 24 日）
・大熊線２号線の復旧作業のため、使用済燃料プール代替冷却装置を一時停止（6 月 27 日 8:23～16:53）
・大熊線２号線の復旧作業のため、タービン建屋トレンチ滞留水の集中廃棄物処理施設への移送ポンプを一時停止（6 月 27 日 9:02～17:07）
・大熊線 2 号線の復旧作業のため、炉心注水ポンプの電源を一時 D/G に切り替え（6 月 27 日 8:08～14:38）
・原子炉への注水について、ろ過水タンクからの注水に加え、水処理設備で処理した水の利用を開始(6 月 27 日 16:20)。配管からの漏えいを発見したため、処理した水の供給を停止（6 月 27 日 17:55)。処理水移送ポンプ起動（6 月 28 日 14:36)。処理した水の供給を再開（6 月 28 日 15:55)。
・原子炉格納容器内での水素燃焼の可能性を下げることを目的として、原子炉格納容器への窒素封入開始を確認（6 月 28 日 20:06）
・原子炉への処理水供給ラインのホースに微小な孔（ピンホール）を確認したため、処理水側からの給水を一時停止（6 月 29 日 10:59～13:33）
・バッファタンクの設置・接続作業のため、処理水側からの注水を一時停止（7 月 1 日 7:27～7 月 2 日 14:22)（7 月 2 日 14:22～18:00 リークチェックに伴うバッファタンクから原子炉圧力容器への試験注水、18:00 から本格注水）
・タービン建屋トレンチにある滞留水の移送について、集中廃棄物処理施設に

おいて移送を停止する水位に近づいたため停止（7 月 7 日 15:10）
・原子炉建屋 2 階及び 3 階において、ロボットによる空気中の放射性物質のサンプリングを実施（7 月 8 日 10:34～13:49）
・タービン建屋トレンチから集中廃棄物処理施設への移送ラインをフラッシング（7 月 8 日 10:44～12:30）
・タービン建屋トレンチにある滞留水を集中廃棄物処理施設へ移送（7 月 13 日 10:09～7 月 15 日 11:02）
・使用済燃料プール代替冷却装置の冷却塔を停止（7 月 15 日 8:22～11:47）
・タービン建屋トレンチにある滞留水を集中廃棄物処理施設へ移送（7 月 16 日 10:56～7 月 21 日 16:04）
・炉注水ポンプ１号を２号に切替後、炉注水量を 4.0㎥/h に調整（7 月 17 日 14:25）
・炉注水量を 3.8㎥/h に調整（7 月 19 日 10:10）
・無人ヘリコプターによる原子炉建屋上空のダストサンプリングを実施（7 月 22 日 5:06～6:02）
・原子炉注水量が 3.4㎥/h まで低下したため、炉注水量を 3.8㎥/h に調整（7 月 22 日 8:43）
・タービン建屋トレンチにある滞留水を集中廃棄物処理施設へ移送（7 月 22 日 16:56～）
・原子炉注水量が 3.2㎥/h まで低下したため、炉注水量を 3.8㎥/h に調整（7 月 23 日 9:35）
・使用済燃料プール代替冷却装置から使用済燃料プールにヒドラジン（約 1 ㎥）を注入（7 月 25 日 12:29～13:27）
・使用済燃料プール代替冷却装置から使用済燃料プールにヒドラジン（約 1.2 ㎥）を注入（7 月 26 日 11:15～12:52）
・原子炉注水量について、注水ポンプ１台で 3.5㎥/h に調整（7 月 27 日 18:10）
・原子炉圧力容器へ処理水を注水中（7 月 28 日 12:00 現在）

＜３号機関係＞
・原子力災害対策特別措置法第１５条（原子炉冷却機能喪失）判断・連絡（3 月 13 日 5:10）なお、東京電力において現在、電源及び注水機能の回復と、ベントのための作業を実施中との連絡あり。
・ベント開始（ベントのため、２つ目の弁を「開」操作　3 月 13 日 8:41）
・東京電力(株)が、格納容器の圧力低下を確認（3 月 13 日 9:20 頃）
※弁の開状態維持が難しく、以降も開操作を複数回実施。
3/13　12:30　開操作／　3/15　16:00　閉確認
3/15　16:05　開操作／　3/17　21:00　閉確認
3/17　21:30 頃開操作／　3/18　 5:30　閉確認
3/18　 5:30 頃開操作／　3/19　11:30　閉確認
3/20　11:25 頃開操作／　4/ 8　18:30 頃閉確認

・原子炉圧力容器内に消火系ラインからホウ酸を含んだ真水を注水開始（3 月 13 日 9:25）
・原子炉圧力容器内に消火系ラインから海水を注水開始(真水注入から切替え、3 月 13 日 13:12)
・ベント開始（3 月 14 日 5:20、ベントのため、弁を「開」操作
※弁の開状態維持が難しく、以降も開操作を複数回実施した模様。3/16　1:55 開操作／4/8　18:30 頃閉確認）
・３号機及び１号機の注水をくみ上げ箇所の海水が少なくなったため停止(3 月 14 日 1:10)
・３号機の海水の注水を再開(3 月 14 日 3:20)
・ベント開始（3 月 14 日 5:20）
・１号機と同様に原子炉建屋付近で爆発（水素爆発と思われる爆発、3 月 14 日 11:01）
・１号機と同様に原子炉建屋付近で爆発（3 月 14 日 11:01）
・水蒸気のようなものが出ていることを確認（3 月 16 日 8:30 頃）
・格納容器が破損しているおそれがあるため、中央制御室（共用）から作業員退避（3 月 16 日 10:45)。その後、作業員は中央制御室に復帰し、注水作業再開（3 月 16 日 11:30）
・自衛隊ヘリにより３号機への海水の投下を４回実施（3 月 17 日 9:48、9:52、9:58、10:01）
・警察庁機動隊により使用済燃料プールへの高圧放水(3 月 17 日 19:05～19:13)
・自衛隊消防車により放水（3 月 17 日 19:35）
・警察庁機動隊により放水（3 月 17 日 19:05～19:13）
・自衛隊消防車５台により使用済燃料プールへの放水(3 月 17 日 19:35､19:45、19:53、20:00、20:09)
・自衛隊消防車６台（6t 放水／台）により使用済燃料プールへの放水（3 月 18 日 14:00 頃～14:38）
・米軍消防車１台を使用した東京電力(株)による使用済燃料プールへの放水（3 月 18 日 14:42～14:45）
・東京消防庁ハイパーレスキュー隊により使用済燃料プールへの放水（3 月 19 日 0:30～1:10）
・格納容器内圧力が上昇（3 月 20 日 11:00、320kPa)。圧力下げるための準備を進めていたが、直ちに放出を必要とする状況ではないと判断し、圧力監視を継続（3 月 21 日 12:15、120kPa）
・ケーブル引き込みの現地調査（3 月 20 日 11:00～16:00）
・東京消防庁ハイパーレスキュー隊により使用済燃料プールへ放水（3 月 20 日 21:36～3 月 21 日 3:58）
・灰色がかった煙が発生（3 月 21 日 15:55 頃）
・煙が収まっていることを確認（3 月 21 日 17:55）

・灰色がかった煙は白みがかった煙に変化し終息に向かっていると思われる（3 月 22 日 7:11 現在）
・東京消防庁及び大阪市消防局により放水（約 150t）（3 月 22 日 15:10～15:59）
・中央制御室の照明復帰（3 月 22 日 22:46）
・使用済燃料プールに燃料プール冷却浄化系から海水を 35t 注水（3 月 23 日 11:03～13:20）。海水を約 120t 注水（3 月 24 日 5:35 頃～16:05 頃）
・原子炉建屋からやや黒色がかった煙が発生（3 月 23 日 16:20 頃）。3 月 23 日 23:30 頃及び 3 月 24 日 4:50 頃に確認したところ止んでいる模様
・タービン建屋１階及び地下１階において、ケーブル敷設作業を行っていた作業員が踏み入れた水について調査した結果、水表面の線量率は約 400mSv/h、採取水のガンマ線核種分析の結果、試料の濃度は各核種合計で約 3.9×10^{6}Bq/cm^{3} であった
・東京消防庁の支援を受けた川崎市消防局により放水（3 月 25 日 13:28～16:00）
・原子炉圧力容器へ淡水を注水開始（3 月 25 日 18:02）
・コンクリートポンプ車（52m 級）により海水約 100t 放水（3 月 27 日 12:34～14:36）
・タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水貯蔵タンクの水をサプレッションプール水サージタンクへ移送（3 月 28 日 17:40～3 月 31 日 8:37）
・消防ポンプによる淡水の原子炉圧力容器への注水を仮設電動ポンプに切り替え（3 月 28 日 20:30）
・コンクリートポンプ車（52m 級）により淡水約 100t 放水（3 月 29 日 14:17～18:18）
・コンクリートポンプ車（52m 級）により淡水約 105t 放水（3 月 31 日 16:30～19:33）
・コンクリートポンプ車（52m 級）により淡水約 75t 放水（4 月 2 日 9:52～12:54）
・タービン建屋の一部の照明が点灯（4 月 2 日）
・トレンチ立坑の水位を監視するためのカメラを設置（4 月 2 日）
・原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を仮設電源から外部電源に切り替えるため、一時的に消防ポンプに切り替えて原子炉へ淡水の注水を実施（4 月 3 日 10:03～12:16）
・原子炉圧力容器への淡水の注水を外部電源に切り替え（4 月 3 日 11:50）
・コンクリートポンプ車（52m 級）により淡水約 70t 放水（4 月 4 日 17:03～19:19）
・コンクリートポンプ車（52m 級）により淡水約 70t 放水（4 月 7 日 06:53～08:53）
・コンクリートポンプ車（52m 級）により淡水約 75t 放水（4 月 8 日 17:06～20:00）
・コンクリートポンプ車（52m 級）により淡水約 80t 放水（4 月 10 日 17:15～19:15）
・地震発生（4 月 11 日 17:16 頃福島県浜通り、M7.0）による１、２号機の外部電源喪失に伴い原子炉圧力容器への淡水の注水が停止（4 月 11 日 17:16 頃）
・１、２号機の外部電源の復旧（4 月 11 日 17:56）により、原子炉圧力容器へ

の淡水の注水を再開（4 月 11 日 18:04）
・コンクリートポンプ車(62m 級)により淡水約 35t 放水(4 月 12 日 16:26～17:16)
・コンクリートポンプ車(62m 級)により淡水約 25t 放水(4 月 14 日 15:56～16:32)
・原子炉建屋において、無人ロボットによる状況確認等を実施（4 月 17 日 11:30～14:00）
・炉心注水に使用しているホースを新品に交換するため注水ポンプを停止（4 月 18 日 12:38～13:05）
・コンクリートポンプ車(62m 級)により淡水約 30t 放水(4 月 18 日 14:17～15:02)
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水を試験注水（4 月 22 日 13:40～14:00）
・コンクリートポンプ車(62m 級)により淡水約 50t 放水(4 月 22 日 14:19～15:40)
・外部電源増強工事のため、原子炉圧力容器への淡水の注水に用いている電動ポンプの電源を外部電源から仮設ディーゼル発動機に一時切替え（4 月 25 日 10:57～18:25）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 47.5t）を注水（4 月 26 日 12:25～14:02）
・炉心注水ポンプへの警報設置のため、消防ポンプによる炉心注水に一時切替（5 月 2 日 12:58～14:53）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 60t）を注水（5 月 8 日 12:10～14:10）
・原子炉圧力容器への注水用配管（原子炉給水系配管）の工事のため、復水器の水をタービン建屋地下へ移送を実施（5 月 8 日 16:18～5 月 10 日 5:41）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 80t）を注水（5 月 9 日 12:14～15:00）（12:39～14:36 にヒドラジン約 0.5m^{3}を併せて注入）
・取水口付近の立坑に電源ケーブルを納めている管路を通じて水が流入していることを確認（5 月 11 日 12:30 頃）。立坑から水が海へ流出していることを確認（5 月 11 日 16:05 頃）。立坑内にコンクリートを打設すること等により流出が停止（5 月 11 日 18:45）
・消火系配管からの炉心注水（約９m^3/h）に加え、給水系配管からの炉心注水（約３m^3/h）を開始（5 月 12 日 16:53）
・原子炉圧力容器へホウ酸を注入（5 月 15 日 14:33～17:00）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 106t）を注水（5 月 16 日 15:00～18:32）（15:10～17:30 にヒドラジン約 0.88m^{3}を併せて注入）
・タービン建屋地下の溜まり水を集中廃棄物処理施設へ移送開始（5 月 17 日 18:04）
・原子炉建屋内の事前調査を実施（5 月 18 日 16:30 頃より 10 分程度）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 100t）を注水（5 月 24 日 10:15～13:35）（10:20～12:56 にヒドラジン約 0.8m^{3}を併せて注入）
・移送ライン及び建屋の点検のため、タービン建屋地下の溜まり水の集中廃棄

物処理施設への移送を一時中断（5 月 25 日 9:10）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 50t）を注水（5 月 28 日 13:28～15:08）（13:42～14:40 にヒドラジン約 0.38m³を併せて注入）
・原子炉への注水について、消火系配管からの注水を停止（給水系により炉心注水（約 13.5m³/h））（5 月 28 日 20:54）
・原子炉建屋内において、遠隔操作ロボットによる事前サーベイを実施（5 月 31 日 9:00 頃～16:00 頃）
・炉心注水量を約 13.5m³/h から約 12.5m³/h に変更（5 月 31 日 10:19）
・炉心注水量を約 12.5m³/h から約 11.5m³/h に変更（6 月 1 日 10:10）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 40t）を注水（6 月 1 日 14:34～15:54）（14:41～15:26 にヒドラジン約 0.14m³を併せて注入）
・タービン建屋地下の溜まり水を復水器へ移送する準備のため、復水器の水を復水貯蔵タンクへ移送（6 月 2 日 12:50～6 月 4 日 21:56）
・原子炉への注入供給ラインのルート変更作業に伴い、冷却水注入を一時停止（6 月 3 日 13:16～13:32）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 60t）を注水（6 月 5 日 13:08～15:14）（13:14～14:16 にヒドラジン約 0.12m³を併せて注入）
・タービン建屋内の溜まり水を復水器へ移送（6 月 5 日 18:26～6 月 9 日 10:44）
・原子炉建屋に入域し、線量測定等を実施（6 月 9 日 11:47～12:14）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 55t）を注水（6 月 9 日 13:42～15:31）（13:45～14:40 にヒドラジン約 0.19m³を併せて注入）
・タービン建屋地下の溜まり水（約 510m³）を集中廃棄物処理施設へ移送（6 月 11 日 15:30～6 月 12 日 17:01）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 42t）を注水（6 月 13 日 10:09～11:48）（10:13～11:36 にヒドラジン約 0.26m³を併せて注入）
・タービン建屋地下の溜まり水（約 940m³）を集中廃棄物処理施設へ移送（6 月 14 日 10:05～6 月 16 日 8:46）
・原子炉注水用のホースの取替作業に伴い、淡水の注水を一時停止（6 月 14 日 13:02～13:31）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 49t）を注水（6 月 17 日 10:19～11:57）（10:23～11:31 にヒドラジン約 0.19m³を併せて注入）
・タービン建屋地下の溜まり水を集中廃棄物処理施設へ移送（6 月 18 日 13:31～6 月 20 日 0:02）
・大熊線 2 号線の停止作業の準備のため、炉心注水ポンプの電源を一時 D/G に切り替え（6 月 19 日 11:03～15:22）
・原子炉注水量を約 11.0m³/h から約 10.0m³/h に変更（6 月 21 日 10:06）
・タービン建屋地下の溜まり水を集中廃棄物処理施設へ移送（6 月 21 日 15:32～6 月 27 日 15:44）
・原子炉注水量を約 10.0m³/h から約 9.5m³/h に変更（6 月 23 日 10:13）

・原子炉注水量を約 9.5m^3/h から約 9.0m^3/h に変更（6 月 24 日 10:07）
・原子炉建屋において、ロボットによる線量調査を実施(6 月 24 日 10:31～12:42)
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールにホウ酸水（約 45t）を注水（6 月 26 日 9:56～11:23）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールにホウ酸水（約 60t）を注水（6 月 27 日 15:00～17:18）
・大熊線 2 号線の復旧作業のため、炉心注水ポンプの電源を一時 D/G に切り替え（6 月 27 日 8:08～14:38）
・原子炉への注水について、ろ過水タンクからの注水に加え、水処理設備で処理した水の利用を開始(6 月 27 日 16:20)。配管からの漏えいを発見したため、処理した水の供給を停止（6 月 27 日 17:55)。処理水移送ポンプ起動（6 月 2 日 14:36)。処理した水の供給を再開（6 月 28 日 15:55)。
・タービン建屋地下の溜まり水を集中廃棄物処理施設へ移送（ポンプ２台）（6 月 27 日 17:00～6 月 28 日 9:58）
・燃料プール冷却浄化系から使用済燃料プールに淡水（約 30t）を注水（6 月 29 日 14:45～15:53）
・原子炉への処理水供給ラインのホースに微小な孔（ピンホール）を確認したため、処理水側からの給水を一時停止（6 月 29 日 10:59～13:33）
・タービン建屋地下の溜まり水を集中廃棄物処理施設へ移送開始（ポンプ１台）（6 月 30 日 8:56）
・使用済燃料プール代替冷却装置１次系のリークテストを実施(6 月 30 日 10:43)。同装置の試運転を開始（同日 18:33）
・バッファタンクの設置・接続作業のため、処理水側からの注水を一時停止（7 月 1 日 7:27～7 月 2 日 14:22）(7 月 2 日 14:22～18:00 リークチェックに伴うバッファタンクから原子炉圧力容器への試験注水、18:00 から本格注水）
・使用済燃料プール代替冷却装置の本格運転開始（7 月 1 日 11:00）
・原子炉建屋（１階南西）において、ロボットによる清掃作業を実施（7 月 1 日 11:43～16:36）
・原子炉建屋（１階南西）において、ロボットによる線量調査を実施（7 月 2 日 10:59～12:14）
・原子炉建屋大物搬入口付近に作業場の線量低減を目的に鉄板（51 枚）を敷設（7 月 3 日 8:30～16:00）
・原子炉建屋（１階南西高所）において、ロボットによる線量調査等を実施（7 月 6 日 15:24～17:10）
・４号機の使用済燃料プール代替冷却工事のため、３号機の使用済燃料プール代替冷却装置を一時停止（7 月 8 日 8:20～14:24）
・原子炉建屋に入域し、窒素封入箇所の事前調査を実施(7 月 8 日 13:35～13:44)
・タービン建屋地下の溜まり水の集中廃棄物処理施設への移送を停止（7 月 9 日 14:49)。移送ラインのフラッシングを実施（同日 15:22～17:05）

・タービン建屋地下の溜まり水を集中廃棄物処理施設へ移送（7 月 10 日 15:15～7 月 15 日 11:11）
・原子炉格納容器内での水素燃焼の可能性を下げることを目的として、原子炉格納容器内の窒素封入開始（7 月 14 日 20:01）
・タービン建屋地下の溜まり水を集中廃棄物処理施設へ移送（7 月 16 日 10:50～7 月 21 日 15:59）
・タービン建屋屋上開口部の仮屋根の取付作業を実施（7 月 18 日 8:30～14:40、7 月 19 日 8:30～15:00、7 月 22 日 8:30～15:30）
・夜の森線２回線復旧工事のため、使用済燃料プール代替冷却装置を一時停止（7 月 21 日 8:38～14:52）
・大熊線 2 号のしゃ断機停止により、使用済燃料プール代替冷却装置を一時停止（7 月 22 日 7:10～11:50）
・タービン建屋地下の溜まり水を集中廃棄物処理施設へ移送（7 月 22 日 16:53～）
・夜の森線２回線復旧工事のため、使用済燃料プール代替冷却装置を一時停止（7 月 23 日 3:24～11:45）
・無人ヘリコプターによる原子炉建屋上空のダストサンプリングを実施（7 月 23 日 4:37～6:08）
・原子炉建屋において、ロボットによる現場確認及び線量調査を実施（7 月 26 日 11:15～13:00）
・原子炉建屋に入域し、現場確認及び線量調査を実施（7 月 27 日 12:00～12:40）
・原子炉注水量について、注水ポンプ１台で 9.0㎥/h に調整（7 月 27 日 18:10）
・原子炉建屋から白煙の吐出を確認（7 月 28 日 6:30 現在）
・原子炉圧力容器へ処理水を注水中（7 月 28 日 12:00 現在）

＜４号機関係＞
・原子炉圧力容器のシュラウド工事中のため、原子炉圧力容器内に燃料はなし
・使用済燃料プール水温度が上昇（3 月 14 日 4:08 時点 84℃）
・東京電力（株）が、オペレーションエリアの壁が一部破損していることを確認（3 月 15 日 6:00～6:10 頃）、原子力安全・保安院に対して「福島第一原子力発電所４号機原子炉建屋の５階屋根付近に損傷を確認」との報告（3 月 15 日 7:54）
・原子炉建屋３階北西付近より火災発生（3 月 15 日 9:38）。東京電力(株)が現場にて、自然に火が消えていることを確認（3 月 15 日 11:00 頃）
・東京電力（株）が、原子炉建屋４階北面付近から炎が上がっていることを確認（3 月 16 日 5:45）。東京電力(株)は現場での火災を確認できず（3 月 16 日 6:15）
・自衛隊により使用済燃料プールへ放水（3 月 20 日 8:21～9:40）
・ケーブル引き込みの現地調査（3 月 20 日 11:00～16:00）

・自衛隊により使用済燃料プールへ放水（3 月 20 日 18:30 頃～19:46）
・自衛隊消防車 13 台により使用済燃料プールへ放水（3 月 21 日 6:37～8:41）
・パワーセンターまでのケーブル敷設工事完了（3 月 21 日 15:00 頃）
・パワーセンター受電（3 月 22 日 10:35）
・コンクリートポンプ車（58m 級）により海水約 150 t 放水（3 月 22 日 17:17～20:32）
・コンクリートポンプ車（58m 級）により海水約 125 t 放水（3 月 23 日 10:00～13:02）
・コンクリートポンプ車（58m 級）により海水約 150 t 放水（3 月 24 日 14:36～17:30）
・コンクリートポンプ車（58m 級）により海水約 150 t 放水（3 月 25 日 19:05～22:07）
・使用済燃料プールに、使用済燃料プール冷却浄化系を用いて海水を注水（3 月 25 日 6:05～10:20）
・コンクリートポンプ車(58m 級）により海水約 125t 放水（3 月 27 日 16:55～19:25）
・中央制御室の照明復帰（3 月 29 日 11:50）
・コンクリートポンプ車(58m 級）により淡水約 140t 放水（3 月 30 日 14:04～18:33）
・コンクリートポンプ車(58m 級）により淡水約 180t 放水(4 月 1 日 8:28～14:14)
・集中廃棄物処理建屋に溜まった汚染水を福島第一原子力発電所４号機タービン建屋へ移送開始（4 月 2 日 14:25）
・タービン建屋の一部の照明が点灯（4 月 2 日）
・4 月 2 日より、集中環境施設プロセス主建屋の建屋内にたまった水を４号機のタービン建屋内に移送していたところ、4 月 3 日より３号機のトレンチの立坑の水位が上昇したため、経路は不明であるものの念のため移送を中断（4 月 4 日 9:22）
・コンクリートポンプ車(58m 級）により淡水約 180t 放水（4 月 3 日 17:14～22:16）
・コンクリートポンプ車(62m 級）により淡水約 20t 放水(4 月 5 日 17:35～18:22)
・コンクリートポンプ車(62m 級）により淡水約 38 t 放水(4 月 7 日 18:23～19:40)
・コンクリートポンプ車(62m 級）により淡水約 90 t 放水(4 月 9 日 17:07～19:24)
・使用済燃料プール内に保管されている燃料の状況把握のため、使用済燃料プール水のサンプリング作業を実施（4 月 12 日 12:00～13:04）。採取したプール水について、放射線物質の核種分析を行った（4 月 13 日）。その結果、^{131}I（ヨウ素）が $2.2\times10^{2}Bq/cm^{3}$、^{134}Cs（セシウム）が $8.8\times10^{1}Bq/cm^{3}$、^{137}Cs（セシウム）が $9.3\times10^{1}Bq/cm^{3}$、検出（4 月 14 日）
・コンクリートポンプ車(62m 級)により淡水約 195t 放水(4 月 13 日 0:30～6:57)
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水約 140t 放水（4 月 15 日 14:30～

18:29）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水約 140t 放水（4 月 17 日 17:39～21:22）
・コンクリートポンプ車(62m 級)により淡水約 40t 放水(4 月 19 日 10:17～11:35)
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水約 100t 放水（4 月 20 日 17:08～20:31）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水約 140t 放水（4 月 21 日 17:14～21:20）
・コンクリートポンプ車（62m 級）を用いて計測装置を吊り下げ、使用済燃料プールの水位等を測定（4 月 22 日）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水約 200t 放水（4 月 22 日 17:52～23:53）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水約 140t を放水（4 月 23 日 12:30～16:44）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水約 165t を放水（4 月 24 日 12:25～17:07）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水約 210t を放水（4 月 25 日 18:15～4 月 26 日 0:26）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水約 130t を放水（4 月 26 日 16:50～20:35）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水約 85t を放水（4 月 27 日 12:18～14:01／14:32～15:15）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水約 270t を放水（5 月 5 日 12:19～20:46）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水約 180t を放水（5 月 6 日 12:38～17:51）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水約 120t を放水（5 月 7 日 14:05～17:30）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水約 100t を放水（5 月 9 日 16:05～19:05）（16:11～18:38 にヒドラジン約 0.23m^{3}を併せて注入）
・使用済燃料プール底部の支持構造物の設置工事のための作業開始(5 月 9 日～)
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水約 120t を放水（5 月 11 日 16:07～19:38）（16:14～19:36 にヒドラジンを併せて注入）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水（約 100t）を放水（5 月 13 日 16:04～19:04）（16:20～18:41 にヒドラジン約 0.12m^{3}を併せて注入）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水（約 100t）を放水（5 月 15 日 16:25～20:25）（16:26～18:30 にヒドラジン約 0.30m^{3}を併せて注入）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水（約 120t）を放水（5 月 17 日 16:14～20:06）（16:40～18:35 にヒドラジン約 0.6m^{3}を併せて注入）

・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水（約 100t）を放水（5 月 19 日 16:30～19:30）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水（約 130t）を放水（5 月 21 日 16:00～19:56）（16:23～19:00 にヒドラジン約 0.4m³を併せて注入）
・原子炉建屋開口部において空気中の放射性物質についてサンプリング作業を実施（5 月 23 日 14:17～14:37）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水（約 100t）を放水（5 月 23 日 16:00～19:09）（16:08～18:30 にヒドラジン約 0.3m³を併せて注入）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水（約 121t）を放水（5 月 25 日 16:36～20:04）（16:42～18:49 にヒドラジン約 0.3m³を併せて注入）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水（約 100t）を放水（5 月 25 日 17:05～20:00）（17:24～18:53 にヒドラジン約 0.2m³を併せて注入）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水（約 100t）を放水（5 月 27 日 17:05～20:00）（17:24～18:53 にヒドラジン約 0.2m³を併せて注入）
・コンクリートポンプ車（62m 級）により淡水（約 60t）を放水（5 月 28 日 17:56～19:45）（18:02～19:45 にヒドラジン約 0.5m³を併せて注入）
・コンクリートポンプ車（58m 級）により淡水（約 210t）を放水（6 月 3 日 14:35～21:15）（14:44～18:58 にヒドラジン約 1m³を併せて注入）
・コンクリートポンプ車（58m 級）により淡水（約 180t）を放水（6 月 4 日 14:23～19:45）（14:51～18:41 にヒドラジン約 0.4m³を併せて注入）
・コンクリートポンプ車（58m 級）により淡水（約 90t）を放水（6 月 6 日 15:56～18:35）（16:15～17:45 にヒドラジン約 0.2m³を併せて注入）
・コンクリートポンプ車（58m 級）により淡水（約 120t）を放水（6 月 8 日 16:12～19:14）（16:16～18:05 にヒドラジン約 0.4m³を併せて注入）
・原子炉建屋に入域し、使用済燃料プール循環冷却工事のための作業環境等の調査を実施（6 月 10 日 14:00 頃から 30 分程度）
・コンクリートポンプ車（58m 級）により淡水（約 150t）を放水（6 月 13 日 16:36～21:00）（16:38～19:15 にヒドラジン約 0.5m³を併せて注入）
・コンクリートポンプ車（58m 級）により淡水（約 150t）を放水（6 月 14 日 16:10～20:52）（16:11～19:15 にヒドラジン約 0.6m³を併せて注入）
・使用済燃料プールへの放水をコンクリートポンプ車から仮設放水設備に変更し、淡水（約 75t）を注水（6 月 16 日 13:14～15:44）（13:48～15:18 にヒドラジン約 0.2m³を併せて注入）
・仮設放水設備により使用済燃料プールに淡水（約 99t）を注水（6 月 18 日 16:05～19:23）（16:29～18:33 にヒドラジン約 0.8m³を併せて注入）
・機器仮置きプール（DSP）へ水張り（6 月 19 日 9:14～11:57、6 月 20 日 9:49～9:52、10:06～6 月 21 日 11:29、11:45～12:52、6 月 22 日 8:32～14:31、6 月 23 日 9:32～15:29、6 月 28 日 9:40～15:29、7 月 4 日 9:13～18:18、7 月 8 日 8:22～13:52、7 月 12 日 11:22～12:03*、7 月 13 日 11:50～12:45**、7 月

15 日 13:05～19:15、7 月 16 日 11:22～15:52、7 月 20 日 11:15～15:39、7 月 24 日 10:37～15:20）

（＊：注水ラインの接続部から水漏れが生じたため停止）

（＊＊：注水ラインの接続部（7 月 12 日とは異なる箇所）から水漏れが生じたため停止）

・仮設放水設備により使用済燃料プールに淡水（約 56t）を注水（6 月 22 日 14:31～16:38）

・原子炉建屋５階に入域し、使用済燃料プールの代替冷却工事の事前調査を実施（6 月 29 日 13:28～14:21）

・仮設放水設備により使用済燃料プールに淡水を注水(6 月 30 日 11:30～11:55)

・使用済燃料プールの代替冷却工事の準備を実施（7 月 6 日 10:20～10:33）

・使用済燃料プールの代替冷却工事に関し、配管の健全性確認を実施（7 月 8 日 10:00～11:30）

・使用済燃料プールの代替冷却装置の２次系試運転を実施（7 月 27 日 10:50～11:37、7 月 28 日 10:55～11:53）

・使用済燃料プールの代替冷却装置の１次系リークテストを実施（7 月 27 日 10:20～13:00）

・使用済燃料プールの代替冷却装置の１次系耐圧試験を実施（7 月 28 日 10:09～10:57）

・原子炉建屋から白煙の吐出を確認（7 月 28 日 6:30 現在）

＜５号機，６号機関係＞

・６号機の非常用ディーゼル発電機（D/G）１台目（Ｂ）は運転により電力供給。復水補給水系（MUWC）を用いて原子炉圧力容器及び使用済燃料プールへ注水

・６号機の非常用ディーゼル発電機（D/G）２台目（Ａ）起動（3 月 19 日 4:22）

・５号機の残留熱除去系（RHR）ポンプ（Ｃ）（3 月 19 日 5:00）及び６号機の残留熱除去系（RHR）ポンプ（Ｂ）（3 月 19 日 22:14）が起動し、除熱機能回復。使用済燃料プールを優先的に冷却（電源：６号の非常用ディーゼル発電機）（3 月 19 日 5:00）

・５号機、冷温停止（3 月 20 日 14:30）

・６号機、冷温停止（3 月 20 日 19:27）

・５号機及び６号機、起動用変圧器まで受電（3 月 20 日 19:52）

・５号機、電源を非常用ディーゼル発電機から外部電源に切り替え（3 月 21 日 11:36）

・６号機、電源を非常用ディーゼル発電機から外部電源に切り替え（3 月 22 日 19:17）

・５号機の仮設の残留熱除去海水系（RHRS）ポンプが、仮設から本設の電源への切り替えの際、自動停止（3 月 23 日 17:24）

・５号機の仮設の残留熱除去海水系(RHRS)ポンプの修理が完了(3 月 24 日 16:14)し、冷却を再開（3 月 24 日 16:35）

・６号機の仮設の残留熱除去海水系（RHRS）ポンプが、仮設から本設の電源へ切り替え（3 月 25 日 15:38、15:42）
・５号機及び６号機サブドレンピットにある低レベルの施設内で集水・管理された地下水を放水口経由で海へ放出（5 号機　4 月 5 日 17:25～4 月 8 日 12:14(約 950t),6 号機　4 月 4 日 21:00～4 月 9 日 18:52(約 373t)）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水(約 100m^3）を復水器へ移送（4 月 19 日 11:00～15:00）
・６号機の仮設の残留熱除去海水系（RHRS）のホースの位置を変えるため、残留熱除去系（RHR）ポンプを一時停止（4 月 20 日 9:51）し、仮設のＲＨＲＳポンプ移設作業実施後、冷却を再開（4 月 20 日 15:56）
・外部電源増強工事に伴い、５号機の残留熱除去系ポンプを一時停止（4 月 25 日 12:22～16:43）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 120 m^3）※を仮設タンクへ移送（5 月 1 日 14:00～17:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 222.3m^3）※を仮設タンクへ移送（5 月 2 日 10:00～16:00）
・５号機及び６号機の起動変圧器（5SB）の受電試験に伴い、残留熱除去系（RHR）ポンプを一時停止（5 月 2 日　５号機 12:00～15:03、６号機 11:03～15:03）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 124.1m^3）※を仮設タンクへ移送（5 月 3 日 14:00～17:00）
・５号機タービン建屋地下の溜まり水（約 600m^3）について、復水器への移送作業を実施（3 月 27 日～5 月 2 日）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 111.7m^3）※を仮設タンクへ移送（5 月 6 日 14:00～17:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 184.1m^3）※を仮設タンクへ移送（5 月 7 日 10:00～15:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 94.7m^3）※を仮設タンクへ移送（5 月 9 日 14:00～17:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 118.2m^3）※を仮設タンクへ移送（5 月 10 日 10:00～16:00）
・６号機の原子炉建屋地下の溜まり水（約 10 m^3）を同号機廃棄物処理建屋へ移送（5 月 10 日 11:00～12:30）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 118.9 m^3）※を仮設タンクへ移送（5 月 11 日 10:00～16:00）
・６号機の原子炉建屋地下の溜まり水（約 10 m^3）を同号機廃棄物処理建屋へ移送（5 月 11 日 11:00～12:30）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 116.9m^3）※を仮設タンクへ移送（5 月 12 日 10:00～16:00）
・６号機の原子炉建屋地下の溜まり水（約 7.5 m^3）を同号機廃棄物処理建屋へ

移送（5 月 12 日 10:30～12:30）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 102.2 ㎥）※を仮設タンクへ移送（5 月 13 日 10:00～15:00）
・６号機の原子炉建屋地下の溜まり水（約 3.3㎥）を同号機廃棄物処理建屋へ移送（5 月 13 日 11:30～12:15）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 96.3㎥）※を仮設タンクへ移送（5 月 14 日 10:00～15:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 94.3㎥）※を仮設タンクへ移送（5 月 15 日 10:00～15:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 76.6㎥）※を仮設タンクへ移送（5 月 16 日 10:00～14:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 75.3㎥）※を仮設タンクへ移送（5 月 17 日 10:00～14:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 83.6㎥）※を仮設タンクへ移送（5 月 18 日 10:00～14:00）
・６号機の原子炉建屋地下の溜まり水（約 10.5㎥）を同号機廃棄物処理建屋へ移送（5 月 18 日 10:30～12:30）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 45.3㎥）※を仮設タンクへ移送（5 月 21 日 14:00～18:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 201.0㎥）※を仮設タンクへ移送（5 月 24 日 9:00～19:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 378.0㎥）※を仮設タンクへ移送（5 月 25 日 9:00～19:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 378.0㎥）※を仮設タンクへ移送（5 月 26 日 9:00～19:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 381.5㎥）※を仮設タンクへ移送（5 月 27 日 9:00～19:00）
※移送量については、流量×時間から水位の変化量による値に変更

・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 382.2㎥）を仮設タンクへ移送（5 月 28 日 9:00～19:00）
・６号機の原子炉建屋地下の溜まり水（約 12㎥）を同号機廃棄物処理建屋へ移送（5 月 28 日 10:20～12:10）
・５号機の残留熱除去海水系(RHRS)ポンプの停止を確認(5 月 28 日 21:14 頃)、予備ポンプへの交換作業開始（5 月 29 日 8:12)、RHRS ポンプ起動（5 月 29 日 12:31)、残留熱除去系（RHR）による炉心の冷却開始（5 月 29 日 12:49）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 378.4㎥）を仮設タンクへ移送（5 月 29 日 9:00～19:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 250.7㎥）を仮設タンクへ移送（5

月 30 日 10:00～17:30）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 5,298.1m³）を仮設タンクへ移送（6 月 2 日 14:00～6 月 8 日 18:00（一時停止 6 月 5 日 14:00～14:45））
・５号機の残留熱除去海水系（RHRS）ポンプ２台化工事のため、残留熱除去系（RHR）ポンプ及び RHRS ポンプを停止（6 月 8 日 8:46,9:05）。RHRS ポンプ１台目起動（同日 11:32）。RHRS ポンプ２台目起動（同日 11:52）。RHR ポンプ起動（同日 12:35）
・６号機の原子炉建屋地下の溜まり水（約 17m³）を同号機廃棄物処理建屋へ移送（6 月 8 日 10:05～12:40）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 271.3m³）を仮設タンクへ移送（6 月 9 日 9:00～18:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 199.6m³）を仮設タンクへ移送（6 月 11 日 10:00～15:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 147.1m³）を仮設タンクへ移送（6 月 12 日 10:00～15:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 112.3m³）を仮設タンクへ移送（6 月 13 日 10:00～16:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 57.6m³）を仮設タンクへ移送（6 月 14 日 10:00～16:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 52.6m³）を仮設タンクへ移送（6 月 15 日 10:00～16:00）
・６号機の原子炉建屋地下の溜まり水（約 15m³）を同号機廃棄物処理建屋へ移送（6 月 15 日 11:55～14:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 55.7m³）を仮設タンクへ移送（6 月 16 日 10:00～16:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 42.9m³）を仮設タンクへ移送（6 月 17 日 10:00～16:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 60.5m³）を仮設タンクへ移送（6 月 18 日 10:00～16:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 59.7m³）を仮設タンクへ移送（6 月 19 日 10:00～16:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 63.5m³）を仮設タンクへ移送（6 月 20 日 10:00～16:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 71.3m³）を仮設タンクへ移送（6 月 21 日 10:00～16:00）
・６号機の原子炉建屋地下の溜まり水を同号機廃棄物処理建屋へ移送（6 月 21 日 11:05～13:30）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水（約 44.3m³）を仮設タンクへ移送（6 月 22 日 10:00～16:00）

・５号機の使用済燃料プールを燃料プール冷却浄化系により冷却開始（6 月 24 日 16:35）
・５号機の非常用ディーゼル発電機（5A、5B）について、修理を完了（5A：6 月 27 日 18:03、5B：6 月 28 日 12:32）
・６号機のタービン建屋地下の滞留水を移送し、溜めていた仮設タンクから低濃度の汚染水が漏えいしていることを確認（6 月 28 日 12:00 頃）
・６号機の原子炉建屋地下の溜まり水を同号機廃棄物処理建屋へ移送（6 月 28 日 11:00～13:20）
・５号機の残留熱除去系（RHR）ポンプを付属機器の電源切替のため一時停止（6 月 30 日 10:02～11:48）
・６号機のタービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送（6 月 30 日 13:00～19:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送（7 月 1 日 10:00～7 月 3 日 16:00）
・６号機のタービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送（7 月 1 日 10:00～7 月 3 日 16:00）
・５号機の仮設の残留熱除去海水系（RHRS）ポンプ（C）の出口側配管交換作業のため、当該ポンプを一時停止（7 月 3 日 10:00～13:36）。残留熱除去系（RHR）ポンプを一時停止（同日 10:15～13:40）。仮設 RHRS ポンプ（B）を一時停止（同日 10:20～13:22）。
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送（7 月 4 日 10:00～16:00）
・６号機のタービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送（7 月 4 日 13:30～17:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送（7 月 5 日 10:30～16:30）
・６号機のタービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送（7 月 5 日 10:00～17:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送（7 月 6 日 10:00～17:00）
・６号機の原子炉建屋地下の溜まり水を同号機廃棄物処理建屋へ移送（7 月 6 日 8:45～10:50）
・６号機のタービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送（7 月 7 日 10:09～17:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送（7 月 7 日 10:30～16:30）
・６号機のタービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送（7 月 8 日 10:00～17:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送（7 月 8 日 10:30～

16:30)
・６号機のタービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送（7 月 9 日 10:00～17:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送（7 月 9 日 10:30～16:30）
・夜の森線２回線復旧工事のため、以下のとおり非常用ディーゼル発電機を操作（7 月 11 日）
　D/G 5A 起動(3:03),並列(3:19),解列(9:07),停止(9:07)(警報により停止)
　D/G 5B 起動(3:37),並列(3:44),解列（13:18),停止(14:44)
　D/G 6A 起動(4:17),並列(4:21),解列（13:40),停止(15:42)
　D/G 6B 起動(4:31),並列(4:36),解列（13:44),停止(16:36)
・夜の森線２回線復旧工事のため、夜の森線受電停止（7 月 11 日 5:01～13:44）
・６号機のタービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送（7 月 11 日 10:00～17:00）
・６号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送（7 月 11 日 10:30～16:30）
・６号機のタービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送（7 月 12 日 11:00～16:00）
・５号機の仮設 RHRS ポンプのホース交換のため、RHR ポンプを一時停止（7 月 13 日 6:30～10:58)。RHRS ポンプ１台目を一時停止（同日 6:43～10:52)。２台目を一時停止（同日 6:44～10:33）
・６号機の原子炉建屋地下の溜まり水を同号機廃棄物処理建屋へ移送（7 月 13 日 8:40～10:50）
・６号機のタービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送（7 月 13 日 10:00～17:00）
・６号機のタービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送（7 月 14 日 10:00～17:00）
・６号機のタービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送（7 月 15 日 10:00～17:00）
・５号機の本設 RHRS（D）ポンプのテストランを実施（7 月 15 日 10:16）
・５号機の RHR（C）ポンプ停止（7 月 15 日 14:25）
・５号機の RHR（D）ポンプ起動（7 月 15 日 14:45）
・夜の森線２回線復旧工事のため、以下のとおり非常用ディーゼル発電機を操作（7 月 16 日）
　D/G 5B 起動(4:01),並列(4:12),解列(11:48),停止(13:05)
　D/G 6B 起動(4:21),並列(4:35),解列（12:05),停止(13:51)
・夜の森線２回線復旧工事のため、夜の森線からの受電停止（7 月 16 日 5:28～12:05）
・６号機のタービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガ

フロートへ移送（7 月 16 日 10:00～15:00）

・夜の森線２回線復旧工事のため、以下のとおり非常用ディーゼル発電機を操作（7 月 17 日）

D/G 5B 起動(3:08),並列(3:17),解列（14:14),停止（15:26）

D/G 6B 起動(3:28),並列(3:40),解列（14:34),停止（16:02）

・夜の森線２回線復旧工事のため、夜の森線からの受電停止（7 月 17 日 4:24～13:20）

・６号機の原子炉建屋地下の溜まり水を同号機廃棄物処理建屋へ移送（7 月 18 日 9:00～10:30）

・６号機の残留熱除去海水系（RHRS）ポンプ周辺の吊りワイヤの当てゴム交換のため、以下のとおり同ポンプを操作（7 月 19 日）

RHRS(A)ポンプ停止（8:03)、起動（8:26）

RHRS(B)ポンプ停止（8:30)、起動（9:08）

・６号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送（7 月 21 日 11:00～7 月 22 日 18:00）

・６号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送（7 月 23 日 11:00～18:00）

・６号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送（7 月 24 日 11:00～16:00）

・６号機のタービン建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送（7 月 26 日 11:00～7 月 27 日 16:00）

・６号機の原子炉建屋地下の溜まり水を同号機廃棄物処理建屋へ移送（7 月 26 日 11:00～12:00）

・６号機のタービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送開始（7 月 27 日 10:00）。その後、移送ポンプからの漏えいにより、移送停止（同日 10:45）。移送ポンプの交換作業を実施（同日 12:30～14:00）。（なお、漏えい量は約 20 ﾘｯﾄﾙであり、漏えい水の地面や海洋への流出はない。）

・６号機の原子炉建屋地下の溜まり水を仮設タンクへ移送（7 月 27 日 8:45～11:20、13:00～13:30）

・６号機のタービン建屋地下の滞留水を移送し溜めていた仮設タンクからメガフロートへ移送開始（7 月 28 日 10:00～）

＜使用済燃料共用プール＞

・3 月 18 日 6:00 過ぎ、プールの水位は維持されていることを確認

・共用プールに注水（3 月 21 日 10:37～15:30）

・電源供給を開始（3 月 24 日 15:37）し、冷却を開始（3 月 24 日 18:05）

・電源供給回路の末端部の短絡により、電源供給停止（4 月 17 日 14:36)。その後、当該設備の点検を実施し、電源の供給が復旧（4 月 17 日 17:30）

・夜の森線２回線復旧工事のため、冷却を一時停止（7 月 21 日 8:40～14:41）
・大熊線 2 号のしゃ断機停止により、冷却を一時停止（7 月 22 日 7:10～10:40）
・夜の森線２回線復旧工事のため、冷却を一時停止（7 月 23 日 3:46～9:41）
・7 月 27 日 6:20 時点でのプール水温度は 36℃程度

＜海水・土壌モニタリング＞
・南放水口付近の海水核種分析の結果、^{131}I（ヨウ素）が 7.4×10^{1}Bq/cm^3（周辺監視区域外の水中濃度限度の 1850.5 倍）検出された（3 月 26 日 14:30）
（3 月 29 日に計測した結果、水中濃度限度の 3,355.0 倍となった。（3 月 29 日 13:55）一方、１Ｆ放水口北側の海水核種分析の結果、^{131}I（ヨウ素）が 4.6×10^{1}Bq/cm^3（同 1,262.5 倍）検出された。（3 月 29 日 14:10））
・福島第一原子力発電所の敷地内（５地点）の土壌から、3 月 21 日及び 3 月 22 日に採取した試料の中に、^{238}Pu（プルトニウム）、^{239}Pu（プルトニウム）、^{240}Pu（プルトニウム）を検出（3 月 28 日 23:45 東京電力発表）。検出されたプルトニウムの濃度は、過去の大気圏内核実験において国内で観測されたフォールアウト（放射性降下物）と同様、通常の環境レベルで人体に問題となるものではない
・発電所敷地境界付近に設置している本設モニタリングポスト（№1～8）が復旧（3 月 31 日）。測定値については１日１回の予定。
・福島第一原子力発電所の敷地内の土壌から、3 月 25 日（４地点）及び 3 月 28 日（３地点）に採取した試料（合計７検体）の中に、^{238}Pu（プルトニウム）、^{239}Pu（プルトニウム）、^{240}Pu（プルトニウム）を検出（4 月 6 日 18:30 東京電力発表）。検出されたプルトニウムの濃度は、前回（3 月 28 日公表）と同様に過去の大気圏内核実験において国内で観測されたフォールアウト（放射性降下物）と同程度であり、通常の環境レベルで人体に問題となるものではない。
・南放水口付近の海水核種分析の結果、^{131}I（ヨウ素）が 1.8×10^{2}Bq/cm^3（周辺監視区域外の水中濃度限度の 4385.0 倍）検出された。（3 月 30 日 13:55）
・福島第一原子力発電所の敷地内の定例的に試料の採取を行うこととなっている３地点の土壌から、3 月 31 日及び 4 月 4 日に採取した試料（合計６検体）のうち、３検体から ^{238}Pu（プルトニウム）、^{239}Pu（プルトニウム）、^{240}Pu（プルトニウム）を検出（4 月 14 日 18:30 東京電力発表）。検出されたプルトニウムの濃度は、過去の大気圏内核実験において国内で観測されたフォールアウト（放射性降下物）６と同程度であり、通常の環境レベルで人体に問題となるものではない。

＜汚染水の拡散防止＞
・専用港内からの汚染水の流出を防止するため、発電所南側防波堤周辺で大型土のうを用いた止水工事を実施（4 月 5 日 15:00～16:30）
・南側防波堤に汚染水拡散防止のためのシルトフェンスを二重に設置完了（4 月 11 日 10:45）

・２号機バースクリーンの海側に仮設の止水板（鋼板７枚中１枚）を設置（4月 12 日 12:00～13:00）
・２号機バースクリーンの海側に仮設の止水板（鋼板７枚中 2 枚）を設置（4月 13 日 8:30 頃～10:00 頃）
・３，４号機スクリーン前面に汚染水拡散防止のためのシルトフェンスを設置完了（4 月 13 日 13:50）
・１，２号機スクリーン前面及びカーテンウォールに汚染水拡散防止のためシルトフェンスを設置（4 月 14 日 12:20）
・３号スクリーンポンプ室と４号スクリーンポンプ室の間に、ゼオライトの土のうを３袋設置（4 月 15 日 14:30～15:45）
・２号機バースクリーンの海側に仮設の止水板（鋼板７枚中４枚）を設置（4月 15 日 9:00～14:15）
・ゼオライトの土のうを１号スクリーンポンプ室と２号スクリーンポンプ室の間に２袋、２号スクリーンポンプ室と３号スクリーンポンプ室の間に５袋を設置（4 月 17 日 9:00～11:15）
・ゼオライトの土のうを１～２号機間スクリーン近傍に７袋、３～４号機間スクリーン近傍に３袋を設置（5 月 19 日 10:00～11:00）
・各号機のスクリーンピット部について、溜まり水の漏えい対策として、39 箇所の閉塞作業を終了（6 月 10 日）
・汚染水流出防止対策として、１～４号機取水口の角落し設置作業を完了（6月 29 日）
・作業船及び資材運搬船出入りのため、シルトフェンスを開閉（7 月 15 日 9:34～11:20）
・汚染水拡散防止のための鋼管矢板による閉塞作業のため、１～４号機取水口北側のシルトフェンスを開閉（7 月 26 日 13:05～14:15、同日 15:05～15:43、7 月 27 日 9:30～11:10、同日 11:30～11:50）

＜放射性物質の飛散を防ぐ飛散防止剤の散布＞
・共用プール山側の約 500m²の範囲に作業員が試験的に散布（4 月 1 日 15:00～16:05）
・共用プール山側、4 号機東側及び南側の約 600 ㎡の範囲に作業員が試験的に散布（4 月 5 日 13:00～16:30）
・共用プール山側の約 600m²の範囲に作業員が試験的に散布（4 月 6 日 12:30～14:30）
・共用プール山側の約 680m²の範囲に作業員が試験的に散布（4 月 8 日 11:00～14:00）
・共用プール山側の約 550m²の範囲に作業員が試験的に散布（4 月 10 日 13:00～14:00）
・共用プール山側の約 1,200m²の範囲に作業員が試験的に散布(4 月 11 日 12:00

～13:00）
・共用プール山側の約 700m²の範囲に作業員が試験的に散布（4 月 12 日 12:00～13:00）
・共用プール山側の約 400m²の範囲に作業員が試験的に散布（4 月 13 日 11:00～11:30）
・共用プール山側の約 1600m²の範囲に作業員が試験的に散布（4 月 14 日 12:00～13:30）
・共用プール山側の約 1900m²の範囲に作業員が試験的に散布（4 月 15 日 11:30～13:00）
・サプレッションプール水サージタンク山側他の約 1,800 ㎡の範囲に作業員が試験的に散布（4 月 16 日 11:00～13:00）
・集中廃棄物処理施設周辺の約 1,900 ㎡の範囲に作業員が試験的に散布（4 月 17 日 10:00～13:30）
・集中廃棄物処理施設周辺の約 1,200 ㎡の範囲に作業員が試験的に散布（4 月 18 日 9:00～14:30）
・集中廃棄物処理施設周辺他の約 1,900 ㎡の範囲に作業員が試験的に散布（4 月 20 日 12:00～13:30）
・共用プール山側の約 1,300 ㎡及び５，６号機高圧開閉所山側の約 5,100 ㎡の範囲に作業員が試験的に散布（4 月 21 日 12:00～15:00）
・５号機の原子炉建屋山側の約 860 ㎡の範囲に作業員が試験的に散布（4 月 24 日 11:30～13:00）
・５号機の原子炉建屋山側、旧事務本館前道路及び体育館付近の約 3,800 ㎡の範囲に作業員が試験的に散布（4 月 25 日 10:30～12:30）
・無人クローラーダンプにより、３号機タービン建屋海側の約 5,000 ㎡の範囲に本格的に散布（4 月 26 日 13:30～17:00）
・無人クローラーダンプにより、３号機のタービン建屋海側の約 7,500m²の範囲に本格的に散布（4 月 27 日 11:00～17:00）
・５号機の原子炉建屋山側、旧事務本館前道路及び体育館付近の約 4,540 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（4 月 28 日 10:30～12:00）
・無人クローラーダンプにより、４号機のタービン建屋海側の約 7,000 ㎡の範囲に本格的に散布（4 月 29 日 9:00～16:00）
・５号機の原子炉建屋山側、旧事務本館前道路及び体育館付近の約 5,800 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（4 月 29 日 10:30～14:00）
・無人クローラーダンプにより、４号機のタービン建屋南側の約 2,000 ㎡の範囲に本格的に散布（4 月 30 日 11：00～14：00）
・旧事務本館前道路、体育館付近及び物揚場西側の約 5,400 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（4 月 30 日 10：30～14:00）
・無人クローラーダンプにより、４号機の原子炉建屋南側の約 1,000 ㎡の範囲に本格的に散布（5 月 1 日 11:00～13:00）

・旧事務本館前道路、体育館付近及び物揚場西側の約 4,400 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 1 日 10:30～14:00）
・無人クローラーダンプにより、４号機の原子炉建屋南側及び西側の約 4,000 ㎡の範囲に本格的に散布（5 月 2 日 9:00～16:00）
・旧事務本館前道路、体育館付近（グラウンド）及び物揚場西側の約 5,500 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 2 日 10:30～14:00）
・旧事務本館前道路、グラウンド及び物揚場西側の約 5,300 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 3 日 9:30～14:30）
・無人クローラーダンプにより、３号機原子炉建屋西側の約 4,000 ㎡の範囲に本格的に散布（5 月 3 日 11:00～13:30）
・旧事務本館前道路、グラウンド及び物揚場西側の約 5,200 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 4 日 10:30～14:00）
・無人クローラーダンプにより、３号機原子炉建屋西側の約 4,000 ㎡の範囲に本格的に散布（5 月 4 日 14:00～16:00）
・共用プール西側、グラウンド及び物揚場西側の約 5,350 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 5 日 10:30～14:00）
・無人クローラーダンプにより、２号機原子炉建屋西側の約 4,000 ㎡の範囲に本格的に散布（5 月 5 日 13:00～16:00）
・物揚場西側、集中廃棄物処理施設周辺及びグラウンドの約 5,200 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 6 日 10:30～14:00）
・無人クローラーダンプにより、１号機原子炉建屋西側の約 4,000 ㎡の範囲に本格的に散布（5 月 6 日 11:00～14:00）
・物揚場西側、集中廃棄物処理施設周辺及びグラウンドの約 5,150 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 7 日 10:30～14:00）
・物揚場西側、集中廃棄物処理施設周辺及びグラウンドの約 5,100 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 8 日 10:30～14:00）
・固体廃棄物貯蔵庫周辺、集中廃棄物処理施設周辺及びグラウンドの約 5,250 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 9 日 10:30～14:00）
・固体廃棄物貯蔵庫周辺、展望台及びグランドの約 5,050 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 10 日 10:30～13:00）
・無人クローラーダンプにより、１、２号機タービン建屋の約 6,000 ㎡の範囲に本格的に散布（5 月 10 日 11:00～16:00）
・固体廃棄物貯蔵庫周辺及び南護岸の約 5,250 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 11 日 10:30～14:00）
・固体廃棄物貯蔵庫周辺及び南護岸の約 5,250 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 12 日 10:30～14:00）
・固体廃棄物貯蔵庫周辺及び南護岸の約 5,250 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 13 日 9:00～14:30）
・無人クローラーダンプにより、１号機タービン建屋北側・東側の約 6,000 ㎡

の範囲に本格的に散布（5 月 13 日 11:00～15:00）
・固体廃棄物貯蔵庫周辺、南護岸及び展望台の約 5,250 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 14 日 10:30～14:00）
・無人クローラーダンプにより、２号機タービン建屋東側の約 7,000 ㎡の範囲に本格的に散布（5 月 14 日 11:00～15:00）
・固体廃棄物貯蔵庫周辺、管理型産廃処分場周辺、展望台及びグラウンドの約 7,000 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 15 日 9:00～14:00）
・旧事務本館前道路、管理型産廃処分場周辺、展望台及び免震棟駐車場周辺の約 6,520 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 16 日 10:30～14:00）
・無人クローラーダンプにより、１号機タービン建屋東側の約 3,000 ㎡の範囲に本格的に散布（5 月 16 日 11:00～15:45）
・野球場、協力企業ヤード及び管理型産廃処分場周辺の約 6,550 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 17 日 10:30～14:00）
・野球場、展望台、協力企業ヤード及び管理型産廃処分場周辺の約 8,750 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 18 日 9:00～14:30）
・野球場、展望台、協力企業ヤード及び管理型産廃処理場周辺の約 8,750 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 19 日 10:30～14:00）
・展望台、協力企業ヤード、不燃物処理施設周辺、事務本館周辺及び正門周辺の約 8,750 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 23 日 9:00～13:00）
・無人クローラーダンプにより、３号機タービン建屋東側の約 6,000 ㎡の範囲に本格的に散布（5 月 23 日 11:00～15:30）
・不燃物処理施設周辺、協力企業ヤード、事務本館周辺、正門付近、展望台の約 8,750 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 24 日 9:30～13:00）
・無人クローラーダンプにより、２，３号機タービン建屋東側の約 6,000 ㎡の範囲に本格的に散布（5 月 24 日 11:00～14:00）
・不燃物処理施設周辺、固体廃棄物貯蔵庫周辺、事務本館周辺、正門付近及び展望台の約 8,750 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 25 日 9:30～13:30）
・不燃物処理施設周辺、固体廃棄物貯蔵庫周辺、事務本館周辺、南護岸及び展望台の約 7,875 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 26 日 9:00～13:00）
・無人クローラーダンプにより、１号機原子炉建屋北側の約 6,000 ㎡の範囲に本格的に散布（5 月 26 日 13:30～16:00）
・不燃物処理施設周辺、固体廃棄物貯蔵庫周辺、事務本館周辺、南護岸及び展望台の約 8,750 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 27 日 9:00～13:00）
・屈折放水塔車（高所放水車）により、１号機タービン建屋屋根・外壁の約 6,600 ㎡の範囲に本格的に散布（5 月 27 日 11:25～16:00）
・テニスコート周辺、固体廃棄物貯蔵庫周辺、南護岸及び展望台の約 4,375㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 28 日 13:00～14:00）
・テニスコート周辺、免震棟駐車場周辺、正門付近及び展望台の約 8,750㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 29 日 9:00～13:00）

・テニスコート周辺、免震棟駐車場周辺及び正門付近の約 8,750㎡の範囲に作業員が本格的に散布（5 月 31 日 9:00～13:00）
・正門付近、展望台、南護岸及び固体廃棄物貯蔵庫周辺の約 8,750㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 1 日 9:00～13:00）
・屈折放水塔車（高所放水車）により、２号機原子炉建屋屋根・外壁の約 2,200㎡の範囲に本格的に散布（6 月 1 日 11:00～13:30）
・正門付近、展望台、南護岸及び固体廃棄物貯蔵庫周辺の約 8,525㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 2 日 9:00～13:00）
・屈折放水塔車（高所放水車）により、２号機原子炉建屋屋根・外壁の約 7,200㎡の範囲に本格的に散布（6 月 2 日 11:00～14:00）
・固体廃棄物貯蔵庫周辺、展望台及び南護岸の約 8,750 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 3 日 9:00～13:00）
・屈折放水塔車（高所放水車）により、３号機タービン建屋屋根・外壁の 4,800㎡の範囲に本格的に散布（6 月 3 日 10:30～15:00）
・物揚場西側、展望台、南護岸及び共用プール山側の約 10,500 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 4 日 9:00～13:00）
・屈折放水塔車（高所放水車）により、４号機タービン建屋屋根・外壁の約 7,200㎡の範囲に本格的に散布（6 月 4 日 10:00～12:00）
・厚生棟東南側、展望台、南護岸及び共用プール山側の約 8,750 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 5 日 9:00～13:00）
・厚生棟東側、研修棟東側、共用プール山側、展望台及び南護岸の約 8,750 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 6 日 9:00～13:00）
・展望台、大型機器点検建屋北側、正門周辺及び研修棟南側の約 8,750 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 7 日 9:00～13:00）
・厚生棟周辺、展望台、大型機器点検建屋北側、正門周辺及び桜通り沿い東側の約 8,750 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 8 日 9:00～13:00）
・コンクリートポンプ車（52m 級）により、１号機原子炉建屋屋根・外壁の約 1,000 ㎡の範囲に本格的に散布（6 月 8 日 15:00～15:40）
・厚生棟周辺、環境管理棟周辺、正門周辺及び桜通り周辺の約 8,750 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 9 日 9:00～13:00）
・コンクリートポンプ車（52m 級）により、１号機原子炉建屋屋根・外壁及び３号機原子炉建屋屋根・外壁の約 6,400 ㎡の範囲に本格的に散布（6 月 9 日 9:00～14:00）
・厚生棟周辺、工事用変電所周辺及び野鳥の森周辺の約 8,750 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 10 日 9:00～13:00）
・コンクリートポンプ車（52m 級）により、１，２号機タービン建屋間外壁・屋根及び２号機原子炉建屋外壁・屋根の約 3,000 ㎡の範囲に本格的に散布（6 月 10 日 11:00～16:00）
・体育館周辺の約 4,375 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 11 日 11:00～

12:00）
・技能訓練センター周辺、正門周辺、野鳥の森周辺、５／６号機超高圧開閉所周辺及び免震棟駐車場周辺の約 8,750 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 13 日 9:00～13:00）
・５／６号機超高圧開閉所周辺、グラウンド周辺、１／２号機超高圧開閉所周辺及び免震棟周辺平坦部の約 8,750 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 14 日 9:00～13:00）
・１／２号機超高圧開閉所周辺、免震棟周辺平坦部及び不要品置場（A）裏法面の約 7,000 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 15 日 9:00～13:00）
・旧事務本館前道路周辺及びろ過水タンク周辺の約 6,660 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 16 日 9:00～13:00）
・グラウンドの約 7,000 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 17 日 9:00～13:00）
・体育館付近、正門付近、グラウンド及び不要品置場（A）付近の約 7,000 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 18 日 9:00～13:00）
・コンクリートポンプ車（52m 級）により、４号機原子炉建屋の屋根・外壁の約 3,200 ㎡の範囲に本格的に散布（6 月 18 日 13:00～15:00）
・２，３号機原子炉建屋西側法面周辺、総合情報棟背後法面、グラウンド、管理型廃棄物処分場周辺及び展望台野球場間の約 6,810 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 19 日 9:00～13:00）
・資材ヤード北側、旧事務本館道路北側、野鳥の森排水路周辺の約 5,250 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 20 日 9:00～13:00）
・クローラーダンプにより、５号機タービン建屋東側の約 5,900 ㎡の範囲に本格的に散布（6 月 20 日 10:00～13:30）
・資材ヤード北側、ろ過水タンク周辺及び事務本館駐車場の約 5,250 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 21 日 9:00～13:00）
・クローラーダンプにより、５号機タービン建屋東側の約 5,900 ㎡の範囲に本格的に散布（6 月 21 日 10:00～13:30）
・南護岸の約 5,250 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 22 日 9:00～13:00）
・クローラーダンプにより、６号機タービン建屋東側の約 8,300 ㎡の範囲に本格的に散布（6 月 22 日 10:00～13:30）
・４号機山側、５・６号機超高圧開閉所北側及び５号機原子炉建屋山側の約 5,160 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 23 日 9:00～13:00）
・免震棟周辺平坦部、ろ過水タンク周辺、不燃物処理施設周辺、双葉線 No.2 鉄塔周辺及び１、２号機超高圧開閉所周辺の約 4,659 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 24 日 9:00～13:00）
・クローラーダンプにより、６号機タービン建屋、原子炉建屋北側の約 5,400 ㎡の範囲に本格的に散布（6 月 24 日 10:00～13:30）
・クローラーダンプにより、集中ラドヤードの約 2,400 ㎡の範囲に本格的に散

布（6 月 25 日 10:00～13:30）
・野鳥の森排水路周辺及び６号機原子炉建屋・タービン建屋北側の約 4,490 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 26 日 9:00～13:00）
・クローラーダンプにより、５・６号機原子炉建屋西側の約 5,300 ㎡の範囲に本格的に散布（6 月 27 日 10:00～12:30）
・ろ過水タンク周辺の約 541 ㎡の範囲に作業員が本格的に散布（6 月 28 日 9:00～13:00）

＜リモートコントロール重機によるがれきの撤去状況＞
・4 月 10 日
・4 月 13 日 11:00～16:10（コンテナ６個分）
・4 月 15 日 9:00～15:45（コンテナ１個分）
・4 月 16 日 9:00～16:00（コンテナ８個分）
・4 月 17 日 9:00～16:00（コンテナ２個分）
・4 月 18 日 9:00～16:00（コンテナ４個分）
・4 月 19 日 9:00～15:00（コンテナ３個分）
・4 月 20 日 9:00～16:00（コンテナ１個分）
・4 月 21 日 9:00～16:00（コンテナ１個分）
・4 月 22 日 9:00～16:00（コンテナ２個分）
・4 月 24 日 9:00～16:00（コンテナ３個分）
・4 月 25 日 9:00～16:00（コンテナ４個分）
・4 月 26 日 9:00～16:00（コンテナ２個分）
・4 月 27 日 9:00～16:00（コンテナ３個分）
・4 月 28 日 9:00～16:00（コンテナ４個分）
・4 月 29 日 9:00～16:00（コンテナ４個分）
・4 月 30 日 9:15～16:15（コンテナ４個分）
・5 月 1 日 9:00～16:15（コンテナ４個分）
・5 月 2 日 9:00～16:00（コンテナ６個分）
・5 月 3 日 9:00～16:00（コンテナ２個分）
・5 月 4 日 9:00～16:00（コンテナ５個分）
・5 月 5 日 9:00～16:00（コンテナ４個分）
・5 月 6 日 9:00～16:00（コンテナ７個分）
・5 月 7 日 9:00～16:00（コンテナ８個分）
・5 月 8 日 9:00～16:00（コンテナ９個分）
・5 月 9 日 9:00～16:00（コンテナ６個分）
・5 月 10 日 9:00～16:00（コンテナ５個分）
・5 月 11 日 9:00～16:00（コンテナ７個分）
・5 月 12 日 9:00～16:00（コンテナ４個分）
・5 月 13 日 9:00～16:00（コンテナ８個分）

・5 月 14 日 9:00～16:00（コンテナ７個分）
・5 月 15 日 9:00～16:00（コンテナ５個分）
・5 月 16 日 9:00～16:00（コンテナ４個分）
・5 月 17 日 9:00～16:00（コンテナ６個分）
・5 月 18 日 9:00～16:00（コンテナ３個分）
・5 月 19 日 9:00～16:00（コンテナ５個分）
・5 月 20 日 9:00～16:00（コンテナ９個分）
・5 月 21 日 9:00～16:00（コンテナ 11 個分）
・5 月 22 日 9:00～16:00（伐採木 16 本）
・5 月 23 日 9:00～16:00（コンテナ４個分）
・5 月 24 日 9:00～16:00（コンテナ２個分）
・5 月 25 日 9:00～16:00（コンテナ３個分）
・5 月 26 日 9:00～16:00（コンテナ１個分）
・5 月 27 日 9:00～16:00（コンテナ５個分）
・5 月 28 日 9:00～16:00（コンテナ７個分）
・5 月 29 日 9:00～16:00（コンテナ８個分）
・5 月 30 日 9:00～16:00（コンテナ７個分）
・5 月 31 日 9:00～16:00（コンテナ６個分）
・6 月 1 日 9:00～16:00（コンテナ１２個分）
・6 月 2 日 9:00～16:00（コンテナ１１個分）
・6 月 3 日 9:00～16:00（コンテナ７個分）
・6 月 4 日 9:00～16:00（コンテナ８個分）
・6 月 5 日 9:00～16:00（コンテナ２個分）
・6 月 6 日 9:00～16:00（コンテナ４個分）
・6 月 7 日 9:00～16:00（コンテナ１０個分）
・6 月 8 日 9:00～16:00（コンテナ５個分）
・6 月 9 日 9:00～16:00（コンテナ２個分）
・6 月 10 日 9:00～16:00（コンテナ６個分）
・6 月 12 日 9:00～16:00（コンテナへの収納はなし）
・6 月 13 日 9:00～16:00（コンテナ２個分）
・6 月 14 日 9:00～16:00（コンテナ１個分）
・6 月 16 日 9:00～16:00（コンテナ１個分）
・6 月 17 日 8:45～16:15（コンテナ３個分）
・6 月 18 日 8:45～16:15（コンテナ３個分）
・6 月 19 日 8:45～16:15（コンテナ５個分）
・6 月 20 日 8:45～16:15（コンテナへの収納はなし）
・6 月 23 日 8:45～16:15（コンテナ２個分）
・6 月 24 日 9:00～16:00（コンテナ５個分）
・6 月 25 日 8:45～15:00（コンテナ３個分）

・6 月 26 日 8:45～15:00（コンテナ６個分）
・6 月 27 日 8:45～15:00（コンテナ４個分）
・6 月 28 日 8:45～16:15（コンテナ２個分）
・6 月 29 日 8:45～16:15（コンテナ３個分）
・6 月 30 日 8:45～16:15（コンテナ５個分）
・7 月 1 日 8:45～16:45（コンテナ８個分）
・7 月 2 日 8:45～16:45（コンテナへの収納はなし）
・7 月 3 日 8:45～16:45（コンテナへの収納はなし）
・7 月 4 日 8:45～16:15（コンテナ４個分）
・7 月 5 日 8:45～16:15（コンテナ４個分）
・7 月 6 日 8:45～16:15（コンテナ５個分）
・7 月 7 日 8:45～16:15（コンテナ９個分）
・7 月 8 日 8:45～16:15（コンテナ６個分）
・7 月 9 日 9:00～16:00（コンテナ６個分）
・7 月 10 日 8:45～16:15（コンテナ２個分）
・7 月 11 日 8:45～16:00（コンテナ３個分）
・7 月 12 日 8:45～16:15（コンテナ４個分）
・7 月 13 日 8:45～16:00（コンテナへの収納はなし）
・7 月 14 日 8:45～16:00（コンテナ２個分）
・7 月 15 日 8:45～16:00（コンテナ２個分）
・7 月 16 日 8:45～16:00（コンテナ２個分）
・7 月 17 日 8:45～16:00（コンテナ４個分）
・7 月 18 日 8:55～16:05（コンテナ３個分）
・7 月 19 日 8:45～15:00（コンテナ２個分）
・7 月 21 日 8:45～16:00（コンテナへの収納はなし）
・7 月 22 日 8:45～16:00（コンテナ３個分）
・7 月 23 日 8:45～16:00（コンテナ４個分）
・7 月 24 日 8:45～16:15（コンテナ３個分）
・7 月 25 日 8:45～16:15（コンテナ３個分）
・7 月 26 日 8:45～16:00（コンテナ５個分）
・7 月 27 日 8:45～16:00（コンテナ７個分）

＜その他＞

・１～３号機タービン建屋外のトレンチ（配管を布設しているトンネル状の地下構造物）の立坑に水が溜まっていることを確認。水表面の線量は、１号機が 0.4mSv/h、２号機が 1,000mSv/h 以上、３号機は、がれきがあり測定できず（3 月 27 日 15:30 頃）。１号機立坑内の溜留水を仮設ポンプにて集中環境施設プロセス主建屋の貯槽に移送し、立坑内の水位が上端から約-0.14m から約-1.14m に減少（3 月 31 日 9:20～11:25）

・３号機建屋外において、残留熱除去海水系配管のフランジを取り外した際、協力企業作業員３名が、配管に溜まった水を被ったが、水を拭き取った結果、身体への放射性物質の付着はなかった（3 月 29 日 12:03）
・3 月 28 日、集中環境施設プロセス主建屋で水溜まりを確認し、放射能分析の結果、3 月 29 日管理区域内で総量約 1.2×10^{1}Bq/cm^3、非管理区域で総量 2.2×10^{1}Bq/cm^3 の放射能を検出
・原子炉等の冷却に使用する淡水を積んだ米軍のはしけ船（１号船）１隻が海上自衛隊の艦船にえい航され、福島第一原子力発電所専用港に接岸（3 月 31 日 15:42）。はしけ船（１号船）からろ過水タンクへ淡水を移送開始（4 月 1 日 15:58）。その後、ホースの不具合により中断（4 月 1 日 16:25）したが、4 月 2 日に注水を再開（4 月 2 日 10:20～16:40）
・２隻目の原子炉等の冷却に使用する淡水を積んだ米軍のはしけ船（２号船）が海上自衛隊の艦船にえい航され、福島第一原子力発電所専用港に接岸（4 月 2 日 9:10）
・米軍のはしけ船（２号船）からはしけ船（１号船）へ淡水を移送（3 日 09:52～11:15）
・集中環境施設プロセス主建屋内の低レベル滞留水については、放水口南側海域から１台目のポンプによる放出を開始（4 月 4 日 19:03）し、更に全 10 台のポンプによる放出を実施（4 月 4 日 19:07）し、4 月 10 日 17 時 40 分に水中ポンプによる海洋への放出作業を停止し、残水の確認を実施中（総放出量は約 9,070t）
・雑固体廃棄物減容処理建屋内の低レベル滞留水については、放水口南側海域から５台のポンプによる放水を実施（4 月 6 日 17:20～4 月 7 日 18:20）
・タービン建屋内の溜まり水の集中廃棄物処理施設への排水準備のため、２～４号機のタービン建屋の外壁に孔あけを実施（4 月 7 日）
・4 月 7 日 11:32 に発生した宮城県沖の地震により、中断していた集中環境施設における排水作業を再開（4 月 8 日 14:30）
・１～４号機について、原子炉建屋の状況を把握するため、無人ヘリによる動画撮影を実施（4 月 10 日 15:59～16:28）
・１～４号機放水口サンプリング建屋より発火を確認（4 月 12 日 6:38 頃）。初期消火活動の結果、炎と煙がないことを確認（同日 7:00 前）。その後、鎮火確認（同日 9:12）
・３～４号機について、原子炉建屋の状況を把握するため、無人ヘリによる動画撮影を実施（4 月 14 日 10:17～12:25）
・１～４号機について、原子炉建屋の状況を把握するため、無人ヘリによる動画撮影を実施（4 月 15 日 8:02～9:55）
・１～３号機原子炉への注水ポンプ用の分電盤等を、津波対策として高台に移設（4 月 15 日 10:19～17:00）
・集中廃棄物処理施設の建屋内における止水対策が完了（4 月 18 日）。

・１，２号機と３，４号機間の電源連携強化作業が完了（4 月 19 日 10:23）
・１～４号機について、原子炉建屋の状況を把握するため、無人ヘリによる動画撮影を実施（4 月 21 日 11:43～12:50）
・外部電源増強工事（１，２号機と５，６号機間の電源連系）を実施（4 月 25 日 14:44～17:38）
・３，４号機の電源強化工事（6.6kv から 66kv に昇圧）が完了（4 月 30 日 11:34）
・大熊線２号線の復旧に伴い、１～３号機の原子炉注水ポンプ電源を仮設ディーゼル発電機に一時切替（5 月 11 日 8:47）。１，２号機の電源の一部を同系統から受電（5 月 11 日 15:20）
・３，４号機の電源強化のため、４号機用及び使用済燃料共用プール用の 480V 電源盤受電側を大熊線３号から東北電力の東電原子力線（66kV）に切り替え（5 月 12 日 12:20）
・メガフロートが横浜港を出航（5 月 15 日 5:20）
・米軍のはしけ船*２隻が福島第一原子力発電所から福島第二原子力発電所へ移動（5 月 18 日）（＊：３月下旬に米軍が東電へ譲渡）
・メガフロートが福島第一原子力発電所に入港（5 月 21 日 9:35）
・福島第一原子力発電所専用港内において、５，６号機取水口カーテンウォール付近の海面に油が漏えいしていることを確認（5 月 31 日 8:00 頃）。護岸周辺に吸着マット及びオイルフェンスを設置（同日 14:00 頃及び 16:50）
・４号機原子炉建屋南側の屋外で、無線操作の無人重機によるがれき撤去作業現場で、大きな衝撃音を確認（5 月 31 日 14:30 頃）。その後、がれきの中にあった酸素ボンベが破損したことによる衝撃音であることを確認。
・３号機原子炉建屋西側で確認された高線量（950mSv/h）のがれきを回収（6 月 6 日 10:20）
・１，２号機中央制御室内の照明が停電したことを確認（6 月 8 日 14:20）。詳細を確認した結果、パワーセンターの一部電源（２Ｃ）の供給停止を確認（同日 14:35）。当該電源の停止に伴い、モニタリングポスト７，８の伝送が一時停止（同日 14:49）したが、当該電源の復旧（同日 17:32）に伴い、モニタリングポストの伝送再開（同日 17:50）
・２，３号機スクリーンエリアに設置した循環型海水浄化装置の通水試験実施（6 月 9 日 10:30 頃～15:00 頃）。本格運転開始（6 月 13 日 10:00）。
・水処理装置のセシウム吸着装置について、低レベル汚染水を用いた試運転を実施（6 月 14 日 3:45～14:00）
・水処理装置の除染装置の試運転実施（6 月 15 日 13:10～20:35 頃）
・セシウム吸着装置と除染装置の組合せ運転を実施（6 月 15 日 22:40 頃～6 月 16 日 0:20 頃）。引き続き連続試運転を開始（6 月 16 日 0:20 頃）
・セシウム吸着装置の水漏れにより、水処理装置の連続試運転を一時停止（6 月 16 日 19:20 頃）。
・水処理装置の本格運転開始（6 月 17 日 20:00）。セシウム吸着装置のフィルタ

一において表面線量が交換基準に達したため、水処理装置を一旦停止（6 月 18 日 0:54)。吸着塔の交換準備作業中に水漏れを確認（同日 21:00 頃）
・メンテナンスのため、循環型海水浄化装置を一時停止（6 月 18 日 10:00～6 月 20 日 10:00 頃、6 月 25 日 10:00～6 月 28 日 10:00 頃、7 月 2 日 10:00 頃～7 月 4 日 10:00、7 月 9 日 10:00～7 月 12 日 11:30（B 系)、7 月 9 日 10:00～7 月 13 日 10:30（A 系))
・大熊線 2 号線の停止作業の準備のため、仮設 1/2 号 M/C（A）を一時停止（6 月 19 日 13:09～15:09)。大熊線 3 号線から受電（6 月 19 日 15:09）
・大熊線 2 号線の停止作業の準備のため、パワーセンター2C を一時停止（6 月 19 日 13:21～15:00)。大熊線 3 号線から受電（6 月 19 日 15:00）
・大熊線 2 号線の停止作業の準備のため、仮設 1/2 号 M/C（B）を一時停止（6 月 19 日 13:34～14:49)。大熊線 3 号線から受電（6 月 19 日 14:49）
・セシウム吸着装置の高濃度汚染水を使用した通水試験を実施(6 月 19 日 19:30～23:45、6 月 20 日 10:25～14:50)
・水処理装置の試運転を開始（6 月 21 日 0:45）
・凝集沈殿装置の薬液注入装置が停止したため、水処理装置の試運転を停止（6 月 21 日 7:20）
・水処理装置の試運転を開始（6 月 21 日 12:16）
・フラッシングのため水処理装置を停止（6 月 22 日 10:20～6 月 23 日 0:13）
・水処理装置の試運転を開始（6 月 23 日 0:43）
・水処理装置の吸着塔ベッセル交換のため試運転を一時停止（6 月 23 日 13:00～14:44、6 月 24 日 10:00～12:50、6 月 25 日 10:00～15:00、6 月 26 日 10:00～18:10）
・淡水化処理装置における処理を開始（6 月 24 日 12:00）
・油分分離装置の水位低下警報により水処理装置が自動停止(6 月 25 日 15:24、16:10）
・水処理装置の試運転を再開（6 月 25 日 16:35）
・淡水化処理装置の処理水（濃縮塩水）受タンク下部のドレン部により漏えい確認(6 月 29 日 9:30 頃)。閉止キャップを取り付け、漏えい停止(同日 10:30)。閉止フランジ下部より漏えい確認（同日 17:40 頃)。止水処理を実施し、漏えい停止（同日 23:17)。処理水（濃縮塩水）の処理のため、淡水化処理装置を一時停止（6 月 30 日 9:00）
・サイトバンカー建屋において、漏えい警報が発生したため、水処理装置を停止（6 月 29 日 14:53)。その後、運転再開（同日 18:45）するも、装置の協調運転に不調が発生し停止（同日 18:54)。設備に異常がないことを確認し、運転再開（同日 21:15)。
・濃縮水貯槽の増設・接続作業に伴い、水処理装置の淡水化装置を一時停止（6 月 30 日 9:00～7 月 1 日 15:52）
・凝集沈殿装置の処理水タンク水位低の警報が発報し水処理装置が自動停止（6

月 30 日 14:36)。水処理装置の運転を再開（同日 18:50)。
・仮設防潮堤を設置（5 月 18 日～6 月 30 日）
・水処理装置の運転を吸着塔ベッセル交換のため一時停止（6 月 30 日 10:46～13:35､7 月 2 日 10:30～13:45､7 月 3 日 10:39～12:50､7 月 5 日 10:30～13:20、7 月 7 日 11:00～12:50､7 月 8 日 10:00～12:04､7 月 13 日 11:00～14 日 14:58、7 月 16 日 10:50～13:41、7 月 19 日 11:00～15:03、7 月 21 日 8:38～7 月 22 日 0:23)
・バッファタンクの水位が上限管理値に近づいたため、処理水のバッファタンクへの移送を停止（7 月 3 日 20:17)。なお、汚染水の処理及び炉心への注水は継続して実施。
・バッファタンクの水位が下限管理値に近づいたため、処理水のバッファタンクへの移送を再開（7 月 4 日 17:18）
・バッファタンクの水位が上限管理値に近づいたため、処理水のバッファタンクへの移送を停止（7 月 6 日 6:53)。なお、汚染水の処理及び炉心への注水は継続して実施。
・ＳＰＴタンクの水位が低下したため、淡水化処理装置を一時停止（7 月 6 日 8:00～7 月 7 日 11:09）
・バッファタンクの水位が下限管理値に近づいたため、処理水のバッファタンクへの移送を再開（7 月 7 日 4:52）
・処理水一時貯槽の水位が低下したため、処理水のバッファタンクへの移送を一時停止（7 月 7 日 23:30)。なお、汚染水の処理及び炉心への注水は継続して実施
・処理水のバッファタンクへの移送を再開（7 月 8 日 2:45）
・処理水一時貯槽の水位が低下したため、処理水のバッファタンクへの移送を停止（7 月 8 日 4:44)。なお、汚染水の処理及び炉心への注水は継続して実施
・バッファタンクの水位が下限管理値に近づいたため、処理水のバッファタンクへの移送を再開（7 月 8 日 13:51）
・処理水一時貯槽の水位が低下したため、処理水のバッファタンクへの移送を停止（7 月 9 日 7:35）なお、汚染水の処理及び炉心への注水は継続して実施
・処理水のバッファタンクへの移送を再開（7 月 9 日 15:59）
・凝集沈殿装置の薬液注入ラインからの漏えいのため、水処理装置を停止（7 月 10 日 4:53）
・処理水一時貯槽の水位が低下したため、処理水のバッファタンクへの移送を一時停止（7 月 10 日 12:11）なお、汚染水の処理及び炉心への注水は継続して実施
・凝集沈殿装置の漏えい箇所の修理を行い､水処理装置を起動(7 月 10 日 17:06)。その後、定格流量に到達（同日 17:40)。
・処理水のバッファタンクへの移送を再開（7 月 10 日 21:20）
・凝集沈殿装置の薬液注入ライン接続部付近からの漏えいのため、水処理装置

を停止（7 月 12 日 8:51）
・凝集沈殿装置の漏えい箇所の修理を行い、水処理装置を起動(7 月 12 日 16:28)。その後、定格流量に到達（同日 16:58）
・水処理装置について、フラッシング運転中に凝集沈殿装置の薬液注入ライン接続部付近からの漏えいを確認。このためフラッシングを停止（7 月 13 日 13:07）
・バッファタンクへの移送量を 23m^3/h から 18m^3/h に変更（7 月 13 日 16:22）
・凝集沈殿装置の漏えい箇所の修理を行い、水処理装置を起動(7 月 14 日 14:58)。その後、定常流量に到達（同日 18:30）
・バッファタンクの水位が下限管理値に近づいたため、ろ過水タンクからバッファタンクへろ過水を補給補給（7 月 14 日 18:43～7 月 15 日 10:25）
・流量低下の原因調査のため、水処理装置を停止（7 月 15 日 5:14～14:21)。その後、定常流量に到達（同日 14:48）
・処理水一時貯槽からバッファタンクへ処理水を移送（7 月 15 日 18:32～7 月 17 日 3:20）
・水処理装置のベッセルを交換（水処理装置の停止なし）（7 月 18 日 11:00～14:59）
・大熊線２号のしゃ断機停止により、水処理装置が一時停止（7 月 22 日 7:10～15:37）
・バッファタンクの水位が下限管理値に近づいたため、ろ過水タンクからバッファタンクへろ過水を補給補給（7 月 22 日 17:00～7 月 23 日 11:04）
・夜の森線２回線復旧工事のため、水処理装置を一時停止（7 月 23 日 8:45～15:26)。その後、定常流量に到達（同日 16:27）
・雑固体廃棄物減容処理建屋からプロセス主建屋へ滞留水を移送（7 月 23 日 14:15～19:00）
・処理水一時貯槽からバッファタンクへ処理水を移送(7 月 23 日 18:10～19:27)
・処理水一時貯槽からバッファタンクへ処理水を移送(7 月 24 日 11:27～15:11)
・水処理装置のベッセルを交換（水処理装置の停止なし）（7 月 24 日 12:30～16:35）
・バッファタンクの水位が下限管理値に近づいたため、ろ過水タンクからバッファタンクへろ過水を補給（7 月 24 日 17:44～）
・水処理装置のベッセルを交換（水処理装置の停止なし）（7 月 25 日 10:29～10:48）
・セシウム吸着装置の１系列でポンプが一時停止（7 月 25 日 21:35～21:56)。その後、定常流量に到達（同日 22:00）
・雑固体廃棄物減容処理建屋からプロセス主建屋へ滞留水を移送(7 月 26 日 9:59～16:01）
・水処理装置のベッセルを交換（水処理装置の停止なし）（7 月 26 日 11:37～14:06）

・水処理装置のベッセルを交換（水処理装置の停止なし）（7 月 27 日 11:37～17:23）

○東京電力(株)福島第二原子力発電所（福島県双葉郡楢葉町及び富岡町）

（１）運転状況

１号機（110 万 kW）（自動停止、3 月 14 日 17:00 冷温停止）

２号機（110 万 kW）（自動停止、3 月 14 日 18:00 冷温停止）

３号機（110 万 kW）（自動停止、3 月 12 日 12:15 冷温停止）

４号機（110 万 kW）（自動停止、3 月 15 日 7:15 冷温停止）

（２）モニタリングポスト等の指示値

東京電力 HP（http://www.tepco.co.jp/nu/fukushima-np/f2/index-j.html）参照

（３）主なプラントパラメーター（7 月 28 日 6:00 現在）

	単位	１号機 （冷温停止）	２号機 （冷温停止）	３号機 （冷温停止）	４号機 （冷温停止）
原子炉圧力*1	MPa	0.14	0.10	0.12	0.16
原子炉水温	℃	26.8	26.8	30.7	28.5
原子炉水位*2	mm	8196	8246	8346	8196
原子炉格納容器内 ｻﾌﾟﾚｯｼｮﾝﾌﾟｰﾙ水温	℃	27	28	28	29
原子炉格納容器内 ｻﾌﾟﾚｯｼｮﾝﾌﾟｰﾙ圧力	kPa (abs)	105	105	111	107
備　考 （データ採取時間）		7/28 6:00 現在の値	7/28 6:00 現在の値	7/28 6:00 現在の値	7/28 6:00 現在の値

＊１：絶対圧に換算

＊２：燃料頂部からの数値

（４）各プラントの状況

・3 月 30 日 17:56 頃、１号機において、タービン建屋の１階の電源盤から煙が上がっていたが、電気の供給を切ったところ、煙の発生が止まった。消防署により、19:15 当該事象は電源盤の異常であり、火災ではないと判断された。

・１号機の原子炉を冷却する残留熱除去系（Ｂ）の電源が、外部電源に加え２号機の非常用電源からも受電可能となり、全号機において、残留熱除去系（Ｂ）のバックアップ電源（非常用電源）を確保（3 月 30 日 14:30）

・1 号機の原子炉建屋地下 1 階の配電盤からの火花発生（7 月 7 日 14:05 頃発見）に伴う補修作業のため、残留熱除去系ポンプ（RHR(B)）を一時停止（7 月 7 日 17:37～21:15）

・1 号機の非常用ディーゼル発電機（B）の修理が完了し、待機状態に復帰（7 月 15 日 15:09）

・1号機の原子炉冷却材浄化系が復旧（7月16日11:11）
・1号機の燃料プール冷却浄化系ポンプ（FPC(A)）起動（7月17日11:04）
・1号機の循環系統切替作業のため、残留熱除去系ポンプ（RHR(B)）ポンプを一時停止（7月17日9:36～14:13）
・２号機の原子炉冷却材浄化系が復旧（7月17日11:40）
・２号機の循環系統切替作業のため、残留熱除去系ポンプ（RHR(B)）を一時停止（7月18日10:39～12:19）
・２号機の燃料プール冷却浄化系ポンプ（FPC(A)）起動（7月18日11:33）

（５）その他異常等に関する報告
・１号機にて原子力災害対策特別措置法第１０条通報（3月11日17:35）
・１、２、４号機にて同法第１０条通報（3月11日18:33）
・１号機にて原子力災害対策特別措置法第１５条事象（圧力抑制機能喪失）発生（3月12日5:22）
・２号機にて原子力災害対策特別措置法第１５条事象（圧力抑制機能喪失）発生（3月12日5:32）
・４号機にて原子力災害対策特別措置法第１５条事象（圧力抑制機能喪失）発生（3月12日6:07）

〇東北電力(株)女川原子力発電所（宮城県牡鹿郡女川町、石巻市）
（１）運転状況
１号機（52万4千kW）（自動停止、3月12日0:58冷温停止）
２号機（82万5千kW）（自動停止、地震時点で冷温停止）
３号機（82万5千kW）（自動停止、3月12日1:17冷温停止）

（２）モニタリングポスト等の指示値
別添資料「各発電所等の環境モニタリング結果」参照

（３）その他異常に関する報告
・タービン建屋地下1階の発煙は消火確認（3月11日22:55）
・原子力災害対策特別措置法第１０条通報（3月13日13:09）

２　産業保安
〇電気（7月16日12:00現在）
家屋等流出地域などを除いて、6月18日までに復旧済み。

［参考情報］現在停止中の発電所（原子力発電所を除く）
・東北電力（6月20日9:00現在）
仙台火力発電所　４号機
新仙台火力発電所　１，２号機
原町火力発電所　１，２号機

〇都市ガス（5 月 6 日 10:00 現在）
５月３日までに家屋流出等地域を除いた約４２万戸が復旧済

死亡事故：地震との関係も含め原因詳細調査中。
・盛岡ガス（盛岡市）死者１名、負傷者 10 名
3 月 14 日 8:00　デパートの地下での爆発
・東部ガス（いわき市）死者１名
3 月 12 日 11:30　一般住宅での漏えいガスに着火

〇熱供給（7 月 25 日 10:00 現在）
・小名浜配湯（いわき市小名浜）供給停止

〇ＬＰガス（4 月 14 日 21:00 現在）
死亡事故：地震との関係も含め原因詳細調査中
・福島県いわき市　死者１名
3 月 13 日午前中　共同住宅でガス爆発
・いわき市鹿島の一般住宅でＬＰガス漏れが発生、元栓を閉めて漏えい防止を図っているところ。
（4 月 11 日 17:16 頃、福島県内陸部で発生した地震によるもの（福島県浜通りの地震発生による状況について（第二報）で公表済み。））

〇コンビナート（4 月 14 日 21:00 現在）
・コスモ石油千葉製油所（千葉県市原市）
ＬＰＧ貯槽の支柱が折れ、破損。ガス漏れ火災。重傷者１名、軽傷５名。3 月 21 日午前鎮火。
・JX 日鉱日石エネルギー(株)仙台製油所（宮城県仙台市）
出荷設備エリアで爆発、火災が発生。3 月 15 日午後鎮火。
・福島県いわき市の第一三共プロファーマ(株)小名浜工場でガス漏れ、火災が発生（既に鎮火。けが人なし）
（4 月 11 日 17:16 頃、福島県内陸部で発生した地震によるもの（福島県浜通りの地震発生による状況について（第二報）で公表済み。））

３　原子力安全・保安院等の対応
【3 月 11 日】
１４：４６　地震発生と同時に原子力安全・保安院に災害対策本部設置
１５：４２　福島第一原子力発電所１号機、２号機及び３号機に関し、原子力災害対策特別措置法第１０条第１項に基づき、発生事象（全交流電源喪失）について判断・連絡

１６：３６　福島第一原子力発電所１、２号機に関して東京電力(株)が同法第１５条事象（非常用炉心冷却装置注水不能）発生と判断

１７：３５　福島第二原子力発電所１号機にて原子力災害対策特別措置法第１０条通報

１８：３３　福島第二原子力発電所１、２、４号機にて原子力災害対策特別措置法第１０条通報

１９：０３　原子力緊急事態宣言発令（福島第一原子力発電所）
福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策本部及び同現地対策本部の設置

２０：５０　福島県対策本部は、福島第一原子力発電所１号機の半径２ｋｍの住人に避難指示を出した。（２ｋｍ以内の住人は 1,864 人）

２１：２３　原子力災害対策特別措置法に基づき、福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、内閣総理大臣より関係地方公共団体に対し、以下を指示。
・福島第一原子力発電所から半径３ｋｍ圏内の住民に対する避難指示。
・福島第一原子力発電所から半径１０ｋｍ圏内の住民に対する屋内退避指示。

２２：００　原子力安全・保安院は、２号機の炉心露出は 22 時 50 分、燃料被覆管破損は 23 時 50 分、燃料溶融は 24 時 50 分、原子炉格納容器設計最高圧到達（527.6kpa）は 27 時 20 分、その場合原子炉格納容器ベントによる放射性物質の放出が必要と予測

２４：００　池田経済産業副大臣現地対策本部到着

【3 月 12 日】

０：５７　福島第一原子力発電所１号機に関して東京電力(株)が同法第１５条事象（格納容器圧力異常上昇）に該当する旨の通報

５：２２　福島第二原子力発電所１号機にて事業者が原子力災害対策特別措置法第１５条事象（圧力抑制機能喪失）発生判断（6:27 通報）

５：３２　福島第二原子力発電所２号機にて事業者が原子力災害対策特別措置法第１５条事象（圧力抑制機能喪失）発生判断（6:27 通報）

５：４４　原子力災害対策特別措置法に基づき、福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、内閣総理大臣より関係地方公共団体に対し、以下を指示。
・福島第一原子力発電所から半径１０ｋｍ圏内の住民に対する避難指示。

６：０７　福島第二原子力発電所４号機にて原子力災害対策特別措置法第１５条事象（圧力抑制機能喪失）発生

６：５０　経済産業大臣が原子炉等規制法第６４条第３項の規定に基づき、福島第一原子力発電所第１号機及び第２号機に設置された原子炉格納容器内の圧力を抑制することを命じた。

７：４５　原子力災害対策特別措置法に基づき、福島第二原子力発電所で発生し

た事故に関し、内閣総理大臣より関係地方公共団体に対し、以下を指示。
・福島第二原子力発電所から半径３ｋｍ圏内の住民に対する避難指示。
・福島第二原子力発電所から半径１０ｋｍ圏内の住民に対する屋内退避指示。
原子力緊急事態宣言発令（福島第二原子力発電所）
福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部に改名

８：４１　INES 評価３を原子力安全・保安院から IAEA に通報

１５：２０頃　東京電力（株）より、「今後、準備が整い次第、消火系にて海水を炉内に注入する予定」である旨、原子力安全・保安院、内閣官房内閣情報集約センター等宛てのファックスで受信（※ベントの状況報告等をする連絡様式書の参考情報として付記）。

１６：２７　福島第一原子力発電所に関して東京電力(株)が原子力災害対策特別措置法第１５条事象（敷地境界放射線量異常上昇）に該当する旨の通報

１７：３９　内閣総理大臣が福島第二原子力発電所の避難区域
・福島第二原子力発電所から半径１０ｋｍ圏内の住民に対する避難を指示。

１７：５５　経済産業大臣から東京電力（株）に対して福島第一原子力発電所１号機原子炉容器内を海水で満たすよう、口頭で原子炉等規制法第６４条第３項の措置命令を行うとともに、原子力安全・保安院に対して命令文書を発出するよう指示

１８：００～２０頃　東京電力（株）の関係者より、海水注入準備のためには時間がかかる（1.5 時間程度）という説明があったことから、海水注入による冷却の実施について、総理からの指示により、原子力安全委員会、東京電力（株）等とともに原子力安全・保安院が検討することとなった（総理から再臨界の可能性について問われた原子力安全委員長が可能性はゼロではないとの趣旨の回答をしたので、ホウ酸投入などそれを防ぐ方法を含め検討。）

１８：２５　原子力災害対策特別措置法に基づき、福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、内閣総理大臣より、関係地方公共団体に対し、以下を指示。
・福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内の住民に対する避難指示。

１９：０４　福島第一原子力発電所１号機について、東京電力（株）が海水（ホウ酸なし）注入を開始。
（※東京電力（株）の海水注入開始は、官邸には報告されていなかった。東京電力（株）の担当者から原子力安全・保安院には口頭連絡したが、原子力安全・保安院側にその記録はない。また、5 月 26 日に東京電力（株）より原子力安全・保安院等に、19 時 04 分以降、継続して注水が行われていた旨の報告があった。）

１９：４０　海水注入についての検討結果を原子力安全・保安院等が総理に説明。
１９：５５　総理より海水注入の指示
２０：０５　経済産業大臣が海水注入等を命令する旨の文書の完成
（※同日 20 時 40 分に、東京電力（株）は原子力安全・保安院等に対し、20 時 20 分から海水注入を開始した旨を連絡。その後、5 月 26 日に東京電力（株）より原子力安全・保安院等に、19 時 04 分以降、継続して注水が行われていた旨の報告があった）
２０：４５　東京電力（株）が再臨界を防ぐためのホウ酸投入を開始
２３：０５　INES 評価４を原子力安全・保安院から IAEA に通報
【3 月 13 日】
５：１０　福島第一原子力発電所３号機に関して東京電力(株)が原子力災害対策特別措置法第１５条事象（原子炉冷却機能喪失）に該当する旨、判断・連絡。
９：０１　福島第一原子力発電所に関して東京電力(株)が原子力災害対策特別措置法第１５条事象（敷地境界放射線量異常上昇）に該当する旨の通報
９：３０ 福島県知事、大熊町長、双葉町長、富岡町長、浪江町長に対し、原子力災害対策特別措置法に基づき、放射能除染スクリーニングの内容について指示
１３：０９　女川原子力発電所に関して東北電力(株)が原子力災害対策特別措置法第１０条事象に該当する旨の通報
１３：１２　福島第一原子力発電所３号機の注入を真水から海水に切り替え
１４：３６　福島第一原子力発電所に関して東京電力(株)が原子力災害対策特別措置法第１５条事象（敷地境界放射線量異常上昇）に該当する旨の通報
【3 月 14 日】
１：１０　福島第一原子力発電所１号機及び３号機の注入をくみ上げ箇所の海水が少なくなったため停止。
３：２０　福島第一原子力発電所３号機の海水注入を再開
４：２８　福島第一原子力発電所に関して東京電力(株)が原子力災害対策特別措置法第１５条事象（敷地境界放射線量異常上昇）に該当する旨の通報
５：３８　福島第一原子力発電所に関して東京電力(株)が原子力災害対策特別措置法第１５条事象（敷地境界放射線量異常上昇）に該当する旨の通報
１３：２５　福島第一原子力発電所２号機に関して東京電力(株)が原子力災害対策特別措置法第１５条事象（原子炉冷却機能喪失）に該当する旨、判断・連絡
２２：１３　福島第二原子力発電所に関して東京電力(株)が原子力災害対策特別措置法第１０条事象に該当する旨の通報
２２：３５　福島第一原子力発電所に関して東京電力(株)が原子力災害対策特別措置法第１５条事象（敷地境界放射線量異常上昇）に該当する旨の通報
【3 月 15 日】

０：００　国際原子力機関（IAEA）専門家派遣の受け入れを決定
　IAEA 天野事務局長による原子力発電所の被害に関する専門家派遣の意向を受け、原子力安全・保安院は IAEA による知見ある専門家の派遣を受け入れることとした。なお、実際の受け入れ日程等については、今後調整を行う

０：００　米国原子力規制委員会（NRC）専門家派遣の受け入れを決定

６：００～１０頃　福島第一原子力発電所において大きな衝撃音がしたとの現場情報あり。

７：２１　福島第一原子力発電所に関して東京電力(株)が原子力災害対策特別措置法第１５条事象（敷地境界放射線量異常上昇）に該当する旨の通報

７：２４　（独）日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所に関して（独）日本原子力研究開発機構が原子力災害対策特別措置法第１０条事象に該当する旨の通報

７：４４　（独）日本原子力研究開発機構原子力科学研究所に関して（独）日本原子力研究開発機構が原子力災害対策特別措置法第１０条事象に該当する旨の通報

８：５４　福島第一原子力発電所に関して東京電力(株)が原子力災害対策特別措置法第１５条事象（敷地境界放射線量異常上昇）に該当する旨の通報

１０：３０　経済産業大臣が東京電力(株)に対して、原子炉等規制法第６４条第３項の規定に基づき、４号機の消火及び再臨界の防止、２号機の原子炉内への早期注水及び必要に応じドライウェルのベントについて実施することを命じた。

１０：５９　今後の事態の長期化を考慮し、現地対策本部の機能を福島県庁内へ移転することを決定。

１１：００　原子力災害対策特別措置法に基づき、福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、内閣総理大臣より、関係地方公共団体に対し、以下を指示。
・福島第一原子力発電所の半径 20km～30km 圏内の住民に対する屋内退避指示。

１６：３３　福島第一原子力発電所に関して、東京電力(株)が原子力災害対策特別措置法第１５条事象（敷地境界放射線量異常上昇）に該当する旨通報

２２：００　経済産業大臣が東京電力(株)に対して、原子炉等規制法第６４条第３項の規定に基づき、４号機の使用済燃料プールへの注水について実施することを命じた。

２３：４６　福島第一原子力発電所に関し東京電力(株)が原子力災害対策特別措置法第１５条事象（敷地境界放射線量異常上昇）に該当する旨の通報

【3 月 18 日】

１３：００　文部科学省にて、福島第一、第二原子力発電所の緊急時における全国的モニタリング調査の強化を決定

１５：５５　原子炉等規制法第６２条の３に基づき、東京電力(株)福島第一原子力発電所第１・２・３・４号機における事故故障等（原子炉建屋内の放射性物質の非管理区域への漏えい）の報告を受理

１６：４８　原子炉等規制法第６２条の３に基づき、日本原子力発電(株)東海第二発電所における事故故障等（非常用ディーゼル発電機２Ｃ海水ポンプ用電動機の故障）の報告を受理

１７：４８　INES 評価５への引き上げを原子力安全・保安院から IAEA に通報

【3 月 19 日】

９：１６　福島第一原子力発電所に関し東京電力(株)が原子力災害対策特別措置法第１５条事象（敷地境界放射線量異常上昇）に該当する旨の通報

１０：２２　６号機の非常用ディーゼル発電機２台目（Ａ）起動
５号機の残留熱除去系（RHR）ポンプ（Ｃ）が起動し、使用済燃料プールの冷却を開始（電源：６号機の非常用ディーゼル発電機））の旨を受信

【3 月 20 日】

２３：３０　原子力災害対策現地本部から、放射能除染スクリーニングレベルの基準を以下のとおり変更する旨、県知事及び関係市町村長（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯舘村）宛に指示

【3 月 21 日】

７：４５　原子力災害対策現地本部から「安定ヨウ素剤の服用について」として、安定ヨウ素剤の服用は、本部の指示を受け、医療関係者の立ち会いのもとで服用するものであり、個人の判断で服用しない旨の指示を、県知事及び関係市町村長（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯舘村）宛に発出

１６：４５　原子力災害対策現地本部長から「屋内退避圏内での暖房器具の使用に係る換気について」として、一酸化炭素中毒等の防止の観点及び被ばく低減の観点から、屋内において換気を必要とする暖房器具を使用する場合の対応について屋内退避圏内の住民に周知する旨の指示を福島県知事及び市町村長（いわき市、田村市、南相馬市、広野町、川内村、浪江町、葛尾村、飯舘村）宛に発出。

１７：５０　原子力災害対策本部長から、ホウレンソウ及びカキナ、原乳について当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請することの指示を福島県、茨城県、栃木県及び群馬県の各知事宛に発出。

【3 月 22 日】

１６：００　原子力安全委員会緊急技術助言組織から､3 月 22 日付け東京電力の「海水分析結果について」に関する原子力安全・保安院からの助言依頼について、回答（助言）を受理。

【3 月 25 日】

原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、3 月 24 日に発生した福島第一原子力発電所３号機タービン建屋における作業員の被ばくに関し、再発防止の観点から、直ちに放射線管理を見直し、改善するよう、口頭で指示。

【3 月 28 日】

原子力安全・保安院は、東京電力株式会社に対し、3 月 27 日に東京電力(株)が発表した福島第一原子力発電所２号機タービン建屋地下階溜まり水の測定に係る評価の誤りについて、再発防止を図るよう、口頭で指示。

１３：５０　原子力安全・保安院は、原子力安全委員会臨時会議助言（福島第一発電所２号機タービン建屋地下１階の滞留水について）を受け、東京電力株式会社に対し、海水モニタリングポイントの追加や地下水モニタリングの実施について、口頭で指示。

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、タービン建屋の屋外で確認された水に係る報告が遅れたことに対し、重要な情報については、社内の情報伝達をスムーズにするとともに、適時適切に報告が行われるように指導。

【3 月 29 日】

１１：１６　経済産業省は、原子炉等規制法第６２条の３及び電気関係報告規則第３条に基づき、東北電力(株)女川原子力発電所における事故故障等（津波による２号機原子炉補機冷却水ポンプ(B)等の故障及び１号機補助ボイラー重油タンクの倒壊）についての報告を受理。

原子力災害被災者支援の体制強化のため、経済産業大臣をチーム長とする「原子力被災者生活支援チーム」の設置、関係市町村への訪問等を実施。

原子力災害現地対策本部は、２０－３０ｋｍ圏内の地域住民等に向けた、ニュースレター第１号を公表。

【3 月 30 日】

経済産業省は、各電気事業者等に対し、平成 23 年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施に係る指示文書を発出し、手交。

【3 月 31 日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、3 月 31 日の福島第二原子力発電所への街宣車の進入について、核物質防護等に係る対策に万全を期すよう口頭で指示。

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、作業員の放射線管理に万全を期すように注意喚起。

原子力災害現地対策本部は、２０－３０ｋｍ圏内の地域住民等に向

けた、ニュースレター第２号を公表。

【4 月 1 日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、核種分析結果の誤りについて以下の３点について適切な対応をとるように厳重注意。

・核種分析の過去の評価結果について、どの核種について評価の誤りがあるかを明らかにし、すみやかに再評価を行うこと。
・評価の誤りが発生した原因を調査するとともに、再発防止の徹底を行うこと。
・評価結果の誤り等については判明した段階で、早急に連絡を行うこと。

【4 月 2 日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、福島第一原子力発電所２号機取水口付近からの放射性物質を含む液体の海への流出について、サンプリングした液体の核種分析を実施すること、２号機周辺に今回漏えいが発見され施設と同様の箇所がないか確認すること及び当該施設周辺においてより多くの場所で水を採取しモニタリングを強化することを口頭により指示。

【4 月 4 日】

東京電力(株)から低レベル汚染水の海洋放出の実施について公式に申し出。直ちに、経済産業省は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第６７条に基づく報告徴収。東京電力(株)から報告。原子力安全委員会に助言を要請。(15:00)

原子力安全委員会から以下の助言を受ける。

①放射水の放射性物質の濃度、放出量を確認すること
②放出時点の海洋の状態を確認しておくこと
③放出前後の海水モニタリングを実施すること
④上記の情報も踏まえて、適切に影響評価を行うこと

直ちに、東京電力(株)に、今回の措置は人の健康に有意な影響はなく、大きな危険を回避するためにやむを得ないものとの保安院の判断を伝達。あわせて、現在実施している海洋モニタリングを着実に実施するとともに、さらに強化（測定ポイントの増加、実施頻度の増大）することにより、海洋放出による放射性物質の拡散による影響を調査・確認し、情報公開に努めること、併せて、海洋への放出を可能な限り低減するための方策を強化することを指示。(15:20)

原子力安全・保安院からＩＡＥＡに対し、東京電力が海洋放出をする旨及びそれに対する同院の判断及び東京電力への指示を連絡(17:46)

集中廃棄物処理施設内の低レベル汚染水を放出開始（19:03）

【4 月 5 日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、福島第一原子力発電所から環境に影響を与える可能性のある放射性物質の放出に伴う措置に係る地方公共団体への事前の通報連絡について、指示文書を発出。

【4月6日】

１号機原子炉格納容器への窒素封入を実施するに当たって、原子力安全・保安院から東京電力に対して以下の３点について指示（4月6日12:40)。①プラントパラメーターを適切に管理し、その変化に応じて安全を確保するための措置が適切に講じられるようにすること。②当該作業に従事する作業員の安全を確保する体制等を確立し実施すること。③窒素封入により当該原子炉格納容器内の気体が外部に漏出する可能性が否定できないことから、モニタリングを確実に実施し、更に強化することにより、窒素封入に伴う放射性物質の放出及び拡散による影響を調査及び確認し、情報公開に努めること。

東京電力(株)より、１号機に対する窒素封入に関する報告を受理。原子力安全・保安院にて精査した結果、①想定している窒素の封入方法の信頼性、②窒素封入に伴い放射性物質が漏えいするかどうかの評価、③封入の過程で水素燃焼が発生した場合の影響評価、以上３点について内容が不十分であるとして、口頭にて追加の報告を求めた（14:15）

東京電力(株)から追加評価項目の報告を受理(19:37)

原子力安全委員会に対し、東京電力(株)からの最終的な報告及び保安院の評価について報告（22:00）

【4月7日】

原子力災害現地対策本部は、２０～３０ｋｍ圏内の地域住民等に向けた、ニュースレター第３号を公表（4月7日）

【4月9日】

原子力安全・保安院は、4月7日23時32分頃に発生した宮城県沖地震により、東北電力(株)東通原子力発電所１号機において全ての非常用ディーゼル発電機が動作可能でない状態に陥った事象を受け、各電気事業者等へ「非常用発電設備の保安規定上の取扱いについて」の指示文書を発出。

【4月10日】

経済産業省は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第６７条第１項に基づき、福島第一原子力発電所に滞留している高い放射線量が検出された排水の集中廃棄物処理建屋への移送に関して、その必要性、安全性に係る評価、恒久的な排水保管及び処理施設についての方針等に係る報告の徴収について指示文書を発出。

【4月12日】

INES評価７への引き上げを原子力安全・保安院からIAEAに通報

(11:00)

【4 月 13 日】

・経済産業省は、東京電力（株）に対し、原子炉等規制法第６７条第１項に基づき、福島第一原子力発電所建屋の耐震安全性評価の実施結果及び有効な耐震補強工事等の対策の検討結果について報告を指示。

・原子力安全・保安院は、東京電力（株）に対し、平成 23 年度東北地方太平洋沖地震により発生した津波に関して、詳細な分析及び検討を指示。

・原子力安全・保安院は、東北電力（株）に対し、女川原子力発電所１号機から３号機において、4 月 7 日 23:32 頃発生した 2011 年宮城県沖の地震時に取得した地震観測データの分析及び耐震安全上重要な設備の地震影響評価について報告を指示。

【4 月 14 日】

・４月１３日にサンプリングを行った１、２号機のサブドレン（施設内で集水・管理された地下水）について、前回に比べ放射線濃度が１桁上昇していたことから、原子力安全・保安院は監視の強化を図るよう、口頭で指示。

【4 月 15 日】

・東京電力（株）において 4 月 1 日付け人事異動に伴う原子力災害対策特別措置法第９条第５項に基づく原子力防災管理者解任届出に遅延があったことを受け、原子力安全・保安院は、東京電力（株）に対して、厳重注意を行うとともに再発防止策を作成するよう口頭で指示。

・原子力安全・保安院は、平成２３年４月７日に宮城県沖地震により、電力系統の一部における地絡事故が発生し、原子力発電所等において一時的に外部電源の喪失が発生したことから、一般電気事業者等に対し外部電源の信頼性確保に係る対策を検討するなど指示。

【4 月 18 日】

・4 月 10 日付けで発出した報告の徴収に係る指示に基づき、東京電力(株)から提出された福島第一原子力発電所に滞留している高い放射線量が検出された排水の集中廃棄物処理建屋への移送に関する報告書を受領（4 月 18 日）し、その内容を確認（4 月 19 日）。

【4 月 21 日】

・内閣総理大臣より、福島県知事、広野町長、楢葉町長、富岡町長及び大熊町長に対し、東京電力(株)福島第二原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第２０条第３項の規定に基づき、次の指示を出した。

  ➢ 避難区域として、福島第二原子力発電所から半径１０ｋｍ圏内

区域から半径８ｋｍ圏内区域への変更を指示。

・内閣総理大臣より、福島県知事、富岡町長、双葉町長、大熊町長、浪江町長、川内村長、楢葉町長、南相馬市長、田村市長及び葛尾村長に対し、東京電力(株)福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第２０条第３項の規定に基づき、次の指示を出した。

- 福島第一原子力発電所から半径２０ｋｍ圏内を警戒区域に設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入禁止、又は当該区域からの退去を指示。

【4 月 22 日】

・内閣総理大臣より、福島県知事、浪江町長、川内村長、楢葉町長、南相馬市長、田村市長、葛尾村長、広野町長、いわき市長、飯舘村長及び川俣町長に対し、東京電力(株)福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第２０条第３項に基づき、次の指示を出した。

- 福島第一原子力発電所から半径２０ｋｍから３０ｋｍ圏内に設定されていた屋内への退避を解除し、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定したので、当該区域内における避難のための計画的な立退き若しくは常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を居住者等が行うように指示。

・原子力災害対策本部は、事故状況の全体像を把握するとともに、計画的避難区域等の設定の評価等のため、下記項目を取り組むべく「環境モニタリング強化計画」を定めた。

- 福島第一原子力発電所周辺を含む適切な範囲での放射性物質の分布状況の把握
- 今後の各区域（避難区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域）における線量評価や放射性物質の蓄積状況評価のための準備
- 周辺住民等の被ばく線量評価のための環境の線量情報の提供

【4 月 24 日】

原子力安全・保安院は、東京電力（株）からプラントデータの数値の一部に誤りがあるとの報告を受けた件について、以下の内容について口頭で厳重注意を行った。

・本パラメータは、事故対応を的確かつ迅速に行うための基礎となるデータであるところ、これが誤って伝えられたことは極めて遺憾である。

・引き続き、点検を速やかにかつ確実に行うこと。

・万全な再発防止策を講じること。

【4 月 25 日】

経済産業省は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第６７条第１項及び電気事業法第１０６条第３項の規定に基づき、福島第一原子力発電所の事故に関する事故記録等について報告を指示。

【4 月 27 日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)から、東北地方太平洋沖地震発生後の作業に従事していた者（女子）１名の本年１月１日から３月３１日（第４四半期）までの実効線量が５mSv を超えている旨の報告を受けたため、同社に対し、厳重に注意をするとともに、原因の究明及び再発防止策の策定並びに福島第一原子力発電所における放射線管理体制の検証及びこれを踏まえた対策の策定を行い、平成２３年５月２日までに、当院に報告することを指示。

【4 月 28 日】

原子力安全・保安院は、原子力安全委員会の決定を受け、平成２３年東北地方太平洋沖地震の発生に伴って、大きな地殻変動が観測されたことを踏まえ、既に各電気事業者等において実施した地質調査や、各種の文献調査等の中から抽出した断層、変位地形、リニアメント等に係る情報であって、既設発電用原子炉施設等の耐震設計上考慮する必要がある断層に該当する可能性の検討に当たって必要な情報について 5 月 31 日までに報告するよう指示した。

※本件は、4 月 29 日に公表済

【4 月 30 日】

経済産業省は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第６７条第１項に基づき、福島第一原子力発電所第１号機における燃料域上部まで原子炉格納容器を水で満たす措置の実施に関して、それによる原子炉の安定的な冷却への効果及び次に掲げる安全性の評価について報告を指示。

・原子炉格納容器内の水位上昇に伴う原子炉建屋及び原子炉格納容器に対する構造強度への影響及び耐震性
・水位上昇により原子炉格納容器内の圧力が高まることによる影響
・タービン建屋漏えい水の増加による影響
・その他燃料域上部まで原子炉格納容器を水で満たす措置の実施に係る安全性の評価に当たって必要な事項

【5 月 1 日】

経済産業省は、加工・中間貯蔵等の様々な核燃料サイクル施設について、緊急安全対策の必要性や内容等に関する検討を行った結果、再処理施設については、使用済燃料を溶解した高レベルの溶液が存在すること、高レベル廃液等の溶液が放射線の作用により水素が発生する

こと等から津波その他の事象により交流電源の供給機能、放射性物質の崩壊熱除去機能及び水素滞留防止機能喪失時に取るべき追加的な安全対策を求めるとともに、交流電源の信頼性向上のため、非常用動力装置の更なる多重化についての検討の実施についても指示した。

※本件は、5 月 1 日に公表済

【5 月 2 日】

経済産業省は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第６７条第１項に基づき、福島第一原子力発電所第１号機原子炉建屋内の放射性物質濃度の低減措置の必要性（今後の原子炉建屋内における作業内容の見通しを含む。)及び各低減措置(局所排風機の設置及び使用、並びに北側二重扉の開放）について報告を指示。５月３日、報告書を受領。

【5 月 5 日】

東京電力(株)より、福島第一原子力発電所１号機における燃料域上部まで原子炉格納容器を水で満たす措置の実施について報告があった件について、原子力安全・保安院は評価を行うとともに、東京電力(株)に対し、以下の指示を行った。

・原子炉格納容器内の水位及び原子炉格納容器から水の漏えいについて、十分な監視を行うとともに、注水量の抑制等あらかじめ定めている対応策を適切に実施すること。
・評価基準値に対する余裕の少ないサプレッションチェンバーの支柱について、今後も余震の発生が継続すると想定されることから、作業環境の改善を図った上で耐震補強を行うことについて検討すること。

【5 月 6 日】

原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、3 月 30 日に各電気事業者等に対して、緊急安全対策の実施に係る指示文書を発出し、その後、各電気事業者等から緊急安全対策の実施状況の報告を受け、保安検査官が立入検査等を行い、電源車・ポンプ車等の資機材の配備状況、緊急時の対応マニュアルの整備状況、緊急時対応訓練の実施状況等について厳格な確認を行った。その結果、各電気事業者等から報告のあった緊急安全対策は、適切に実施されているものと判断した。

※本件は、5 月 6 日に公表済

※5 月 6 日の中部電力（株）にかかる記述は削除しました。

【5 月 8 日～9 日】

原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所１号機原子炉建屋内の放射性物質濃度の低減措置に係る必要性、放射性物質濃度低減効果

及び環境影響評価等に関する東京電力(株)からの報告に対し、確認・評価を実施した上で、原子力安全委員会からも評価の内容で差し支えない旨の助言を得ている。また、これらに合わせて作業者の被ばく低減、環境への影響に留意すること、周辺環境のモニタリングを行い原子力安全委員会に報告することとの留意事項についても原子力安全委員会から助言を受けている。

また、原子力安全・保安院は東京電力(株)に対し、以下の指示を行った。

・放射性物質濃度の低減措置実施後に福島第一原子力発電所１号機原子炉建屋の開口部を開放するにあたっては、周辺公衆に及ぼす影響を考慮して実施するとともに、原子力安全・保安院に事前に報告すること
・１号機原子炉建屋の開口部の開放は、建屋内の雰囲気に急激な影響を与えないように配慮して行うこと
・１号機原子炉建屋内で作業を行う作業員の被ばく管理を適切に実施すること
・１号機原子炉建屋開口部の開放後、モニタリングを適切に実施すること

東京電力が実施した上記原子炉建屋の開口部の開放作業に際し、原子力安全・保安院職員２名が現場に立会い、排気ダクト取外し等の作業状況の確認、東京電力が行った放射線測定状況の確認、開放後の原子炉建屋内部の状況の確認等を行った。

【5 月 11 日】

原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所３号機の取水口付近において､立坑閉塞作業を実施していた作業員が､5 月 11 日 12:30 頃、電源ケーブルを納めている管路を通じてピット内に水が流入していることを確認した件について、以下の内容について口頭指示を行った。

・海への影響の有無を確認すること
・直ちに止水措置を図ること
・流入流出経路及び状況を至急確認し報告すること

また､同日 18:45 に止水されたことを踏まえ､以下の内容について同日 19:00 に原子力安全・保安院から口頭指示を行った。

・完全に止水されていることを継続して確認すること
・モニタリングを継続すること
・再発防止策を十分に検討すること

【5 月 15 日】

原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所３号機タービン建屋地下の高濃度放射性排水の集中廃棄物処理建屋への移送に関する東京電力（株）からの報告に対し、当該措置は放射線障害を防止するため

に必要な措置であるものとの評価を行うとともに、東京電力（株）に対し、以下の指示を行った。

・滞留排水のプロセス主建屋及び高温焼却炉建屋への移送にあたっては、移送における漏洩の発生の防止、貯蔵する滞留排水の水位管理及びモニタリング、並びに作業者の被ばく低減を重点として、報告書に記載されている実施計画及び具体的な安全確保策を確実に実施すること

・プロセス主建屋及び高温焼却炉建屋は、本来、排水を貯蔵することを目的として設置されているものではないことから、処理設備設置の進捗状況を踏まえて使用終了時期を検討し、その結果を報告すること

なお、以上の評価を行うにあたり、東京電力が行った集中廃棄物処理建屋の高温焼却炉建屋の健全性確認のための点検、移送後の漏えい防止のための封止工事、移送配管の敷設等の安全確保のための作業等について、原子力安全・保安院の原子力安全保安検査官が必要に応じて立会による確認を行った。

【5 月 16 日】

・　経済産業省は、東京電力(株)より、原子炉等規制法第６７条第１項に基づき、福島第一原子力発電所の事故にかかる事故記録等に関する報告を受け、今後の適切な応急措置の実施のため、地震発生前後の記録分析及びその結果を踏まえた原子炉施設の安全性への影響評価を行う必要があると判断したため、東京電力（株）に対し、平成２３年東北地方太平洋沖地震発生前後の原子炉圧力容器内の水位等の記録分析による事項その他の原子炉施設の安全性への影響の評価結果について当院に報告するよう指示を行った。

・　経済産業省は、東京電力(株)より、電気事業法第１０６条第３項の規定に基づき、地震発生以後の福島第一原子力発電所内外の電気設備の被害状況等にかかる記録に関する報告を受け、地震発生以後の同発電所内外の電気設備が当該報告における被害状況に至った原因及び同発電所への送電停止をもたらした送電線の保護装置の動作に至った原因について明らかにする必要があると判断したため、以下の事項について当院に報告するよう指示を行った。

- 地震発生以後の同発電所内外の電気設備が当該報告における被害状況に至った原因について究明した結果
- 同発電所への送電停止をもたらした大熊線１～４号線、夜の森線１，２号線の保護装置の動作に至った原因について究明した結果

【5 月 17 日】

原子力災害対策本部は、原子力発電の事故による被災者の方々及び

被災自治体への対応にかかる当面の課題とその取り組み方針として、「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」及び「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」を策定した。

【5 月 18 日】

原子力安全・保安院は、5 月 16 日に東京電力（株）より受領した地震観測記録の分析結果及び地震観測記録が中断したことについての報告内容を踏まえ、5 月 18 日、東京電力（株）に対して、地震の揺れが原子炉建屋、タービン建屋、耐震安全上重要な機器・配管系等に与えた影響に関して検討するよう指示するとともに、原子炉設置者等に対して、地震計のデータを記録する装置における不具合の調査及び必要に応じた改修計画の策定を指示した。

【5 月 20 日】

経済産業省は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第６７条第１項に基づき、福島第一原子力発電所２号機における使用済燃料プール代替冷却浄化系の設置に関して、設置に係る計画の内容、それによる使用済燃料プール内の使用済燃料の安定的な冷却への効果、及び使用済燃料プール代替冷却浄化系の設置に係る安全性の評価の結果について報告を指示。

【5 月 23 日】

・　原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、福島第一原子力発電所２号機における使用済燃料プール代替冷却浄化系の設置について、原子炉等規制法第６４条第１項の応急の措置の妥当性を検証するため、同法第６７条第１項の規定に基づき報告を求めたところ、5 月 21 日に報告を受領し、その内容について、応急の措置としてやむを得ないものであると評価。

・原子力安全・保安院は、5 月 20 日に東京電力（株）より受領した福島第一原子力発電所３号機取水口付近からの高濃度の放射性物質を含む水（以下「汚染水」という）の外部への流出の対応についての報告内容を踏まえ、同発電所における汚染水の流出の再発防止に向けた対策をより一層強化するため、同社が行う対策に加えて、以下の事項について実施するよう指示を行った。

- 確認が終えていない立坑及び護岸（岸壁等の亀裂等）の状況について調査を実施し、流出の可能性が否定できない箇所については、流出防止措置に関する計画を策定し、当院に報告すること。
- 港湾内のモニタリングの結果において放射性物質の濃度の有意な上昇を確認した場合は、周辺を直ちに目視等による調査を行い、流出が確認された場合には適切な止水措置を講じるととも

に、その結果について当院に報告すること。

- 汚染水の滞留を適切に低減させ、その流出発生可能性の低減を図るため、施設内の滞留水の現状について可能な限り調査を行い、汚染水の保管・処理に関する計画について当院に報告すること。

【5 月 24 日】

原子力安全・保安院は、5 月 23 日に東京電力（株）より受領した福島第一原子力発電所に係る運転記録及び事故記録等の分析及び影響評価に関する報告を踏まえ、以下のとおり評価した。

- 地震発生時に各プラントは正常に停止するとともに、地震による外部電源喪失後に非常用ディーゼル発電機は正常に起動した。冷却機能についても正常に機能していることを確認。しかし、津波の到達により、全交流電源を失った上に、バッテリー、配電盤等の電源系も被水・冠水したため、電源喪失期間が長期に渡り、現在の深刻な事態に至ることとなった。
- 一部の電気設備については、多量の放射性排水の存在等により現場の確認が難しく、情報の制約はあるが、現時点においては一定の妥当性があるものと評価。プラントデータ等の記録を総合的に勘案した結果、発電所内の電気設備の被害は津波により機能を喪失したものと考えられる。

【5 月 25 日】

原子力安全・保安院は、5 月 2 日及び 5 月 11 日に東京電力（株）から「福島第一原子力発電所の放射線業務従事者の線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発防止対策の策定等について」の報告を受け、当該報告の評価を行った結果、放射線業務従事者の放射線管理について３件の法令違反があったことは遺憾であり、同社に対し厳重注意を行った。また、同社に対して、従業員の労働安全、健康管理及び生活改善について、放射線業務従事者の放射線管理が適切になされる観点から、更なる改善に努めるとともに、放射線業務従事者の放射線管理を適切に行い、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において、保安規定を遵守させるための対策を講じるよう指示を行った。

【5 月 28 日】

経済産業省は、4 月 13 日に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第６７条第１項の規定に基づき、東京電力(株)に対して、福島第一原子力発電所の原子炉建屋の現状の耐震安全性評価結果及び必要に応じて実施した耐震補強工事等に係る検討結果について報告を求め、5 月 18 日に同社より同発電所１号機及び４号機に関する報告があった。この報告について、原子力安全・保安院として妥当なも

のであると評価した。
※本件は、5 月 28 日に公表済

【6 月 4 日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)から福島第一原子力発電所プロセス主建屋への高濃度の放射性物質を含む水の移送における貯水レベルの変更に係る検討結果の報告を受け、今回の移送量の変更（プロセス主建屋への汚染水の移送範囲をこれまで同建屋地下２階部分に限定していたところ、今後は地下１階貫通部下端まで範囲を拡大）について、これまで実施した評価のうち影響を受ける項目（漏えい対策、被ばく対策）について改めて評価した結果、問題がないものと判断した。

【6 月 6 日】

原子力安全・保安院は、5 月 16 日付文書をもって東京電力（株）に指示した東北地方太平洋沖地震発生前後の記録の分析結果を踏まえた原子炉施設の安全性への影響の評価について、5 月 23 日の同社による評価結果の報告を踏まえ、福島第一原子力発電所の事故に係る 1 号機、2 号機及び 3 号機の炉心の状態に関して解析評価を行った。

原子力安全・保安院から、4 月 28 日付けで各原子力事業者に発出した「平成２３年東北地方太平洋沖地震を踏まえた新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価結果の報告に係る原子力安全・保安院における検討に際しての意見の追加への対応について（指示)」に基づいて、5 月 31 日に各原子力事業者から受領した報告を踏まえ、6 月 6 日に以下の追加の指示を行った。

・ 原子力事業者が耐震設計上考慮しないと評価している各々の断層等に応じて必要な距離の範囲内において、3 月 11 日以降に発生した地震に伴って生じた地殻変動量及び地震の発生状況の調査を実施し、考慮すべき断層に該当する可能性が否定できない場合は、地表踏査等を行い、その結果を 8 月 31 日までに報告すること

※本件は、6 月 6 日に公表済

【6 月 7 日】

・経済産業省は、各電気事業者等に対し、平成 23 年東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置のうち直ちに取り組むべき措置として、以下の事項について実施するよう指示を行った。

- 中央制御室の作業環境の確保
- 緊急時における発電所構内通信手段の確保
- 高線量対応防護服等の資機材の確保及び放射線管理のための体制の整備
- 水素爆発防止対策

➢ がれき撤去用の重機の配備

・原子力安全・保安院は、4 月 15 日付文書をもって一般電気事業者等に指示した原子力発電所及び再処理施設の外部電源の信頼性確保に係る対応について、5 月 16 日に受領した一般電気事業者等（福島第一・第二原子力発電所は除く）からの報告を評価した結果、一般電気事業者等に対し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所で観測された地震観測記録の分析結果を踏まえ、開閉所等の電気設備が機能不全となる倒壊・損傷等が発生する可能性についての影響を評価するとともに、その評価結果を踏まえた対策策定に係る実施状況を報告するよう指示を行った。

【6 月 8 日】

経済産業省は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第６７条第１項に基づき、福島第一原子力発電所２号機原子炉建屋内の作業環境改善に係る以下の事項について報告するよう指示を行った。

①福島第一原子力発電所２号機原子炉建屋の換気に係る作業内容、作業計画及びその必要性について、代替手段の有無を踏まえた評価結果

②福島第一原子力発電所２号機原子炉建屋の換気に係る作業に伴う放射性物質の放出量及び拡散予測を含む同発電所の周辺環境への影響評価結果

③②の作業を実施した場合の放射性物質放出に伴う同発電所の周辺環境への影響を適切に評価するためのモニタリング方法

④福島第一原子力発電所２号機原子炉建屋の換気後に実施される工事等における作業員の被ばく管理方法

【6 月 8 日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)から福島第一原子力発電所プロセス主建屋への高濃度の放射性物質を含む水の移送における貯水レベルの再変更に係る検討結果の報告を受け、今回の移送量の変更（地下１階貫通部まで範囲を拡大）について、これまで実施した評価のうち影響を受ける項目（漏えい対策、被ばく対策）について改めて評価した結果、その内容は妥当なものと判断した。

【6 月 9 日】

原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所において、高濃度の放射性物質を含む水の処理設備、汚染水の貯蔵設備及び汚染水の処理に伴い排出される凝縮された高濃度の放射性物質の貯蔵設備の設置が予定されているのを受け、6 月 1 日、東京電力（株）に対し、これら処理設備等を設置することによる汚染水の低減効果及び設置に係る安全対策についての報告を求め、6 月 8 日に東京電力（株）から当該報告書を受領した。当該報告の内容について、当院で評価を行い、汚染水の

処理設備等の設置について、新たに以下の対応を指示した。

- 施設内の汚染水の貯蔵・処理の状況を踏まえた今後の見通しについて、汚染水の処理設備の稼働後速やかに、当院に対して報告すること。また、その後、集中廃棄物処理建屋内の汚染水の処理が終了するまで、一週間に一度、当院に対して同様の報告をすること。

【6 月 10 日】

原子力安全・保安院は、6 月 10 日、東京電力より、福島第一原子力発電所の緊急時作業における放射線業務従事者の線量限度（250mSv）を超える被ばく者が 2 名いることの報告を受けた。東京電力に対し、放射線業務従事者の実効線量が、原子炉等規制法に定める線量限度（250mSv）を超過し管理できなかったことは、遺憾であり、厳重に注意するとともに、原因の究明及び再発防止対策の策定を行い、6 月 17 日までに保安院に報告することを指示した。

【6 月 13 日】

経済産業省は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第６７条第１項に基づき、福島第一原子力発電所３号機における使用済燃料プール代替冷却浄化系（以下「循環冷却システム」という）の設置に関して、設置に係る計画の内容、それによる使用済燃料プール内の使用済燃料の安定的な冷却への効果及び下記事項に係る安全性の評価の結果について報告するよう指示を行った。

① 循環冷却システムを構成する設備の構造強度及び耐震安全性
② 循環冷却システムの冷却能力
③ 循環冷却システムからの冷却水の漏えい防止策
④ 循環冷却システムの機能喪失時の対策
⑤ 循環冷却システムの設置、運転等に係る放射線防護対策
⑥ 循環冷却システムの運転管理及び保守管理
⑦ その他循環冷却システムの設置にかかる安全性の評価に当たって必要な事項

【6 月 15 日】

原子力安全・保安院は、5 月 1 日付文書をもって再処理事業者に指示した平成 23 年福島第一・第二原子力発電所等の事故を踏まえた再処理施設の緊急安全対策の実施について、再処理事業者からその実施状況の報告を踏まえ、厳格な確認を行った結果、緊急安全対策が適切実施されていることを確認した。また、原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置を踏まえ、再処理施設において直ちに取り組むべき措置として、以下の事項について実施するよう指示を行った。

・中央制御室の作業環境の確保

・緊急時における発電所構内通信手段の確保
・高線量対応防護服等の資機材の確保及び放射線管理のための体制の整備
・がれき撤去用の重機の配備

【6 月 16 日】

・原子力災害対策本部は、原子力安全委員会の意見も聴いて、「事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される特定の地点への対応について」を定めた。この対処方針に基づき、国及び福島県で行った環境モニタリングの結果を踏まえて、除染が容易ではない年間 20mSv を超えると推定される地点を「特定避難勧奨地点」とし、該当する住民の方に対して注意喚起、避難の支援や、促進を行う。
・原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、福島第一原子力発電所３号機における使用済燃料プール代替冷却浄化系の設置について、原子炉等規制法第６４条第１項の応急の措置の妥当性を検証するため、同法第６７条第１項の規定に基づき報告を求めたところ、6 月 15 日に報告を受領し、その内容について、応急の措置としてやむを得ないものであると評価。

【6 月 17 日】

・原子力災害対策本部は、5 月 17 日に決定した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」及び「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」の進捗状況を公表した。
・原子力安全・保安院は、6 月 8 日に原子炉等規制法第６７ 条第１ 項に基づき東京電力(株)に報告を求めた福島第一原子力発電所２号機原子炉建屋内の作業環境改善に係る影響等について、6 月 15 日に報告を受け、当院として、放射性物質濃度の低減措置実施後に２号機原子炉建屋の二重扉を開放し建屋内の換気を行うことは、環境への影響について支障のないものであり、かつ、今回のニ重扉開放後の換気による環境への影響は、その実施以降、今回の評価よりもさらに小さくなるものと評価した。当院の評価結果については、6 月 17 日に原子力安全委員会に報告を行い、原子力安全委員会から助言をいただいた。
・原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所内に滞留している高濃度放射性排水の高温焼却炉建屋への移送再開に関する東京電力(株)からの報告書について、その内容を確認した結果、原子炉等規制法第６４条第１項の応急の措置として実施しても差し支えないと判断。

【6 月 18 日】

・原子力安全・保安院は、6 月 7 日に各電気事業者等に対し求めたシビ

アアクシデントへの対応に関し、6 月 14 日に各電気事業者から報告を受け、現地の保安検査官が立入検査等を行った結果、各電気事業者から報告のあったシビアアクシデントへの対応に関する措置は適切に実施されているものと評価。

【6 月 22 日】

・経済産業省は、東京電力(株)から福島第一原子力発電所プロセス主建屋への高濃度の放射性物質を含む水の移送における貯水レベルの再々変更に係る検討結果の報告を受け、今回の移送量の変更（地下１階床上まで範囲を拡大）について、これまで実施した評価のうち影響を受ける項目（漏えい対策、被ばく対策）について改めて評価した結果、その内容は妥当なものと判断した。

・経済産業省は、東京電力（株）に対して原子炉等規制法第６７条第１項に基づき、福島第一原子力発電所第１号機における原子炉建屋カバー及びその附属設備の設置に係る報告の徴収について指示文書を発出。

・原子力安全・保安院は、東京電力（株）に対して原子炉等規制法第６７条第１項に基づき、福島第一原子力発電所第２号機原子炉格納容器への窒素封入に係る報告の徴収について指示文書を発出。

・原子力安全・保安院は、本年６月１５日、各再処理事業者（日本原燃株式会社及び独立行政法人日本原子力研究開発機構）に対して、原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置を踏まえた再処理施設における措置の実施について指示を行い、6 月 22 日、各再処理事業者から、当該指示に基づく再処理施設における措置の実施状況について報告を受領。

【6 月 24 日】

原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、福島第一原子力発電所１号機における原子炉建屋カバー及びその附属設備の設置について、原子炉等規制法第６４条第１項の応急の措置の妥当性を検証するため、同法第６７条第１項の規定に基づき報告を求めたところ、6 月 23 日に報告を受領し、その内容について、応急の措置としてやむを得ないものであると評価。

【6 月 28 日】

・　原子力災害対策本部は、福島県が実施する「県民健康管理調査」において行われる住民の放射線量の推定に協力するため、文部科学省緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）により放射線量分布データの計算を実施することとした。

・　原子力安全・保安院は、6 月 22 日付文書をもって東京電力株式会社に指示した東京電力株式会社福島第一原子力発電所第２号機原子炉格納容器への窒素封入に係る報告について、東京電力株式会社が

提出した報告内容を確認した結果、同社の評価は妥当なものであり、危険を回避するために必要な措置であると判断した。

【6 月 30 日】

・　原子力災害対策本部は、4 月 28 日に公表した『「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」での生活について』を改訂し公表した。

・　原子力災害対策本部は、「特定避難勧奨地点」での生活について、とりまとめて公表した。

【7 月 1 日】

原子力災害対策本部は、警戒区域及び計画的避難区域における基礎データ収集モニタリング結果を公表。

【7 月 3 日】

原子力安全・保安院は、東京電力㈱に対し、仮設の残留熱除去海水系（RHRS）ポンプについては、これまでにもトラブルがあったことを踏まえ、信頼性の向上のための検討を行うよう口頭で指示。

【7 月 8 日】

・原子力安全・保安院は、6 月 15 日に再処理事業者に対し求めたシビアアクシデントへの対応に関し、6 月 22 日に再処理事業者から報告を受け、現地の保安検査官が立入検査等を行った結果、再処理事業者から報告のあったシビアアクシデントへの対応に関する措置は適切に実施されているものと評価。

・経済産業省は、東京電力（株）に対して原子炉等規制法第６７条第１項に基づき、福島第一原子力発電所第３号機原子炉格納容器への窒素封入に係る報告の徴収について指示文書を発出。

【7 月 11 日】

・政府（国）は、原子力発電所の更なる安全性の向上と、安全性についての国民・住民の方々の安心・信頼の確保のため、欧州諸国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続き、ルールに基づく安全評価（一次評価（定期検査で停止中の原子力発電所について運転の再開の可否について判断)、二次評価（運転中の原子力発電所について運転の継続又は中止を判断））を実施することとした。

・経済産業省は、東京電力(株)に対し、原子炉等規制法第６７条第１項に基づき、福島第一原子力発電所１号機及び４号機における使用済燃料プール代替冷却浄化系（以下「循環冷却システム」という）の設置に関して、設置に係る計画の内容、それによる使用済燃料プール内の使用済燃料の安定的な冷却への効果及び下記事項に係る安全性の評価の結果について報告するよう指示を行った。

① 循環冷却システムを構成する設備の構造強度及び耐震安全性
② 循環冷却システムの冷却能力
③ 循環冷却システムからの冷却水の漏えい防止策

④ 循環冷却システムの機能喪失時の対策
⑤ 循環冷却システムの設置、運転等に係る放射線防護対策
⑥ 循環冷却システムの運転管理及び保守管理
⑦ その他循環冷却システムの設置にかかる安全性の評価に当たって必要な事項

【7 月 13 日】

・ 原子力安全・保安院は、4 月 13 日付文書をもって東京電力（株）に指示した福島第一原子力発電所建屋の耐震安全性評価の実施結果及び有効な耐震補強工事等の対策の検討結果について、7 月 13 日に同社より受領した同発電所３号機に関する報告内容を確認した結果、同社の評価は妥当なものであると評価した。

・ 原子力安全・保安院は、6 月 10 日付文書をもって東京電力（株）に指示した福島第一原子力発電所における緊急時作業に従事した放射線業務従事者の線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発防止対策の策定について、6 月 17 日に同社より受領した報告内容について評価した結果、緊急作業における放射線業務従事者の放射線管理を適切に行う上で、改善すべき事項が８項目あり、同社に対し、同発電所における保安措置の適切な実施及び保安規定の遵守のための対策を講じ、改善状況を報告するよう指示を行った。また、当該報告で原因の究明を行った２名に加えて、その他の線量限度を超えた者に対しても、線量限度を超える被ばくに係る原因の究明及び再発防止対策の策定を行い、併せて報告するよう指示を行った。

【7 月 14 日】

・ 原子力安全・保安院は、7 月 8 日付文書をもって東京電力（株）に指示した福島第一原子力発電所第３号機原子炉格納容器への窒素封入に係る報告について、東京電力株式会社が提出した報告内容を確認した結果、同社の評価は妥当なものであり、危険を回避するために必要な措置であると判断した。

・ 原子力安全・保安院は、東京電力（株）に対し、滞留水処理装置の凝集沈殿設備の薬液注入ライン付近におけるトラブル発生を踏まえ、今後の信頼性向上の観点から、再発防止対策を行い、トラブルの未然防止を図るとともに、作業の際には被ばくにも十分注意するよう、口頭で指示を行った。

【7 月 15 日】

・ 原子力安全・保安院は、7 月 6 日に原子力安全委員会から求められた福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する評価手法及び実施計画を定めた。

・ 原子力災害対策本部は、放射性物質が住民の生活圏にある側溝から

排出する土砂、汚泥等からも検出されていることを受け、地域の住民が清掃活動を行う際の留意事項等の考え方に関する関係府省での検討結果をとりまとめ、福島県及び環境省に通知した。

・　原子力安全・保安院は、東京電力(株)に対し、福島第一原子力発電所１号機及び４号機における使用済燃料プール代替冷却浄化系の設置について、原子炉等規制法第６４条第１項の応急の措置の妥当性を検証するため、同法第６７条第１項の規定に基づき報告を求めたところ、7 月 13 日に報告を受領し、その内容について、応急の措置としてやむを得ないものであると評価。

【7 月 19 日】

原子力災害対策本部は、原子力発電の事故による被災者の方々及び被災自治体への対応にかかる当面の課題とその取り組み方針として策定した「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」及び「原子力被災者への対応に関する当面の取組のロードマップ」について、これまでの取組の進捗状況とともに、ステップ２に向けた改訂版を公表した。

【7 月 21 日】

原子力安全・保安院は、7 月 15 日に報告した福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する評価手法及び実施計画の見直しを行い、改めて原子力安全委員会に報告し、了承された。

【7 月 22 日】

原子力安全・保安院は、7 月 21 日に原子力安全委員会から了承が得られた「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する評価手法及び実施計画」に基づき、発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価を行い、その結果について、当院に対して報告することを各電気事業者等に対し求めた。

＜被ばくの可能性（7 月 28 日 12:00 現在）＞

１．住民の被ばく

（１）二本松市福島県男女共生センターにおいて、双葉厚生病院からの避難者約 60 名を含む 133 名の測定を行い、13,000cpm 以上の 23 名に除染を実施した。

（２）この他、福島県が用意した民間バスで、双葉厚生病院から川俣町済生会川俣病院へ移動した 35 名については、県対策本部は被ばくしていないと判断。

（３）バスにより避難した双葉町の住民約 100 名について、100 名のうち、9 名について測定した結果、以下の通りだった。県外(宮城県)に分かれて避難したが、その後合流して二本松市福島男女共生センターへ移動。

カウント数	人数
18,000cpm	１名
30,000～36,000cpm	１名
40,000cpm	１名
40,000cpm 弱※	１名
ごく小さい値	５名

※（１回目の測定では 100,000cpm を超え、その後靴を脱いで測定した結果計測されたもの）

（４）3 月 12 日から 3 月 15 日にかけて、大熊町のオフサイトセンターにおいて、スクリーニングを開始。現在までに 162 名が検査済み。初め除染の基準値を 6,000cpm とし、110 名が 6,000cpm 未満、41 名が 6,000cpm 以上の値を示した。後に基準値を 13,000cpm と引き上げた際には、８名が 13,000cpm 未満、３名が 13,000cpm 以上の値を示した。

検査を受けた 162 名のうち、５名が除染処置を施した後、病院へ搬送された。

（５）福島県において、避難した１０ｋｍ圏内の入院患者と病院関係者の避難を実施。関係者のスクリーニングを行った結果、3 名について除染後も高い数値が検出されたため、第２次被ばく医療機関へ搬送。この搬送に関係した消防職員 60 名のスクリーニングで 3 名について、バックグランドの２倍以上程度の放射線が検出されたため、60 名に対し除染を行った。

（６）福島県は 3 月 13 日からスクリーニングを開始。避難所や保健所等 9 ヶ所（常設）で実施中。7 月 26 日までに 214,576 人に対し実施。そのうち、100,000cpm 以上の値を示した者は 102 人であったが、100,000cpm 以上の数値を示した者についても脱衣等をし、再計測したところ、100,000cpm 以下に減少し、健康に影響を及ぼす事例はみられなかった。

２．従業員等の被ばく

福島第一原子力発電所で緊急時作業にかかる外部被ばく線量 100mSv（APD 値）を超過した作業員は、計 30 名（7 月 28 日 4:59 現在）。

なお、当該作業員３名のうち、２名については、両足の皮膚に放射性物質の付着を確認し、ベータ線熱傷の可能性があると判断されたことから、3 月 24 日に福島県立医科大学附属病院へ搬送し、その後、3 月 25 日に作業員３名とも千葉県にある放射線医学総合研究所に到着。検査の結果、２人の足の被ばく量は２～３Sv と推定され、足及び内部被ばく共に治療が必要となるレベルではなかったが、３名とも、入院して経過を見ることとなった。3 月 28 日正午頃３名の方がすべて退院した。当該作業員３名は 4 月 11 日に放射線医学総合研究所で再受診し、３名とも健康状態に問題はなかった。なお、両足に局所被ばくのあった２名の皮膚に熱傷の症状や紅斑などは認められていない。

また、4 月 1 日 11:35 頃、米軍のはしけ船のホース手直し作業のために岸から船

に乗り込む際、作業員１名が海に落下した。すぐに周囲の作業員に救助され、けが及び外部汚染はなかったが、念のため、ホールボディカウンタによる測定を行った結果、4 月 12 日に内部取り込みなしと評価された。

4 月 27 日、東北地方太平洋沖地震発生後の作業に従事していた女性１名について、平成２３年１月１日を始期とする３月までの実効線量（平成２２年度第四半期分）が 17.55mSv であり、法令に定める線量限度（５mSv/３か月）を超えていることを確認。当該職員については、医師による診断の結果、健康への影響はないことを確認。

4 月 30 日に、東京電力が平成 23 年 3 月末時点での緊急時作業にかかる外部被ばく線量 100mSv 超過者の被ばく線量の測定結果を取りまとめた。それによれば、被ばく線量の測定結果（内部被ばく、外部被ばくの合計値と人数）は、200～250mSv が 2 名、150～200mSv が 8 名、100～150mSv が 11 名であった。

さらに、5 月 1 日、女性１名について、法令に定める線量限度（５mSv/３か月）を超えていることを新たに確認。当該女性の線量は、7.49mSv であった。医師による診断の結果、健康への影響はないことを確認。

6 月 3 日に、東京電力が 5 月 30 日に甲状腺の体内放射能量（ヨウ素 131）が高いことが確認された社員 2 名について、現段階での被ばく線量の評価状況を公表した。それによれば、当該 2 名の線量評価（暫定評価値）は、210～580 mSv 及び 200～570mSv であった。

6 月 10 日に、東京電力が当該 2 名の被ばく線量の評価作業状況を公表した。それによれば、当該 2 名の被ばく線量（5 月分の外部被ばく線量を含んでいない値）は 678mSv 及び 643mSv であり、2 名とも緊急時の線量限度である 250mSv を超えることが確認された。健康診断の結果、健康への影響はないことが確認されている。また、新たに男性社員 1 名について甲状腺の体内放射能量（ヨウ素 131）が高めであることが確認された。今後、当該社員 1 名については、内部被ばく線量の詳細評価を行い、被ばく線量の確定作業を行う。

6 月 13 日に、東京電力が 3 月中に緊急作業に従事した作業者の外部被ばく線量の評価結果及び、同作業員のうちで５月末日までにホールボディカウンタによる測定を実施した作業者についての内部被ばく線量に係る一時評価結果がまとまったものについて公表した。それによれば、250mSv を超える恐れのある作業員が 6 月 10 日に公表した２名を含めて計８名となった。

6 月 15 日午前 11 時 5 分頃、物揚場で１号機原子炉建屋カバー設置準備作業のため、クレーン組み立て作業を行っていた協力企業作業員１名が全面マスクを外して、喫煙していたことを確認したため、ホールボディカウンタを受検した結果、内部被ばく線量の値は極めて小さく身体へ影響のないレベルであることを確認。

6 月 20 日、東京電力が 6 月 10 日に公表した甲状腺の体内放射能量（ヨウ素 131）が高めであることが確認された社員１名の被ばく線量の評価作業状況を公表した。それによれば、当該社員の被ばく線量（5 月分の免震重要棟内に滞在中の線量及び移動中の線量は含んでいない値）は 352.08mSv であり、緊急時の線量限度であ

る 250mSv を超えていることを確認。健康診断の結果、健康への影響がないことを確認。また、新たに男性社員１名について、甲状腺の体内放射能量（ヨウ素 131）が作業期間に比し高めであることが確認された。今後、当該社員１名については、内部被ばく線量の詳細評価を行い、被ばく線量の確定作業を行う。

6 月 29 日午前 11 時 45 分頃、水処理装置の点検のため、協力企業作業員が免震重要棟の外に出た直後に前面マスクのチャコールフィルターが装着されていないことに気づき、免震重要棟内に引き返した。その後、当該作業員の線量評価をした結果、身体へ影響のないレベルであることを確認。

6 月 30 日、東京電力は 4 月に緊急作業に従事しはじめた作業者の外部被ばく線量の評価及び、同作業者のうち 6 月 25 日までにホールボディカウンタによる測定を実施した作業者についての内部被ばく線量に係る評価結果についてとりまとめた。なお、250mSv を超える作業員はいなかった。

7 月 7 日、東京電力は、250mSv を超える恐れのある社員のうち、3 名の社員の被ばく量の評価作業状況について公表した。それによれば、3 名の社員の被ばく量（5 月分の免震重要棟内に滞在中の線量及び移動中の線量は含んでいない値)は、それぞれ、308.93mSv、475.50mSv、359.29mSv であり、緊急時の線量限度である 250mSv を超えることを確認。健康診断の結果、健康への影響がないことを確認。

7 月 13 日、東京電力が、福島第一原子力発電所における緊急時作業に従事する作業者の被ばく線量の評価について、厚生労働省に報告した。それによれば、3 月の内部被ばく 100mSv 超過者は 12 名、5 月から緊急時作業に従事した作業者の外部被ばく線量で 50mSv を超える者はいなかった。また、放射線作業届の迅速な提出を行うとして人員の増強及び役割の明確化が行われた。

7 月 20 日、東京電力は、福島第一原子力発電所における 3 月及び 4 月の作業者の内部被ばく線量について、「50mSv 超 100mSv 以下」の作業者は 64 名であると発表した。

（参考）250mSv 超過者の人数：6 名（7 月 16 日 15:30 現在）

３．その他

（１）福島第一原発で作業していた自衛隊員４名が爆発により負傷。うち、１名は放医研に搬送され、検査の結果、外傷のみで、被ばくによる健康被害はないと判断され、3 月 17 日に退院。防衛省において、その他自衛官の被ばくは確認されず。

（２）警察官について、警察庁において２名の除染の実施を確認。異常の報告はなし。

（３）3 月 24 日、川俣町保健センター等において、１～15 歳までの 66 名の小児に対する甲状腺の検査を実施。問題となるレベルではなかった。

（４）3 月 26 日～3 月 27 日、いわき市保健所において、0～15 歳までの 137 名の小児に対する甲状腺の検査を実施。問題となるレベルではなかった。

（５）3 月 28 日～3 月 30 日、川俣町公民館及び飯舘村役場において、0～15 歳ま

での 946 名の小児に対する甲状腺の検査を実施。問題となるレベルではなかった。

＜放射能除染スクリーニングレベルに関する指示＞

（１）3 月 20 日、原子力災害対策現地本部から、放射能除染スクリーニングレベルの基準を以下のとおり変更する旨、県知事及び関係市町村長（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯舘村）宛に指示。

旧：γ線サーベイメーターにより 40 ベクレル/c ㎡または 6,000cpm

新：1 マイクロシーベルト／時（10cm 離れた場所での線量率）またはこれに相当する 100,000cpm

＜避難時における安定ヨウ素剤投与の指示＞

（１）3 月 16 日、原子力災害対策現地本部から、「避難区域（半径２０ｋｍ）からの避難時における安定ヨウ素剤投与の指示」を県知事及び市町村（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯舘村）宛に発出。

（２）3 月 21 日、原子力災害対策現地本部から「安定ヨウ素剤の服用について」として、安定ヨウ素剤の服用は、本部の指示を受け、医療関係者の立ち会いのもとで服用するものであり、個人の判断で服用しない旨の指示を、県知事及び関係市町村長（富岡町、双葉町、大熊町、浪江町、川内村、楢葉町、南相馬市、田村市、葛尾村、広野町、いわき市、飯舘村）宛に発出。

＜負傷者等の状況（7 月 28 日 12:00 現在）＞

１．3 月 11 日の地震による福島第一原子力発電所の負傷者

・社員２名（軽傷、既に仕事復帰）
・社員２名（地震、津波の際に割れたガラスで切り傷、既に仕事復帰）
・社員１名（避難の際に擦り傷、既に仕事復帰）
・協力会社１名（両足骨折で入院中）
・死亡２名（地震発生後から東京電力（株）の社員２名が行方不明となり、捜査を継続してきたが、3 月 30 日午後、４号機タービン建屋地下一階において当該社員２名が発見され、4 月 2 日までに死亡が確認された。）

２．3 月 12 日の福島第一原子力発電所１号機の爆発による負傷者

・１号機付近で爆発と発煙が発生した際に４名（社員２名、協力会社２名）が１号タービン建屋付近（管理区域外）で負傷。川内診療所で診療。社員２名は既に仕事復帰。協力会社の２名は自宅療養中。

３．3 月 14 日の福島第一原子力発電所３号機の爆発による負傷者

・社員４名（既に仕事復帰）

・協力会社３名（既に仕事復帰）
・自衛隊４名（うち１名は内部被ばくの可能性を考慮し、「（独）放射線医学総合研究所」へ搬送。診察の結果内部被ばくはなし。3 月 17 日退院）

４．その他の被害
・3 月 11 日の地震発生の際に、福島第二原子力発電所において、協力会社の１名（クレーンオペレータ）が死亡。（タワークレーンが折れ、オペレータルームがつぶれ、頭に当たった模様。）
・3 月 11 日に協力会社の１名を病院へ搬送（後日脳梗塞と判明）
・3 月 12 日に急病人１名発生（脳卒中、救急車搬送、入院中）
・3 月 12 日に管理区域外にて社員 1 名が左胸の痛みを訴えて救急車を要請（意識あり、現在、自宅療養中。）
・3 月 12 日に社員１名が左腕裂傷、病院へ搬送し手当（既に仕事復帰）
・3 月 13 日に社員２名が中央制御室での全面マスク着用中に不調を訴え、福島第二の産業医の受診を受けるべく搬送（１名は既に仕事復帰、残り１名は自宅療養中）
・3 月 22 日､23 日に共用プールで仮設電源盤の作業中に協力会社の２名が負傷し、産業医のいる福島第二原子力発電所へ搬送。（１名は既に仕事復帰、残り１名は自宅療養中）
・4 月 7 日午後、福島第一原子力発電所構内北側の土捨て場において、土のう作りをしていた作業員１名が体調不良になったため、Ｊビレッジに搬送し、身体サーベイにより汚染なしを確認した後､救急車にていわき市立共立病院に搬送された。4 月 8 日、「脱水、一過性意識消失」と診断。
・4 月 9 日午前 9 時 19 分、水処理建屋において全面マスク着用でケーブル処理作業を行っていた協力企業社員 1 名の気分が悪くなり､建屋の外にある蓋のずれたマンホールに足を踏み入れて負傷したため、病院へ搬送しました。診断の結果、「右膝挫傷」「右膝内側側副靱帯損傷疑い」と診断。なお、身体サーベイの結果、汚染はないことが確認された。
・4 月 10 日午前 11 時 10 分頃、２号機ヤードにおいて排水ホースの敷設作業を行っていた協力企業社員１名の気分が悪くなったため、Ｊビレッジに搬送後、同日午後 2 時 27 分に救急車で総合磐城共立病院へ搬送。なお、身体への放射性物質の付着はないことが確認された。
・4 月 23 日午後 4 時 30 分頃、発電所構外（楢葉町内生コン工場）において、作業員１名がコンクリートミキサーで使用したホースの接続部の手入れ作業を行っていた際に、液体が飛散し目に入った。目に痛みを感じたことから、Ｊヴィレッジに搬送し産業医の診察を受けた後、受診できる眼科が近くになかったため、念のため救急車にていわき市立共立病院へ搬送。左目に軟膏等の処方を受け、眼帯をして宿舎に帰宅したが、専門医が不在であったため、4 月 24 日に再診したところ、中等度の結膜炎で１週間程度の通院治療を要すると診断された。なお、通

常業務は行えることとのことから、4 月 24 日から普通作業（内業）に従事している。

・5 月 5 日午前 11 時頃、福島第一原子力発電所西門外側駐車場で、仮設休憩所組立作業中の協力企業作業員１名が、脚立から転落し負傷したため、福島労災病院へ搬送された。なお、当該作業員の汚染はなかった。

・5 月 14 日午前 6 時 50 分頃、福島第一原子力発電所集中環境施設において、排水処理関連作業（機材搬送作業）を行っていた協力企業作業員１名が体調不良となった。本人は意識が無く、自発呼吸もなかったため、Ｊビレッジに搬送し医師の診察後、救急車にて総合磐城共立病院へ搬送された。なお、身体サーベイの結果、汚染はないことが確認された。

その後、午前 9 時 33 分に死亡が確認された。

・5 月 23 日午前 10 時 20 分頃、サイトバンカー建屋１階大物搬入口付近で、処理水タンクの荷下ろし作業を行っていた協力企業作業員１名が左手を負傷。福島第一原子力発電所医務室にて診察し、Ｊビレッジにて再診察を行った後、同日午後 0 時 50 分頃、総合磐城共立病院へ救急車で搬送。身体への汚染なし。

・5 月 31 日午後 1 時 30 分頃、集中廃棄物処理施設で、ケーブル敷設作業を行っていた協力企業作業員１名が、右手第２指を負傷。念のため発電所医務室で点滴を実施後、午後 2 時 26 分にＪビレッジに向けて業務車で搬送。午後 3 時 35 分に救急車にてＪビレッジから福島労災病医院へ搬送。身体への汚染なし。

・6 月 4 日午前 9 時頃、集中廃棄物処理施設プロセス主建屋 1 階で滞留水回収プロジェクト作業の現場監督を行っていた協力企業作業員 1 名が体調不良を訴えた。その後、救急車及びドクターヘリで総合磐城共立病院に搬送された。身体への汚染なし。6 月 8 日に、「一過性意識消失発作・脱水症」と診断された。

・6 月 5 日午前 10 時頃及び午前 10 時 15 分頃、ポンプ関係のケーブル敷設作業を実施していた作業員 2 名が体調不良を訴え、福島第一原子力発電所医務室で診察を実施後、Ｊビレッジに搬送された。その後、作業員のうち 1 名は、救急車及びドクターヘリで総合磐城共立病院に搬送され、診察を受けた結果、「脱水症」の疑いがあり、１週間程度の入院・加療が必要と診断。もう 1 名の作業員は、救急車で福島労災病院へ搬送され、診察を受けた結果、「脱水症　３日間の自宅安静を要す」との診断。身体への汚染なし。

・6 月 6 日午後 7 時 10 分頃、集中廃棄物処理施設焼却工作建屋において、協力企業作業員 1 名が足を滑らせて左胸部を接触し、左肋骨を負傷。発電所医務室での医師の診察および手当てを実施後、午後 8 時 10 分にＪビレッジに向けて搬送。午後 9 時 22 分頃に救急車にて総合磐城共立病院へ搬送。身体への汚染なし。6 月 10 日、「脾臓損傷、肋骨骨折」と診断された。

・6 月 9 日朝、Ｊビレッジから福島第一原子力発電所に出社途中の東電社員が体調不良を訴え、福島第二原子力発電所で降車し、Ｊビレッジに戻って診察を受けた後、救急車及びドクターヘリで総合磐城共立病院へ搬送した（11:22 に到着）。

・6 月 23 日午後 2 時 45 分頃、福島第二原子力発電所１，２号機サービス建屋チェ

ックポイントにおいて、物品搬出の立ち会い作業をしていた警備員が、壁に掛かっていた消化器に服を引っかけ落下させ、右足小指を負傷。警備員をＪビレッジに搬送し、同日午後 3 時 58 分、到着。医師の診察後、救急車にて、同日午後 4 時 30 分、総合磐城共立病院へ搬送し、治療後、帰宅。なお、身体サーベイにより汚染がないことを確認。6 月 24 日、再度診療を受けた結果、右第５趾裂創、末節骨骨折により約 4 週間の通院加療を要する見込みと診断。

・6 月 24 日午後 1 時 30 分頃、福島第一発電所構内（屋外）において、仮設タンクの設置作業を行っていた協力企業作業員１名が体調不良を訴え、午後 2 時 26 分、Ｊビレッジに向けて業務車で搬送。同日午後 3 時 14 分、救急車にてＪビレッジから総合磐城共立病院へ搬送。身体への汚染はなし。診察を受けた結果、「熱中症」との診断。

・7 月 18 日午前 10 時 6 分頃、福島第一発電所展望台入口付近にて、電柱上でケーブル接続作業を行っていた協力企業作業員１名が約３ｍの高さから転落し負傷たため、午前 10 時 50 分、Ｊビレッジに向けて業務車で搬送。同日午後 0 時 22 分、救急車及びドクターヘリで総合磐城共立病院に向けて搬送。診察を受けた結果、「右橈骨遠位端骨折、左橈骨遠位端骨折、左肘内側側副靱帯損傷」との診断。

＜住民避難の状況（7 月 28 日 12:00 現在）＞

3 月 15 日 11:00、内閣総理大臣の指示により、福島第一原子力発電所半径２０ｋｍから３０ｋｍ圏内の住民に対して、屋内退避を指示。その旨を福島県及び関係自治体へ連絡。

福島第一原子力発電所２０ｋｍ圏外及び福島第二原子力発電所１０ｋｍ圏外への避難は、措置済。

・福島第一原子力発電所２０ｋｍから３０ｋｍ圏内の屋内退避について、徹底中。

・福島県と連携して、屋内退避圏内の住民の生活支援等を実施。

・3 月 28 日、官房長官から福島第一原子力発電所から半径２０ｋｍ圏内の立ち入り規制の継続について発言。同日、原子力災害現地対策本部から関係市町村に対して、２０ｋｍ圏内の避難地域への立入禁止について通知。

4 月 21 日 11:00、内閣総理大臣の指示により、福島第二原子力発電所で発生した事故に関する避難区域を福島第二原子力発電所から半径１０ｋｍ圏内から半径８ｋｍ圏内に変更するよう指示。

4 月 21 日 11:00、内閣総理大臣の指示により、福島第一原子力発電所から２０ｋｍ圏内を警戒区域に設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入禁止、又は当該区域からの退去を指示。（警戒区域の発動日時：4 月 22 日 0:00）

4 月 22 日 9:44、内閣総理大臣の指示により、福島第一原子力発電所から２０ｋｍから３０ｋｍ圏内の屋内退避を解除するとともに、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定し、当該区域内における避難のための計画的な立退き若しくは常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を居住者等が行うよう

指示。

5 月 15 日より、飯舘村及び川俣町において町村の斡旋する移転先への計画的避難が開始。避難済及び避難先が確定している方（自主避難を含む）は、7 月 14 日時点で飯舘村で 6,137 人（対象人数 6,177 人、約 99%）、6 月 10 日時点で川俣町で 1,240 人（対象人数 1,252 人、約 99%）。残りの住民の方についても、計画的避難が円滑に行われるよう町村の取組を引き続き支援。

原子力災害対策本部は、6 月 16 日、原子力安全委員会の意見も聴いて、「事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される特定の地点への対応について」を定めた。この対処方針に基づき、国及び福島県で行った環境モニタリングの結果を踏まえて、除染が容易ではない年間 20mSv を超えると推定される地点を「特定避難勧奨地点」とし、該当する住民の方に対して注意喚起、避難の支援や、促進を行う。特に、妊婦や子供のいる家庭等の避難を促していただけるよう、自治体と相談していく。

原子力災害現地対策本部は、福島県及び伊達市との協議を踏まえ、6 月 30 に伊達市の 104 地点（113 世帯）に対して「特定避難勧奨地点」を設定し、伊達市に通知。

原子力災害現地対策本部は、福島県及び南相馬市との協議を踏まえ、7 月 21 日に南相馬市の 57 地点（59 世帯）に対して「特定避難勧奨地点」を設定し、南相馬市に通知。

＜警戒区域への一時立入りについて＞

・次の市町村で、住民の一時立入りを実施。

川内村（実施日 5 月 10 日, 12 日）、葛尾村（同 5 月 12 日）、田村市（同 5 月 22 日）、南相馬市（同 5 月 25 日, 27 日, 6 月 7 日, 8 日, 14 日, 15 日, 18 日, 19 日, 28 日, 29 日, 7 月 6 日, 7 日, 14 日, 15 日, 22 日, 23 日）、富岡町（同 5 月 25 日, 6 月 6 日, 7 日, 8 日, 9 日, 14 日, 15 日, 18 日, 19 日, 28 日, 29 日, 7 月 6 日, 7 日, 14 日, 15 日, 22 日, 23 日）、浪江町（同 5 月 26 日, 27 日, 6 月 4 日, 5 日, 11 日, 12 日, 21 日, 22 日, 25 日, 26 日, 7 月 1 日, 2 日, 9 日, 10 日, 16 日, 17 日, 24 日, 25 日, 26 日）、双葉町（同 5 月 26 日, 27 日, 6 月 6 日, 9 日, 11 日, 12 日, 21 日, 22 日, 25 日, 26 日, 7 月 1 日, 2 日, 9 日, 10 日, 16 日, 17 日, 24 日, 25 日, 26 日）、大熊町（同 6 月 4 日, 5 日, 6 日, 9 日, 11 日, 12 日, 21 日, 22 日, 25 日, 26 日, 7 月 1 日, 2 日, 9 日, 10 日, 16 日, 17 日, 24 日, 25 日, 26 日）、楢葉町（同 6 月 6 日, 7 日, 8 日, 9 日, 14 日, 15 日, 18 日, 19 日, 28 日, 29 日, 7 月 6 日, 7 日, 14 日, 15 日, 22 日, 23 日）

・次の市町村で、車の持ち出しを実施。

南相馬市（実施日 6 月 1 日, 17 日, 7 月 3 日, 11 日, 19 日, 27 日）、川内村（同 6 月 1 日）、田村市（同 6 月 2 日）、大熊町（同 6 月 2 日, 24 日, 7 月 4 日, 12 日, 19 日, 20 日, 27 日, 28 日）、双葉町（同 6 月 2 日, 24 日, 7 月 4 日, 12 日, 20 日, 28 日）、浪江町（同 6 月 2 日, 17 日, 7 月 3 日, 11 日, 19 日, 27 日）、葛尾村（同 6 月 2 日）、富岡町（同 6 月 17 日, 24 日, 7 月 4 日, 12 日, 19 日, 20 日, 28 日）、楢葉町（同 6 月 24 日, 7 月 4 日, 12 日, 20 日, 28 日）

＜飲食物への指示＞

原子力災害対策本部長より、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川の知事に対して、以下の品目について、当分の間、出荷等を控えるよう指示。

また、原子力災害対策本部は、出荷制限等の発動・解除の考え方については、原子力安全委員会の助言も踏まえ、以下のように整理した。

・出荷制限・解除の対象区域は、汚染区域の拡がりや集荷実態等を踏まえ、市町村単位など県を分割した区域ごとに行うことも可能とする
・暫定規制値を超えた品目の出荷制限については、汚染の地域的拡がりを勘案しつつ総合的に判断
・出荷制限の解除は、福島第一原子力発電所の状況を勘案しつつ、約１週間ごと検査を行い、３回連続で暫定規制値を下回った品目・区域に対して実施
・ただし、原子力発電所から放射性物質の放出が継続している間は、解除後も引き続き約１週間ごとに検査を実施

（１）出荷制限・摂取制限品目（7 月 28 日 12:00 現在）

都道府県	出荷制限品目及び対象市町村	摂取制限品目及び対象市町村
福島県	○原乳（田村市※1、南相馬市※2、川俣町（山木屋の区域に限る）、桑折町、棚倉町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村※1、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会津若松市、天栄村、柳津町、昭和村、金山町、只見町、昭和村、檜枝岐村、玉川村） ○非結球性葉菜類（（ホウレンソウ、コマツナ等）すべて）（田村市※1、南相馬市※2、川俣町（山木屋の区域に限る）、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村） ○結球性葉菜類（キャベツ等）（田村市※1、南相馬市※2、川俣町（山木屋の区域に限る）、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村） ○アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）（田村市※1、南相馬市※2、川俣町（山木屋の区域に限る）、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村） ○カブ（田村市※1、南相馬市※2、川俣町	○非結球性葉菜類（（ホウレンソウ、コマツナ等）すべて）（田村市※1、南相馬市※2、川俣町（山木屋の区域に限る）、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村） ○結球性葉菜類（キャベツ等）（田村市※1、南相馬市※2、川俣町（山木屋の区域に限る）、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村） ○アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）（田村市※1、南相馬市※2、川俣町（山木屋の区域に限る）、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村）

	（山木屋の区域に限る）、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村） 〇しいたけ（露地で原木栽培されたもの：福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市※1、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村※1、施設で原木栽培されたもの：伊達市、本宮市、新地町） 〇たけのこ（伊達市、相馬市、南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、三春町、西郷村） 〇くさそてつ（こごみ）（福島市、桑折町） 〇牛※3 〇うめ（福島市、伊達市、相馬市、南相馬市、桑折町） 〇イカナゴの稚魚（コウナゴ）（全域） 〇ヤマメ（養殖を除く）（秋元湖、檜原湖、小野川湖及びこれら湖への流入河川、長瀬川（酸川との合流点から上流部分に限る）、阿武隈川（支流を含む）、真野川（支流を含む）） 〇ウグイ（阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む）、真野川（支流を含む）） 〇アユ（養殖を除く）（阿武隈川のうち信夫ダムの下流（支流を含む）、真野川（支流を含む）、新田川（支流を含む））	〇しいたけ（露地で原木栽培されたもの：飯舘村） 〇イカナゴの稚魚（コウナゴ）（全域）
茨城県	〇茶（全域）	
栃木県	〇茶（鹿沼市、大田原市、栃木市）	
群馬県	〇茶（桐生市、渋川市）	
千葉県	〇茶（野田市、成田市、勝浦市、八街市、富里市、山武市、大網白里町）	
神奈川県	〇茶（相模原市、南足柄市、小田原市、中井町、松田町、山北町、愛川町、真鶴町、湯河原町、清川村）	

※１：福島第一原子力発電所から半径 20㎞圏内の区域に限る

※２：福島第一原子力発電所から半径 20㎞圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る

※３：県外への移動（12 月齢未満の牛のものを除く）及びと畜場への出荷を制限

（２）水道水の飲用制限の要請（7 月 28 日 12:00 現在）

制限範囲	水道事業（対象自治体）
利用するすべての住民	なし
乳児 ・対応を継続している水道事業	なし
・対応を継続している水道用水供給事業	なし

＜消防機関の活動状況＞

・3 月 22 日 11:00～14:00 頃：新潟市消防局及び浜松市消防局が大型除染システムの東京電力による設営を指導。

・3 月 23 日 8:30～9:30、13:30～14:30：新潟市消防局及び浜松市消防局が大型除染システムの東京電力による運用を指導。